

令和7年第4回定例会

美郷町議会議案等

令和 7年12月 5日 開会
令和 7年12月 8日 閉会

美郷町議会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

(令和6年度対象)

令和7年12月

美郷町教育委員会

目 次

1. 美郷町の教育施策	1頁
2. 美郷町教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	2頁
(1) 点検・評価の対象	
(2) 点検・評価の方法	
(3) 評価の区分	
3. 点検・評価結果	
(1) 教育委員会の活動	3頁
(2) 学校教育の充実	4頁～6頁
(3) 家庭教育の振興	7頁
(4) 社会教育の振興、生涯学習の充実	8頁
(5) 健康の増進と生涯スポーツの振興	9頁
(6) 文化の高揚	10頁
4. 総合評価・知見の活用	11頁
5. 知見の活用	11頁

1. 教育施策

美郷町の教育全般の振興を図るため、教育基本法の理念及び宮崎県教育基本方針を踏まえ、人間尊重の精神を基本とし、一人一人が豊かな人間性を培い、変動する社会に創意工夫と生きがいをもって対応できるよう、「たくましい体」「豊かな心」「すぐれた知性」を備え、郷土並びに国家の有為な形成者として、心身ともに調和のとれた人間形成をめざした教育推進を図る。

(1) 教育委員会の活動

美郷町教育委員会では美郷町の行政委員会の一つの独立した機関として、教育行政を担い美郷町教育基本方針を決定し、その実現の為に活動を積極的に実施する。

(2) 生涯学習の充実、社会教育の振興

生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰もが必要に応じて自分に適した方法で学び、学習が生活の一部となる環境づくりを推進するとともに、自己の実現と生きがいを目指す生涯学習の効果的運営を図り、各種学級、講座、教室の開設等、学習機会の拡充と関係施設の整備充実に努め、自治公民館活動をはじめ、社会教育関係団体等の活性化に資する。

(3) 学校教育の充実

学校教育では、児童生徒一人一人の個性や能力を最大限に伸ばし「知・徳・体」の調和のとれた健やかな園児児童生徒の育成を目標とし、県の重点施策を総合的・体系的に示した「宮崎県教育振興基本計画(令和5年6月策定)」の趣旨を踏まえた施策を展開する。

さらに、本町の教育資源を生かし「ふるさとを愛する心と豊かな国際感覚を育み、確かな学力を身に付け、自分に自信と誇りがもてる、心豊かな人材を育成する」ことを目標とした「美郷ならではの教育」推進する。

(4) 家庭教育の振興

家庭教育は、「生きる力」「心の教育」の基盤を確立するため、すべての教育の出発点であるとの認識を深めるとともに、家庭が本来果たすべき役割を見据え、家庭の教育力向上に努める。

(5) 健康の増進と生涯スポーツの振興

生涯を通じた健康づくりは、心身ともに健康な生活を送ることを目標に、意識的に実践することで実現できるものと考えられることから、健康な生活に関する意識の啓発を図るとともに、スポーツ活動の積極的な指導及び普及に努め、生涯スポーツの振興・充実に努める。

(6) 文化の高揚

町民の教養を高め、豊かな心を育み、生活に生きがいと活力・潤いを生み出すために、文化施設を活用して町民が進んで文化活動に参加できるよう支援するとともに、文化財の保護・管理に万全を期し、適正に活用する。

2. 美郷町教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うことが義務付けられており、その際、教育に関し学識経験を有する方の知見の活用を図ることとされている。

本町教育委員会においてもこの規定にもとづいて点検・評価をまとめるとともに公表する。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(1) 点検・評価の対象

令和6年度美郷町教育基本方針をもとに、令和6年度の美郷町教育委員会の主要事務を点検・評価の対象とする。

(2) 点検・評価の方法

点検・評価に当たっては、現状や背景を踏まえ、施策・事業の目標に対する実績を明らかにし、自己点検・自己評価を行う。また、法に基づき、点検・評価の客観性を確保するため、学識経験を有する外部の方からのご意見をいただき、これらをもとに、結果をとりまとめて議会に提出するとともに公開する。

(3) 評価の区分(目標の達成率)

A・・・達成している。(100%)

B・・・ほぼ達成している。(80%)

C・・・概ね達成している。(60%)

D・・・達成に至っていない。(50%)

3. 点検・評価結果

(1) 教育委員会の活動

事業名	事業内容	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
教育委員会の開催	教育に関する事務を管理及び執行するため、定例教育委員会、臨時会を開催する。また、各種の研修会に参加し、教育行政の課題等への理解を深める。	美郷町教育基本方針策定、規則の改正や美郷町の抱える教育的課題等について議論する。また、必要に応じて臨時会を開催する。さらに積極的に各種の研修会に参加する。	年度当初の職員紹介や、毎回課長補佐も会議に参加するなど、風通しの良い教育委員会運営に努めた。また、当月に加え、先2か月の行事予定の説明、及び本町の教育行政の課題について議論を重ねた。	定例会議において、現在の本町の教育における課題について、深い議論が展開された。また、管内教育委員会合同研修会に参加することができた。 【開催日数】 定例会 10回 臨時会 1回 議案数 9件 (内、承認5件、認定4件)	A (評価の理由) 定例会を計10回、臨時会を1回開催し、各議案や教育課題について議論を深めた。	令和6年度から美郷南学園が校種を義務教育学校に改めたことを含め、「美郷ならではの一貫教育を目指して(令和5年3月策定)」の改編と進化を図る。また、各種研修会については積極的に参加することとしたい。	毎年実施している「義務教育学校に関する教職員アンケート」結果を反映させながら改編を行う。その際、学校運営協議会委員の意見も参考とする。

(2) 学校教育の充実

事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
1 学校教育の充実	令和6年度に美郷南学園が義務教育学校へ校種を改変した。これにより、町内同規模3校が義務教育学校(幼稚園を併設)になったことから、その強みを十分に生かし、さらなる教育活動の充実を努める。	義務教育学校の教育活動の充実を図る。	○連続性のある学びと多様な交流活動の実現 ○教員の専門性を生かした教育活動の充実 ○特別支援教育の視点に立った教育活動の充実 ○地域とともに運営する学校づくりの推進 ○子どもに寄り添う時間の確保と業務の効率化	ブロック制や異年齢集団を生かした教育活動を展開し、集団の形成に積極的にかかわるリーダー性を育成することができた。さらに、地域行事への意図的・積極的な参加を促すことで社会性を高めることができた。	B ----- (評価の理由) 連続性のある学びや多様な交流活動、複式学級の解消(南1・西1・北2)、部活動の充実などが見られる。一方で美郷北で起きた事案を顧みて今後に生かしていかなければならない。	同規模校3校が義務教育学校の強みとそれぞれの特色に応じ、さらなる教育活動の充実を図っていく必要がある。また、児童生徒一人一人の特性やおかれた環境を注意深く見守り、学年間(教員間)でしっかりとないでいくことが重要である。	毎年実施している「義務教育学校に関する教職員アンケート」を生かし、魅力ある学校づくりに努める。また、SCやSSWとのさらなる連携、また、学校内における情報共有を徹底し、組織的に個々の児童生徒、そして保護者にしっかりと寄り添った指導を徹底していく。
	学校ICT教育関連事業の充実を努める。	学校に配置しているタブレットや各種パソコンの保守に努める。また、GIGAスクールサポーターを配置し、ICT関連事業を充実させる。	計画的な校務用パソコンの更新と維持保守業務を行う。	計画通り事業を実施し、児童・生徒用タブレット端末整備事業(9,074,120円)、GIGAスクール推進事業学校用パソコン保守委託事業(9,799,400円)を実施した。	A ----- (評価の理由) 遅滞なく学習環境を整備することができた。	児童生徒用のタブレットの更新や、校務用パソコン保守委託料、学習情報ネットワーク構築事業委託料等、財政負担が大きなものとなっている。	機器の導入等については、年次計画により財政負担を均一化する。
	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の充実を図る。	「地方創生事業(地区別定住戦略[ちくせん])」との連携と学校運営協議会委員の更なる意識の高揚を図る。	各学校において、教育委員会主導で年2回、その他にも「ひなた場」と保護者や地区住民で組織する学校運営協議会を開催する。	各校の特色に応じた地域とともにある学校づくりに向け学校運営協議会を開催した。西郷(令和6年4月17日・令和7年3月5日)、美郷北(令和6年4月15日・令和7年3月11日)、美郷南(令和6年4月24日・令和7年3月3日)	A ----- (評価の理由) 北郷・西郷は2期目4年目の委員が中心となり、充実した学校運営協議会になっている。	協議会をさらに充実させるために、保護者や地域住民の皆様に対する組織の説明を行うとともに学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の情報発信が必要である。	町のケーブルテレビを活用し学校運営協議会の活動を広く紹介する。また、ホームページでの発信も行う。
2 特別支援教育の充実	支援を必要とする園児・児童・生徒が増加傾向にある。	個に応じ、義務教育学校の強みを十分に生かし、継続した指導の実践と支援体制の充実を図る。	学校・保護者・関係機関との連携による支援体制の充実を図るとともに、町単独の通級指導教室を実施し児童・生徒の個に応じた指導を実践する。また、チーフCo.やエリアCo.等とともに訪問相談を行い、学校の組織的対応に係る助言と関係者による研修会を開催する。	本年度も県・町による連携した通級指導が実施され、一人一人に寄り添った指導が行われた。また、教育支援委員会を7/25,11/7,2/15に開催し情報共有を図った。訪問相談は美郷北6/10、西郷6/19、美郷南6/24に開催した。通級指導教諭や特別支援教育担当者においては、県による研修会に参加するなど、実践的な指導力の向上が図られた。	A ----- (評価の理由) 園児・児童・生徒の実態に即した指導を行うことができた。	保育園、幼稚園との連携をさらに深め、継続的な教育支援体制の充実が必要である。また、通常の学級における支援が必要な児童生徒に対しても継続的な支援体制が必要である。	通常の学級担任や管理職も含めた全職員の特別支援教育に対する知見を高める。

	事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
3	学校部活動の充実	部活動の地域連携・地域移行へ向けた具体的な取り組みが必要とされている。	県の補助事業(補修等のための指導員等派遣事業)を活用し、各学校の要望する部活動指導員を積極的に配置する。	専門性の高い地域の部活動指導員を配置することにより、生徒のニーズに沿った部活動の設置と技術力の向上を目指す。合わせて教職員の働き方改革に資することを目的とする。(西郷に陸上ソフトテニス男子、美郷南に野球、美郷北にバレーボールとソフトテニス女子の部活動指導員を配置した。)	指導力を有する部活動指導員により、技術力の向上と教職員の働き方改革に資することができた。同時に休日拠点校方式を導入(南・野球、北・ソフトテニス女子)し、対外試合への参加も可能となった。	A ----- (評価の理由) 生徒の意欲的な取り組みと技術力の向上、さらに、部活動の選択肢を増やすことができた。	部活動指導員の増員を図り、部活動の地域連携・地域展開(移行)を推進する。	人材の育成、確保に努めていく。
4	就学前・幼児教育の充実	就学前教育と幼児教育の充実を目指し、令和6年度・7年度において、県福祉保健部ごと政策課事業「幼保小連携・接続推進体制整備事業」の指定を受けた。	幼保小連携教育の内容を踏まえ、義務教育学校への移行が円滑に行えるよう、各地区における「架け橋カリキュラム」の策定を行う。	幼児期から遊びを通した総合的な学びと、幼児期の教育・保育と義務教育前期課程とが円滑に接続されるよう「架け橋カリキュラム」の策定を目指し、幼保小の職員が一堂に会し協議を行う。	推進委員会議9/10、幼保小実務者会議(南2/21、3/4・西2/4、2/13、2/2・北2/7、2/18、3/3)、幼保小合同研修会10/8、先進地視察[日南市]10/29を実施し協議を重ねた。幼児教育施設間、幼児教育施設と義務教育学校間における相互理解の促進が図られ、交流事業への発展も見られた。これらから、各地区ごとの「架け橋カリキュラム」が策定された。	B ----- (評価の理由) 幼稚園併設の義務教育学校であるため、幼小との交流は多いが、保との幼小の交流の少なさが浮き彫りとなった。	「架け橋カリキュラム」の検証と改善、そして、保育園との交流の増加・継続・充実が課題とされる。また、町内認可外保育園との連携を図っていく。さらには、今後の園児数の減により、3園の運用についても検討の時期を迎えている。	幼保小の連携・接続の推進を目的とした会議や研修会を継続して実施する。推進委員会議2回、推進委員会研修会1回、実務者会議3回、各校・各園研修会1回を開催するなど、保育園との連携強化を図る。
5	給食の充実	令和2年度に学校給食完全無償化事業を開始した。物価高騰の煽りがある中、今後も継続しながら地産地消に取り組む。	米や豆腐、肉(牛・豚・鶏)、野菜などの地産地消に努める。また、各種災害時用学校給食用非常食を配備する。	県産食材や美郷町産の食材、加工品等の調達を継続する。また、各校給食3食分の非常食を確保する。全校、9月4日防災の日に根菜汁。他に南学園は11月5日の停電により、救給カレーと根菜汁を提供。	町内産の米や豆腐、肉(牛・豚・鶏)、ズッキーニ、南高梅、さんかん、ミニトマト、なば手羽餃子、ゆずドレッシング、新玉ねぎ、たけのこ、干し椎茸の提供を行い好評を得た。非常食については、救給カレー、救給根菜汁、ふりかけ、メープルゼリーを配備した。	A ----- (評価の理由) 安全安心な県・町産食材を提供でき、子どもたちの食への関心を高めることができた。	町産食材を積極的に提供した食育の充実と、災害時や突発的な事案に備えた給食用非常食の整備が必要とされる。また、児童生徒数の減に伴い、給食センター3施設の運用について検討に入る時期を迎えている。	今後も、町産食材を調達し食育の充実に努める。また、給食用非常食の確保に努める。
6	学校支援訪問	町内学校の支援訪問を行っている。	町立幼稚園と義務教育学校の教育活動の充実を図るため、町教委と北部教育事務所が連携し、教育委員や指導主事等とともに学校に支援派遣を行い、教育機能の充実と振興を図る。	北部教育事務所の協力を得ながら、美郷北・西郷・美郷南学園の学校支援訪問を実施し、指導力の向上と学校の諸課題の解決を目指す。	支援訪問を実施し、授業における改善点や取り組みについて確認することができ指導力向上につながった。 【支援訪問日】 ・美郷北(9月25日) ・南学園(10月31日) ・西郷(11月13日)	A ----- (評価の理由) 教職員一人一人が授業や学級経営を振り返り、授業改善に向けての課題や取り組みを明らかにした。	幼保の遊びから義務教育前期課程の学びへのスムーズな連携・接続を図るとともに、美郷ならではの学びの在り方が課題とされる。	北部教育事務所や幼児教育スーパーバイザーによる訪問を設定する。また、授業研究会等を通して美郷ならではの学びの研究を推進する。

	事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
7	スクールカウンセラー巡回訪問事業	子どもを取り巻く環境は常に変化しており、それに早急・的確に対応する必要がある。また、学校における組織的な対応が求められている。	スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施と学校と支援センターの情報共有、及び関係機関との連携を図る。	公認心理師(町内居住)をスクールカウンセラーとし、諸課題のある児童・生徒のカウンセリングを行った。校内での情報共有と家庭との連携強化に努めた。さらに、町健康福祉課(保健師)や要保護児童等対策協議会との連携を図った。	各学校の定期巡回回数(4月～3月)で西22回・北22回・南23回、合計67回、前年度比2.5倍であった。その中で、児童・生徒のカウンセリングが47件あった(前年度比1.5倍)。スクールカウンセラーと学校が連携し対応したことで、改善が図られるなど未然防止の効果が表れている。また、必要に応じケース会議を開催し各組織と連携した対応をとることができた。	A ----- (評価の理由) 各課題の情報共有が図られ、組織的に対応することができた。	複雑・多様化する諸課題に対し、関係機関等との連携をさらに強化し、迅速に組織的な対応が求められている。	定期的なカンファレンスにより、各種課題等の情報共有と専門機関との連携を図る。
8	高校生の就学支援	高校に進学する生徒の負担を軽減する必要がある。	申請された高校生に対し就学支援補助金の交付を行う。	年度当初に募集を行い、申請があった高校生に対し遅滞無く就学支援補助金の交付を行う。	令和6年度は延65名に総額6,500,000円を補助した。 1人につき 月10,000円 (4月8月を除く)	B ----- (評価の理由) 高校生を有する保護者の財政負担軽減のため、本事業の再構築が息がれる。	物価高騰も相まって就学に係る費用が増大している。支援補助金の見直しを計画している。(令和6年12月、令和7年1月に保護者との意見交換会を実施)	高校生スクールバス事業と関連した見直しを行う。
		日向・門川への通学生の交通手段を確保する。	高校生スクールバスを安全に運行する。	往路、早バス・遅バス、復路、早バス・遅バスの4便を運行する。	13名/日の利用があり、1,960,350円の利用料金収入があった。	B ----- (評価の理由) 運行に関しては安全に留意したが、過年度運行分に寄付金の未納がある。	スクールバス路線外の南郷地区、北郷地区に不公平感がある。また、費用対効果の検証が必要である。	スクールバスの廃止へ向けた意見交換会を継続する。(R5から開始している。R12年度をもって廃止の方向で協議している。)
9	育英奨学金貸与事業	高校や大学等の就学生に対し補助を行う。	新規に奨学生を募集すると共に既存の奨学生に対して奨学金を貸与する。	新規の奨学生を募集し育英審議会において審査し貸与を行う。	令和6年度新規奨学生17名、既存奨学生32名に総額19,340,000円の貸与を行った。 高校生 月20,000円 大学生 月50,000円	A ----- 遅滞無く貸与を実施することができた。	育英奨学金における返還未納者への対策の強化が必要である。	債権代行契約による回収等の取り組みの強化に努める。(R6 4名分 31件を回収)

(3) 家庭教育の振興

	事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
1	家庭教育の充実	各学校単位における家庭教育学級を実施している。	幼・義務教育前期、後期の発達段階に応じた家庭教育学級を開設する。	各幼稚園・学校の特色を生かし、学級委員長と学級主事(教頭)を中心に魅力ある事業計画を作成し、内容の充実と参加者の増員を図る。	年度内に開催回数が6回～10回開催されている。内容もメディア安全教室、カラダゆるゆる体操、子育て男塾など各校特色のある活動がなされている。	B ----- (評価の理由) 家庭教育学級のさらなる充実と参加者の偏りの改善と増員を期待したい。	参観日での開催や視察研修の実施など工夫改善がみられたが参加者の偏りがある現状である。また、近年増加傾向にある「不登校」に関するカリキュラムも必要とされる。	県教委による家庭教委サポートプログラムの導入を推進する。また、カリキュラムの見直しを積極的に行う。
2	成人証書授与式	令和4年4月改正民法施行に伴う成人年齢引き下げに対応した成人証書授与式を継続して開催する。	8月15日(木)に令和6年度で18歳成人となる対象者に対して成人証書授与式を開催する。	旧南郷村・西郷村・北郷村時代の伝統を引き継ぎ、成人としての自覚と責任を促す成人証書授与式を挙げる。	整然とした中で式典が進められ、参加者からは成人としての意識が芽生えたとの感想が聞かれた。また、保護者からは町主催による祝儀に感謝する様子が見られた。式典後には、子どもとメディアみやざき代表とんぐりこども診療所院長の糸数智美先生による講演「デジタル社会をかしこく生きるために」を実施した。	A ----- (評価の理由) 成人者番号を付した成人証書を町長が授与し、成人としての自覚と責任を意識づけることができた。	改正民法の施行に伴う、成人証書授与式の在り方(成人式の意義等)について、町の姿勢を継続・浸透させる必要がある。	本来の成人式の在り方・意義等について周知を図っていく。
3	青少年派遣交流事業の充実(豊見城市子ども会育成連絡協議会・日韓親善林川中学校交流事業)	学童疎開を縁とする沖縄県豊見城市子ども会育成連絡協議会との交流事業で、平和学習や姉妹都市交流において貴重な事業である。	平和学習及び交流を目的とし、美郷北義務教育学校、西郷義務教育学校の6年生とジュニアリーダー(7・8年・9年生)を豊見城市へ派遣する。	平和学習等の事前研修活動やエイサーによる文化交流、及び姉妹都市盟約の理解と豊見城市の方々の交流を行う。	本町からの派遣34名(引率8名含む)、豊見城市からの訪問35名(引率8名含む)により、訪問時は豊見城市を中心に夕食交流会やエイサー交流会、ハーリー体験を行った。受入れ時は「うなま夏祭り」への参加や川遊び、歓迎交流会でエイサーの披露を行った。	A ----- (評価の理由) 天候にも恵まれ、訪問、受け入れと全日程を無事に終了することができた。	事前学習、事後の振り返りなどの充実が課題とされる。	費用対効果の検証と教職員も同行するなど、修学旅行との融合化(保護者の負担軽減)へ向けて研究していく。
		大韓民国林川中学校と美郷南学園が姉妹校盟約を縁として交流事業を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響で途絶えていた訪韓及び交流を実施する。併せて林川中学校との姉妹都市盟約30周年更新の調印と記念式典を行う。	姉妹校盟約30周年を記念し、美郷南学園7年生と9年生21名と引率7名、計28名を忠清南道扶餘郡林川面の林川中学校に派遣する。	CIRによる大韓民国の歴史や文化について事前研修活動を行う。また、忠清南道扶餘郡林川面の林川中学校を訪問し姉妹校盟約30周年記念式典での調印式や交流活動を行う。	美郷南学園7・9年生21名、引率者7名が忠清南道扶餘郡林川面の林川中学校を訪問し交流活動を実施した。また姉妹校盟約30周年記念の調印式を実施した。また、博物館見学や市場散策、遺跡見学などを行い、国際的な視野を広げた。	A ----- (評価の理由) 5年ぶりの訪問と30周年記念調印式が実施された。	事業の趣旨を再確認し、修学旅行との融合化を含め、持続可能な交流事業とする必要がある。	事前事後のWeb交流等を継続し、事業のさらなる発展を期す。また、他校の教職員も同行するなど修学旅行との融合化について調査研究を行う。

(4) 社会教育の振興、生涯学習の充実

	事業名	現状と課題	本年の目標	目標達成の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
1	生涯学習の充実	スマホやパソコンの普及により、個人の学びに大きな変容がみられる。新たな生きがい教室の構築が課題である。	町民がいつでもどこでも誰でも自由に学習機会を選択し、学ぶことができる生きがい教室を開催する。また、生涯学習人材バンクの更新を行い、図書館や各事業所等へ配布する。	生涯学習人材バンクの活用を図り、新たな生きがい教室の開催を計画する。①提案型・②要望型・③派遣型の充実を図る。	85回の生きがい教室(昨年度比20回増)を開催し、昨年とほぼ同数の延べ364人が参加した。 【主な講座】 ・韓国語(料理)教室 ・染物教室 ・コーヒーの淹れ方教室 ・つまみ細工教室 ・お菓子作り教室 ・水墨画教室 ・お芝居教室	A ----- (評価の理由) 依然として男性の参加が少ないが、参加者からは好評を得ている。	男性の参加がしやすい、実益につながるなど新たな生きがい教室の構築が求められている。	生涯学習人材バンクの更新を行った。今後さらに周知を図っていく。また、オンラインによる講座の検討を行う。
2	公民館活動支援	人口減少の進む中、地域コミュニティの核である公民館活動を支援する必要がある。(公民館運営補助金)	各公民館の活動を支援するため、均等割りど世帯数割りによる補助金を交付する。	均等割り85,000円、世帯数割り2,300円(旧地域づくり活動支援金1,300円を含む)を交付する。	町内29自治公民館に合計7,090,300円を交付した。	A ----- (評価の理由) 早期の補助金交付に努めた。	公民館の維持管理費(電気代等)が増大している。猛暑に対応するため空調設備の充実が急がれる。	補助金交付要綱の見直しを図りながら継続的な支援を行う。
		各公民館から要望のある施設の維持補修の対応が必要である。(公民館・集会施設維持補修事業)	地域コミュニティの核たる施設である公民館の維持補修について、補助交付要綱に基づき予算の範囲内で補助金を交付する。	各公民館よりの補助の申請に対し改修費用については、2/3、備品購入費用については、1/3を補助する。また、避難施設である公民館の雨戸設置については9/10を補助する。	神門下、中、上、上区公民館に対し、公民館・集会所維持補修補助金として、雨戸取付改修工事補助金合計3,656,000円を交付するなど、その他町内5公民館に合計で7,060,000円を交付した。	A ----- (評価の理由) 要望のあった維持補修について補助金を交付することができた。	老朽化等による維持補修と熱中症対策として空調設備整備の要望が増加すると考えられる。	要望に対し、緊急性・安全性を考慮しながら計画的に対応していく。
3	図書館の充実	生涯学習の拠点施設として、町内3図書館の充実に努め、町民の読書環境の整備促進を図る。	生涯学習の拠点として図書館を位置づけ、各種の読書活動推進事業を展開する。また、成果をあげている、届ける図書館「美さ本」のさらなる充実を図るため、移動図書館車両を購入する。	美郷町読書活動推進事業「美郷町本活事業【美さ本】」を実施し、図書館利用が困難な方々へ、図書館職員が向き本の貸し出しを継続し、さらなる読書活動の推進に努める。	美郷町読書活動推進事業総利用者数663名で貸出冊数が1,757冊で前年比247冊の増となっている。今後も引き続き町民の読書環境の充実に努める。	A ----- (評価の理由) 「美さ本」とともに、図書館の利用者が増加した。令和5年度に続き6年度の利用者数9,295名に増加(令和5年度から32名増)	美さ本での利用が多い大活字本の充実が課題となっている。また、町内3館の情報発信は新たな強化が必要とされる。さらに、県の「ひなた電子図書館」の活用について、図書館職員による学校図書館支援、その他図書館利用者への支援が急がれる。	大量貸し出しの利用やマイラインの活用を図る。また、町立図書館専用のホームページの開設を目指す。

(5) 健康の増進と生涯スポーツの振興

	事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
1	健康の増進と生涯スポーツの振興(各種スポーツ大会・スポーツ少年団活動)	スポーツに親しむ機会の創出	町スポーツ協会の活動を支援し、あわせて町民の健康づくりに寄与する。	美郷町スポーツデー(10月27日)を中心に各種スポーツ団体や各地区におけるスポーツイベントの開催を促進する。	美郷町スポーツデーは衆議院選挙と重複し実施できなかった。スポーツ協会の加入者数の減少が進んでいる。南郷地区のソフトボール連盟の脱退などにより前年比460名の減。	B (評価の理由) 町スポーツ協会の育成とニュースポーツ人口の拡充が必要である。	スポーツ関係団体の継続的な支援と、スポーツ人口の拡充による町民の健康促進が課題である。	町スポーツ協会の育成とスポーツ推進員によるニュースポーツイベント等の紹介を行う。
			市町村対抗駅伝競走大会への参加とロードレースin百済の里の開催	1月13日(月・成人の日)に第15回市町村対抗駅伝競走大会に出場した。10月10日に選手選考会議、11月24日に結団式を行った。第27回ロードレースin百済の里は10月17日に実行委員会を開催し、2月23日に大会を開催した。	市町村対抗駅伝競走大会は3位に入賞することができた。ロードレースin百済の里については、通常開催とすることができ、304名のエントリーがあった。	A (評価の理由) 両大会とも十分な成果を収めることができた。	市町村対抗駅伝大会については、今後選手選考が課題となる。また、ロードレース大会は年々参加者が減少傾向にあり、運営方法の改善が課題である。	大会参加、開催に関し実行委員会の継続的な支援を行う。
			スポーツ少年団の活動を支援する。	日向市・東臼杵郡スポーツ少年団ブロック大会の開催。 【本町のスポーツ少年団(4団体、66名)】 ・バレーボール(1団体、11名) ・軟式野球(1団体、24名) ・ソフトテニス(1団体、12名) ・サッカー(1団体、19名)	日向市・東臼杵郡スポーツ少年団ブロック大会の軟式野球とバレーボールの大会を本町において開催した。	A (評価の理由) 充実した大会が開催された。	スポーツ少年団員が前年比10名の増があった。	スポーツ少年団の継続的な支援を行う。
2	体育施設の充実と利用の促進	体育施設の整備充実と活用促進を図る。	計画的な体育施設の整備の充実と活用を推進する。	計画的に施設の整備を実施する。また、老朽化した施設は解体する。	体育施設に関して、令和6年度は西郷農村環境改善センター玄関の手すり設置工(181,500円)、西郷義務教育学校テニスコート外灯設置工事(341,000円)、南郷農林業者トレーニングセンター屋根防水工事補修工事(21,542,400円)を実施し、施設の維持管理に努めた。	A (評価の理由) 計画通り整備された。	公共施設維持管理計画による施設の維持管理が課題となっている。	公共施設維持管理計画を更新し、継続して計画的な維持管理に努める。

(6) 文化の高揚

	事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
1	文化財の指定・保護	県内でもトップクラスとなる、町内90件の国・県・市町村指定文化財についてその魅力の発信し文化財保護意識の高揚を図る必要がある。	町民の文化財保護意識の高揚を図る。	町指定天然記念物の保全と管理を行う。	樹木医の指導を受け、町指定天然記念物(北郷地区カンフ、ヒイラギ・西郷地区イチヨウ)の保全事業を実施し、その保存に努めた。天然記念物樹木保全(7年経過したイチヨウ支柱の取り換え)委託料1,098,821円	A ----- (評価の理由) 文化財保護の啓発が図られた。	国・県・町指定の文化財90件の適正な保護(保存)・継承・活用が求められる。特に活用については、映像による文化財の紹介が必要とされる。	「美郷町の文化財(平成21年)」の更新を検討する。
2	文化・芸術事業の推進	地域に残る貴重な伝統・郷土芸能の保存や継承が課題となっている。	町内の伝統・郷土芸能保存団体の育成に努める。	伝統芸能保存事業を充実させ、活動を支援する補助金を交付した。	文化財保存調査委員会より諮問を受け、教育委員会で認定した団体に対し補助金交付申請の奨励を行い、23団体に活動支援補助金(上限80千円)を交付した。総額1,188,000円	A ----- (評価の理由) 郷土に残る貴重な伝統文化の保存・継承に資する。	継続した支援が必要である。	新たな団体の掘り起こしを行う。
		文化芸能を保存・継承するため映像による記録が必要とされる。	郷土芸能の映像保存を行う。	4Kによる映像記録を行い、郷土芸能の保存・継承に資する。	北郷地区市木臼太鼓踊りを4K映像により記録し、保存・継承を図る。	A ----- (評価の理由) 映像として記録された。	今後も郷土芸能団体の保存を継続する必要がある。	年次計画的に記録・保存を進めるとともに、そのスピードアップのため記録する団体の数を増やしていく。
		郷土の歌人「小野葉桜」の顕彰活動を継続する。	葉桜短歌賞の募集を実施し、葉桜まつり・葉桜短歌賞表彰式を行う。	葉桜短歌賞の募集を5月から8月にかけて広く行い、表彰式等を開催する。	葉桜短歌賞の募集については、応募者数1,131名・1,513首(前年1,082名・1,419首)の応募があった。11月3日に表彰式と選者である伊藤一彦氏による記念講演を行った。	A ----- (評価の理由) 町内外からの多くの応募があった。	顕彰活動を粛々と継続していく。	葉桜顕彰会組織の見直しと新たな顕彰活動の検討を行う。

4. 総合評価

毎年実施する教育委員会の「自己点検及び評価」は、教育委員会の活動や管理・執行の内容について再確認し、その進捗状況を振り返る良い機会となっている。教育委員会の活動については、定例会において美郷町教育基本方針に沿い熱心に議案の討議がなされ、教育行政に生かすことができた。また、学校支援訪問により教育現場を直に確認することで、各種課題の洗い出しや児童生徒、教職員の様子を肌で感じるなど、学校と教育委員会の連携が図られた。課題としては、より積極的な研修会やWeb会議への参加があげられる。

学校教育の充実については、本年度に美郷南学園が義務教育学校へ校種を改変し、町内同規模校3校が義務教育学校となった。これにより、町全体でその強みを生かした教育活動の充実化が図られた。今後も幼稚園教育との連携を深め、各学校の特色に応じながら、さらなる教育活動の充実と発展を推進したい。ICT教育に関しては、校務用パソコンと児童・生徒のタブレットの更新を順調に行うことができた。今後もスムーズに年次計画的による更新に努め、ICT教育環境の充実を図りたい。特別支援教育については、本年度においても町単独の通級指導2名〔スマイル(ことば)・チャレンジ(学習・生活)〕と県派遣による通級指導が連携し指導にあたるなど、一人一人の困難さに応じた切れ目のない支援を行った。また、長期間の欠席や心身の不安や不調を訴えるなど心因的に不安定な児童生徒に対応することを目的として、スクールカウンセラーによる各学校の定期巡回を昨年度の2.5倍として実施した。そこでのカウンセリングも昨年の1.5倍となるなど、その重要性が高まっている。今後も関係機関との連携を深めながら組織的に対応していく。就学前・幼児教育の充実に関しては、「幼保小連携・接続推進体制整備事業」により「架け橋カリキュラム」の策定を行った。推進会議や実務者会議で幼保小それぞれの相互理解も深まっており、今後も継続してカリキュラムの検証と改善を行っていく。学校教育に関する目標に関しては、総合的に達成できたものと評価している。

生涯学習・社会教育については、青少年派遣交流事業において新型コロナウイルス感染症で、往来による交流ができていなかった韓国林川(イムチョン)中学校との現地交流が再開された。姉妹校盟約30周年を記念した調印式も行われるなどグローバル化が図られた。また、学童疎開を縁とする沖縄県豊見城市との交流事業についても、平和学習や文化交流で大きな成果をあげている。今回、歴史ある両事業の継続とさらなる充実化を目指し、修学旅行との融合を研究することを目的に、それぞれ教頭に同行いただいた。今後、交流先の意見を踏まえつつ、保護者負担の軽減、授業時数の確保などの面からも融合化を前向きに進めたい。生涯学習の充実については、「生きがい教室」の充実化を図り85の講座を開設した。課題として男性の参加が少ない点があるが、参加者からも好評をいただいております。今後もニーズの把握と生涯学習人材バンクの周知及び活用を図り、生涯学習の振興に努める。また、生涯学習の拠点施設とする町立図書館において、読書活動推進事業「みさ本」では貸出冊数も1,757冊と前年比247冊の増、また、図書館利用者も微増となった点は評価される。文化・スポーツ面においては、郷土の歌人小野葉桜を顕彰する文化振興事業「葉桜短歌賞」への全国からの応募者数が1,131人、また、第15回を記念し町民からの寄付金によりユニフォームを新調して挑んだ市町村対抗駅伝競走大会は3位に入賞するなど、町民の一体感を醸成するうえでも大きな成果をあげている。これらから、総合的ににおいて社会教育・生涯学習の推進に関する目標に関しては、達成したものと評価している。

5. 知見の活用

教育委員会の活動については、法令に基づき、概ね適切に事務執行されている。

町内3校すべてが義務教育学校となった本年度、これまで10年以上にも及ぶ美郷町の幼小中一貫教育の成果や知見を踏まえて教育活動に取り組みされた。一方で、各学校における学年間・教員間の情報共有や保育所との連携にやや課題が見られる。本年度策定された「架け橋カリキュラム」の実践の蓄積やその検証・改善も含め、美郷町ならではの幼小中一貫教育のさらなる発展が期待される。いずれの学校も9年間(幼稚園も含めた11年間)の子どもたちを抱えているとはいえ小規模であり、スクールカウンセラーによる各学校の巡回の増加や児童生徒のカウンセリングの利用の増加などは、きめ細やかな指導を支えることになったのではないだろうか。また、部活動指導員の活用や部活動の地域連携・地域展開は、生徒たちの意欲的な活動の推進、小規模校とはいえ部活動の選択肢の増加、教職員の働き方改革への貢献など成果を上げている。これらの持続可能な取組が望まれる。

高校生への就学支援や育英奨学金貸与事業に関しては、寄付金・返還未納などの課題が続いている。昨今の物価高騰なども相まって容易に解決できる問題ではないが、町民との丁寧な対話等を通じて改善が図られることを期待する。

新型コロナウイルス感染症の影響の減少もあり、家庭教育、社会教育、生涯スポーツ等の充実した取組がなされた。とりわけ、成人証書授与式や、沖縄県豊見城市・大韓民国林川中学校との交流事業は、美郷町の特色ある取組である。成人式の在り方や意義の周知、費用対効果、特別活動との融合化などそれぞれに課題はあるが、未来を担う子ども・青年にとって有意義な活動となるよう改善を図りたい。また、郷土芸能の4Kによる映像記録は興味深く、計画的かつ迅速な記録・保存が望まれる。

教育委員会による適正な事務の管理及び執行を通じ、今後も美郷町の教育が充実・発展するよう祈念する。

令和 7年 11月 6日

外部評価者氏名

遠藤 宏 

報告第15号

損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第11号）の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月5日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

議会の委任による町長専決事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会に報告するものである。

専決第11号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年10月2日

美郷町町長 田中 秀俊

記

事故発生日時	令和7年8月28日 午後5時0分
事故発生場所	宮崎県東臼杵郡美郷町北郷黒木
相手方	柳田 義美
原因・状況等	柳田義美氏が普通乗用車で林道二子山東線を走行中、道路を横断するグレーチングの隙間に右前方タイヤがはまり、パンクした。
損害賠償の額	4,340円

報告第16号

損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第12号）の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月5日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

議会の委任による町長専決事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会に報告するものである。

専決第12号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年10月6日

美郷町町長 田中 秀俊

記

事故発生日時	令和7年9月11日 午後2時0分
事故発生場所	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代
相手方	宇津 好子
原因・状況等	町雇用の会計年度任用職員が町有施設周辺の草刈りを行っていた際、沿線道路を走行中の宇津好子氏の車両に石が飛び、フロントガラスが破損した。
損害賠償の額	143,077円

議案第 67 号

美郷町過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条の規定により、美郷町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定したいので議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 5 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

令和 3 年 4 月 1 日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力のさらなる向上を実現するための各種取り組みについて定めた、美郷町過疎地域持続的発展計画を策定したいので本案を提出する。

令和7年第4回美郷町議会定例会全員協議会
「美郷町過疎地域持続的発展計画の策定について」説明資料

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要

- ・ 国の過疎地域の対策として、「過疎地域対策緊急措置法」が昭和45年に10年間の時限立法として制定され、以来50年、四次にわたり特別措置法が施行されてきた。令和3年3月末で「過疎地域自立促進特別措置法」が期限を迎えたため、令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行された。
- ・ 新法では、過疎地域の役割、課題、目指す姿を同法前文で明らかにするとともに、過疎地域の自立に向けて持続的発展を実現することが重要であるとの認識に立った上で、過疎地域が地域の実情に応じて実施する施策に対し特別措置を講じるために立案され、全会一致の議員立法として成立した。

○過疎地域の現況

	過疎市町村※	全国	過疎地域の割合
関係市町村数 (R6. 4. 1)	885	1,719	51.5%
人口 (R2 国調：千人)	11,669	114,185	9.3%
面積 (R2 国調：km ²)	238,675	377,976	63.1%

※ 過疎市町村には「みなし過疎」と「一部過疎」を含む。

みなし過疎…合併後の新市町村が過疎地域の要件を満たさなくても、人口や面積などの一定要件を満たせば新市町村の全域を過疎地域とみなすもの（本県にはない）。

一部過疎……合併前の旧市町村のみを要件を満たせば過疎地域とみなすもの（旧東郷町など）。

2 新法による支援措置（R3. 4. 1～）

- ・ 国税の特例、地方税の減収補填措置
業種に「情報サービス業等」を追加、取得価額要件の引下げ、等
- ・ 都道府県代行（基幹道路、公共下水道）
基幹道路等の整備を財政力の弱い過疎市町村に代わって都道府県が実施
- ・ 配慮措置
市町村からの提案があった時の規制の見直しの配慮など配慮措置を充実
- ・ 過疎対策事業債
充当率100%、元利償還70%の交付税措置を継続
- ・ 国庫補助率のかさ上げ
公立学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

他

3 施行期日等

- ・ 施行期日：令和3年4月1日
- ・ 期 間：令和13年3月31日まで10年間の時限

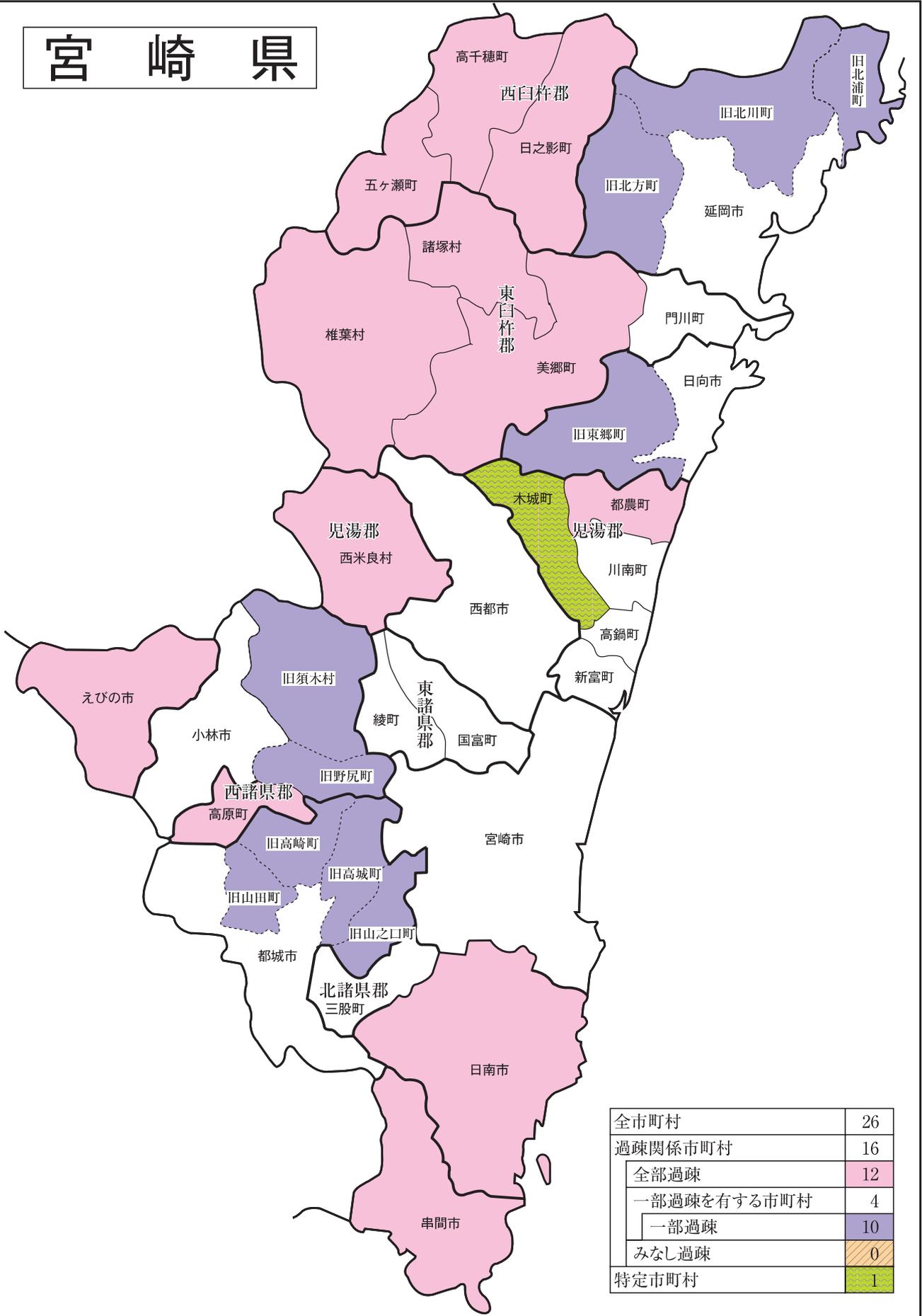
4 過疎地域持続的発展市町村計画（美郷町過疎地域持続的発展計画）

- ・ 新過疎法の目的を踏まえて、計画の名称が変更された（自立促進→持続的発展）。
- ・ 新過疎法第8条に基づいて、県との協議（10月24日完了）及び町議会の議決を経て定める。議決後、関係大臣へ提出する。
- ・ 計画期間は、令和8年度から令和12年度の5年間とする。
- ・ 新過疎計画からは、人口に関する目標を定めることとなっていることから、第3期総合戦略の人口目標との整合性を確保し設定する。

令和2年度	令和12年度	令和27年度
	過疎計画目標	総合戦略目標
4,826人	4,100人	3,000人

- ・ 計画の達成状況の評価として、計画期間満了後の令和13年度において町議会へ報告する。
- ・ 過疎地域では外部からの人材を確保すること等が重要であることから、計画の区分に「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」が追加された（旧過疎計画では「その他」の区分）。

宮 崎 県



全市町村	26
過疎関係市町村	16
全部過疎	12
一部過疎を有する市町村	4
一部過疎	10
みなし過疎	0
特定市町村	1

美 郷 町

過疎地域持続的発展計画

(案)

(令和8年度 ~ 令和12年度)

宮崎県東臼杵郡美郷町

1 基本的な事項

- (1) 美郷町の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 人口及び産業の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 市町村の行財政の概況・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 地域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・・・・・ 6
- (5) 地域の持続的発展のための基本目標・・・・・・・・ 7
- (6) 計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・ 7
- (7) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (8) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・ 7

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

3 産業の振興

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (4) 産業振興促進事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (5) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・ 19

4 地域における情報化

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・ 21

5 交通施設の整備、交通手段の確保

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・ 34

6 生活環境の整備

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・ 42

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	43
(2)	その対策	45
(3)	計画	46
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	47
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	48
(2)	その対策	49
(3)	計画	50
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	50
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	51
(2)	その対策	52
(3)	計画	55
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	56
10	集落の整備	
(1)	現況と問題点	57
(2)	その対策	57
(3)	計画	57
11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	58
(2)	その対策	58
(3)	計画	58
12	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	現況と問題点	59
(2)	その対策	59
(3)	計画	59
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	60
(2)	その対策	60
(3)	計画	60
○	過疎地域持続的発展特別事業【再掲】	61

1 基本的な事項

(1) 美郷町の概況

ア 市町村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

美郷町は、宮崎県北部のほぼ中央に位置し、平成 18 年 1 月 1 日に旧南郷村、旧西郷村、旧北郷村が合併して誕生した町である。総面積は、県土の約 6% に当たる 448.84 km² であり、その約 89% が山林である。町の中央部には耳川が東西に貫流し、北部に五十鈴川、南部に小丸川が流れ、これらの河川の上流域に位置し、北は日之影町と延岡市、東は日向市と門川町、南は西都市と木城町、西は諸塚村と椎葉村に接している。

気候は、年間平均気温が 16.5 度、降雨量が 3,000 ミリを超える典型的な温暖多雨気候である。初霜は 11 月下旬ごろで、晩霜は、例年 4 月中ごろ、時には 5 月上旬まで降り、農作物に被害を及ぼすことがある。

公共交通機関は、日向市と結ぶ路線バスと町内を走るコミュニティバスのみである。また、道路整備状況は、国道 3 路線、県道 4 路線があり各種産業の幹線道路として、日常生活においても極めて重要なものとなっている。

本町の産業は、農林業が基幹産業である。農業は、水稻を中心に畜産等による複合経営が中心であったが、近年では、完熟金柑やミニトマト等の施設型農業と畜産専業型及び梅・栗等の農産物の加工による高付加価値型農業が展開されつつある。林業は、森林整備計画に基づく下刈りや除間伐等の保育管理の施業を実施し、緑豊かな森林資源を形成し地域経済の一翼を担っている。

イ 市町村における過疎の状況

本町の人口は、国勢調査の数値で、昭和 50 年は 11,436 人であったが、令和 2 年は 4,826 人で、45 年間に 6,610 人、約 58% が減少している。

人口構成の高齢者比率については、昭和 50 年の国勢調査において 14.4% だったのに対し、令和 2 年には 52.0% と県内自治体の中で最も高く、急激に高齢化が進み町民の約 2 人に 1 人が高齢者となっている。また、若年者比率については、昭和 50 年に 12.8% であったが、令和 2 年には 5.8% と減少し続けている。

本町は、平成 28 年度に第 2 期美郷町総合計画を策定し、計画の目標を「豊かで活力のある安全・安心な郷づくり ～心ひとつに未来を築く笑顔のまち～」と位置付け、少子高齢化対策として、安心して子どもを産み育てるための子育て支援体制の整備や自然条件を活かした産業振興を実施し、人口の増加策を総合的に推進してきた。

しかし、基幹産業である農林業の低迷や後継者不足、地元への就職先の不足による若年労働者層の流出などにより人口減少が続き、これは高齢化率上昇の要因にもなっている。

このような中、合併した平成 17 年度より「美郷町過疎地域自立促進計画」を策定し、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、保健・医療の充実、教育の振興、さらに都市農村との交流人口増加のためのイベント開催などを実施してきたが、人口の減少、高齢化率の増加に歯止めをかけられていない。

※高齢者比率：65 歳以上の比率。若年者比率：15～29 歳の比率。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等における位置付け等を踏まえた市町村の社会経済的発展の方向の概要

本町は、宮崎県の他の中山間地域と同様に人口の減少・高齢化が進んでいる状況であり、その対策としては、農林業の振興が不可欠な要素となっている。

基幹産業である農業は、農業基盤の整備充実はもとより、従来行われてきた水稻を中心とする複合型経営に加えて、施設型農業・畜産専業型農業・高付加価値型農業を推進するなど、足腰の強い農業経営を図るための施策を実施する必要がある。

農業とともに基幹産業である林業は、安価な輸入木材使用による国産材の価格低迷等により林業就業人口が減少するとともに、林業従事者の高齢化が顕著となっている。林業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、木材の低価格等により森林所有者の山づくりへの意欲が減退していることを踏まえ、若い人材を広く募るべく担い手確保対策を積極的にすすめ、各種制度の活用による森林所有者の負担軽減を図るとともに、林産物の有効活用を図る必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、令和2年国勢調査によると4,826人であり、昭和35年から昭和50年までの15年間で41.1%の減、昭和50年から平成2年までの15年間で21.4%の減、平成2年から平成17年までの15年間で23.5%の減、平成17年から令和2年までの15年間で29.8%減と依然として過疎化は進んでいる。

また、15歳未満の比率は昭和35年が39.1%、平成2年が17.9%、令和2年が8.7%で少子化が確実に進行している。一方、65歳以上の高齢者人口の比率は昭和35年で7.1%、平成2年で23.1%、令和2年で52.0%と高齢化が急速に進んでいる。

本町の産業別の就業構造は、令和2年の国勢調査で、就業人口は2,500人であり、第1次産業38.2%、第2次産業14.6%、第3次産業47.2%となっている。県全体の構成比と比較して、農業・林業・建設業・公務等が高くなっている。

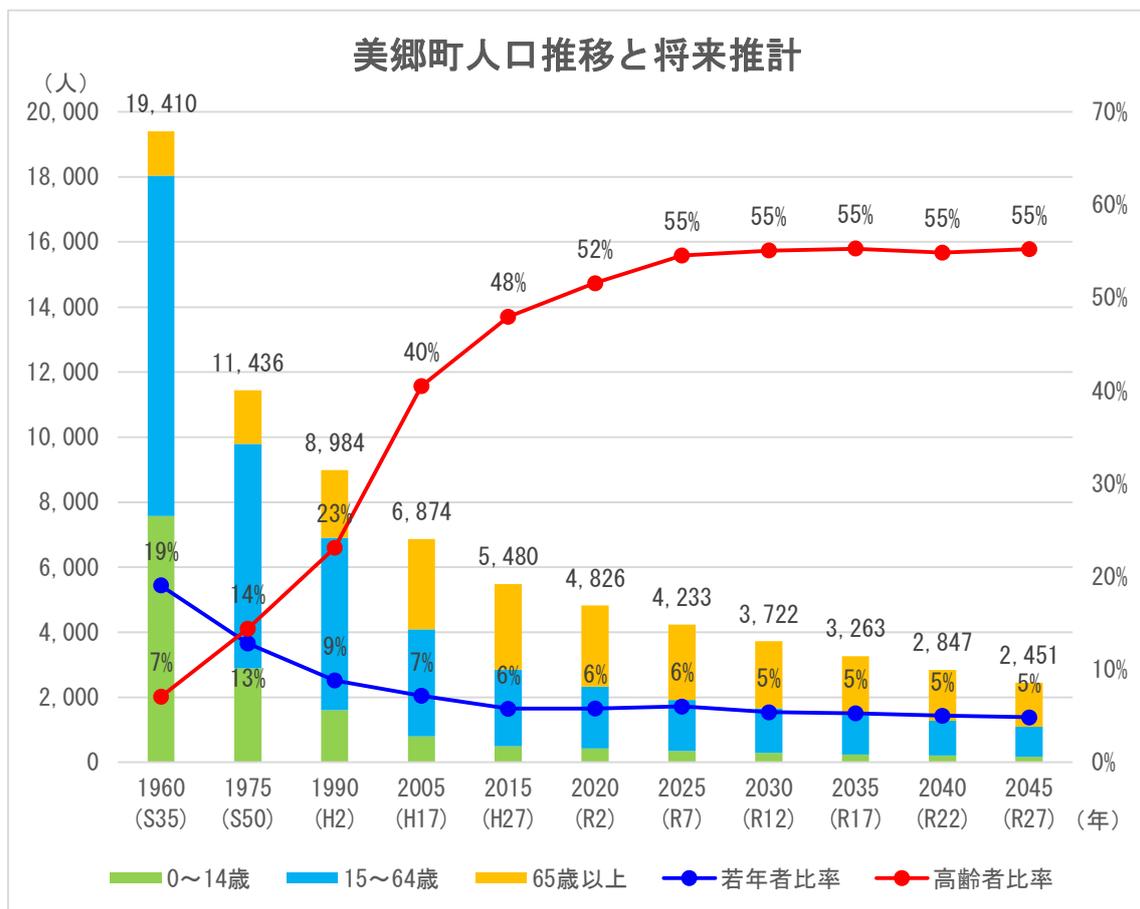
また、就業者の年齢構成は、県全体と比べて60歳以上の割合が高く、15歳～44歳の割合が低くなっており、第1次産業を中心に就業者の高齢化が進んでいる。

産業別町内生産額では、建設業、サービス業、公務などが高い割合を占めている。本町の基幹産業である農林業は、小規模な経営が多く、また、所得水準は県平均を大きく下回っている。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	19,410	11,436	-41.1	8,984	-21.4	6,874	-23.5	5,480	-20.3	4,826	-11.9
0歳～14歳	7,581	2,892	-61.9	1,606	-44.5	799	-50.2	491	-38.5	422	-14.1
15歳～64歳	10,458	6,898	-34.0	5,305	-23.1	3,292	-37.9	2,361	-28.3	1,915	-18.9
うち 15歳～ 29歳(a)	3,696	1,462	-60.4	791	-45.9	492	-37.8	317	-35.6	280	-11.7
65歳以上 (b)	1,371	1,646	20.1	2,073	25.9	2,783	34.2	2,628	-5.6	2,489	-5.3
a/総数 若年者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
	19.1	12.8	—	8.9	—	7.2	—	5.8	—	5.9	—
(b)/総数 高齢者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
	7.1	14.4	—	23.1	—	40.5	—	48.0	—	51.6	—

表1-1(2) 人口の見通し



国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所より)

(3) 市町村行財政の状況

本町の財政規模は、一般会計で合併時の平成 18 年度に 128 億 4 千 7 百万円であったものを、健全財政への取組みにより令和 6 年度決算では 103 億 5 千 9 百万円となっている。一般会計の起債残高は、平成 17 年度末の合併時において 135 億円であったが、令和 6 年度末で 62 億 1 千 9 百万円となり、合併以来計画的な返済に努めてきた。平成 18 年度から平成 24 年度までの 7 年間の計画期間とする「美郷町公債費負担適正化計画」を策定し、地デジ対策を含む地域情報化対策や小中一貫教育の推進に投資的経費を注入したものの、7 年間の平準化を図り、後年度負担の軽減に努めてきた。また令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間の計画期間とした「第 3 次美郷町公債費負担計画」として、今後とも後年度負担の軽減に努めて行くこととしている。平成 20 年度から実施となった財政健全化判断比率で見ると、令和 6 年度決算では、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字、将来負担比率も黒字(平成 20 年度 61.3%)と改善した。実質公債比率は、7.3%(平成 20 年度 20.6%)と 10%を下回る数値へと改善された。今後とも計画的な返済と起債計画のもとに努力することが強く求められている。

また、社会経済や行政需要の変化に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されていなければならないが、弾力性の度合いを判断する指標の一つとしての経常収支比率は、令和 6 年度決算において 81.2%(平成 20 年度 95.6%)で、これも改善は見られるもののまだまだ高い水準で推移しており、行政改革等による人件費抑制や行政経費の削減・合理化を推進し、町民一体となった行財政改革で財政構造の硬直化の解消を図らなければならない。同じく令和 6 年度において財政の健全性を表す実質収支比率は 2.1%、財政力を示す財政力指数は 0.19、町の財政負担の度合いを示す公債費負担比率は 13.7%である。

町財政は、全体として、健全化の方向で進んでいるものの、引き続き税収など自主財源が乏しい財政構造の不安定さがある。自主財源の比率は、令和 6 年度決算で 24.5%と脆弱であり、国・県の制度事業を有効に活用することや、地方債も償還額の一部が交付税に参入される有利な地方債を選択するなど財源確保に努める必要がある。

今後とも、このような財政状況を踏まえ、町の均衡ある発展と町民生活及び福祉向上を図るため、限られた財源を効率的・重点的に配分する編成方針の下、地方交付税の合併算定から一本算定への移行や少子・高齢化への対応、多様化する住民ニーズ、「地方創生」などの課題に対応できる安定的で健全な財政基盤の構築に努力する必要がある。

主要公共施設の整備状況は、従来重点施策として位置付け実施してきたところである。産業振興の基盤である道路の整備状況は、住民生活に密着した町道の総延長は 545,824m であり、改良率・舗装率とも着実に伸びているものの、改良率 36.0%、舗装率 63.0%であり、十分であるとはいえない。また、農道は、一定要件農道の延長が 5,311m、林道は、総延長が 427,831m で、林野 1 ha あたりの延長が 10.7m であり、中山間地域の生活関連道としても機能している。

生活環境の重要な位置を占める水道施設は、水道普及率 87.7%とほぼ町内全域に普及しているものの、老朽化している施設の維持・補修が大きな課題となっている。ま

た、水洗化率については、農業集落排水事業の導入、合併処理浄化槽の設置により97.8%となっているものの、環境保全のためにも未整備世帯への推進が急務である。

医療施設については、病院1施設、診療所2施設、歯科診療所3施設があるが、医師不足が大きな課題であり、だれもが安心して受診できる診療体制の整備を図る必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和6年度
歳入総額 A	10,047,334	8,657,160	8,055,883	11,105,328
一 般 財 源	6,188,002	5,678,127	5,086,882	5,694,195
国 庫 支 出 金	1,131,023	613,671	627,639	1,009,343
都 道 府 県 支 出 金	874,959	580,888	735,560	1,782,239
地 方 債	1,138,681	1,017,894	764,399	752,973
うち過疎対策事業債	532,300	342,800	308,500	206,400
そ の 他	714,669	766,580	841,403	1,866,578
歳出総額 B	9,804,493	8,472,724	7,840,744	10,359,013
義 務 的 経 費	3,324,121	3,006,228	2,825,559	2,896,064
投 資 的 経 費	2,457,294	1,731,494	1,768,288	3,499,804
うち普通建設事業	2,239,887	1,409,324	1,382,433	1,167,221
そ の 他	4,023,078	3,735,002	3,246,897	3,963,145
過 疎 対 策 事 業 費	2,983,278	2,341,290	2,682,405	1,854,789
歳入歳出差引額 C (A-B)	242,841	184,436	215,139	746,315
翌年度へ繰越すべき財源 D	39,278	73,751	61,657	639,341
実質収支 (C-D)	203,563	110,685	153,482	106,974
財政力指標	0.15	0.14	0.16	0.19
公債費負担比率 (%)	21.5	18.3	19.8	13.7
実質公債費比率 (%)	16.3	7.5	7.6	7.3
起債制限比率 (%)	—	—	—	—
経常収支比率 (%)	84.0	83.8	93.3	81.2
将来負担比率 (%)	—	—	—	—
地方債現在高	9,725,042	9,674,458	8,341,454	6,219,253

(注) 1 上記区分については、地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末	令和 6 年度末
市 町 村 道						
改 良 率 (%)	18.8	25.0	31.7	34.1	35.0	36.0
舗 装 率 (%)	34.6	56.9	61.9	62.5	62.6	63.0
農 道						
延 長 (k m)	—	—	—	—	113.2	113.2
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	74.0	74.7	89.9	97.8	107.0	107.0
林 道						
延 長 (k m)	—	—	—	418.1	427.1	427.8
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	10.4	10.6	10.7
水 道 普 及 率 (%)	73.4	80.8	92.0	91.1	86.3	87.7
水 洗 化 率 (%)	3.0	12.4	62.8	95.0	97.5	97.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	3.6	6.4	7.3	7.8	10.5	7.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

町民が美郷町に誇りと愛着を持ち、安全・安心にして、快適で幸せな生活を享受できるための将来像を「豊かで活力のある安全・安心な郷づくり～心ひとつに未来を築く笑顔のまち～」とし、その実現ために、町民と行政が協働して取り組む基本方針を次のとおりとする。

○ 豊かな郷づくり

豊かな郷づくりのために、本町の基幹産業である農林業を軸にした地域産業を振興し、所得水準の向上を図り、将来にわたって生活の安定を確立することを基本とする。

ア 活力ある産業づくり

経済基盤となる産業の活性化を図り、地域の豊かな森林資源や人材、これまで培ってきた農林業の振興策を積極的に展開する。

さらに、基幹産業である農林業をはじめ、商工業、観光業などの育成を図るとともに、産業間・地域間の連携を図る。

○ 住みよい郷づくり

住みよい郷づくりのために、豊かな自然とふれあい、安全で快適な生活ができる環境を整えることを基本とする。

ア 快適な生活基盤づくり

広域的な交流・連携を支える道路や情報通信基盤をはじめ、上水道・生活排水処理施設、住宅環境の整備、地域資源である森林など自然環境に対する流域連携を促進し保全を図る。

イ 安全で安心な暮らしづくり

乳幼児から高齢者まで、すべての世代が将来にわたって安心して生活できるよう、地域社会での支えあいや、施設の広域的活用を配慮しつつ、福祉・保健・医療の充実を図るとともに、防犯灯などの整備や消防体制の充実を図る。

○ 心豊かな人間性を育む郷づくり

心豊かな人間性を育む郷づくりのために、次代を担う子どもたちが規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身につけ、豊かな人間性を育むよう発育段階などに応じた様々な奉仕活動・体験活動の機会を充実させることを基本とする。

ア 次代を担う人づくり

本町の資源、施設、人材等を広域的・効果的に活用し、教育・文化・スポーツなどの施策を充実し、さらに、地域の人材や資源を有効に活用した特色ある教育機関の配置を図り、人材の育成を推進する。

イ 魅力ある地域づくり

コミュニティ活動に対する支援を充実し、地域の伝統文化の保存継承・活用を図り、地域の活力や魅力を高め、観光振興・産業振興においても、地域の特色や資源を最大限に活用し国内外との交流を推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の活性化と持続的発展を果たしていくためには、人口減少に歯止めをかけるための対策が必要不可欠である。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来人口推計によると、本町の将来人口は令和12年には3,722人（令和2年比22.9%減）、令和17年には3,263人（同32.3%減）になるとされている。

令和7年3月に策定の「第3期美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、令和27年には2,451人となる社人研の将来推計人口を、各種取組みの成果により、3,000人を目標としている。この推計に基づき、本計画の最終年である令和12年度末における目標人口を4,100人と定める。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、計画期間満了後の令和12年度において町議会へ報告を行うこととする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

美郷町公共施設等総合管理計画は、本町の所有する各公共施設の管理状況が記載されているものであり、本計画における各事業の対象となっている公共施設も記載されていることから、過疎対策事業債活用の前提としての本計画との整合性は取れているものである。本計画においても、美郷町公共施設等総合管理計画の方針を踏まえ、施設

類型ごとの特性を考慮し、将来見込まれる財政規模の変化に応じた施設保有量の適正化や次世代負担を見据えた施設マネジメントといった長期的視点を持ち、整備の必要性を十分に検討のうえ、「更新」、「統廃合」、「長寿命化」に配慮した計画を策定することにより、持続可能な行財政運営を前提とした計画を推進する。

美郷町公共施設総合管理計画（管理に関する基本的な考え方）※抜粋

現有施設の保全・活用を徹底し、整備拡張型から現有施設活用型への転換を図るとともに、従来手法による施設整備での対応だけでなく、施設機能に着目した工夫ある管理・整備手法を導入し、分析したデータや統一化されていない基準を改め、一元的な情報集約や全体的で実効性のある仕組みの構築に取り組む。

必要な対策の検討に当たっては、他の関連する事業も考慮したうえで、その施設の必要性、対策の内容や時期等を再検討し、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住定住対策

本町は合併以来人口減少が続いており、令和2年10月1日現在の現住人口では、65歳以上の老年人口の割合が51.57%と県内で最も高い。また、0歳から14歳までの年少人口割合が8.74%、15歳から64歳までの生産年齢人口割合が39.68%と共に県内で最も低く、地域づくりに欠かせない担い手が不足している。

このような中、近年の都市部からの地方回帰を好機と捉え、世代間のバランスの取れた人口構成を目指すとともに、地域づくりの担い手を確保するため、受け入れ体制を充実させ移住定住を促進しなければならない。

② 空家対策

令和元年11月に美郷町空家等対策計画を策定し、総合的かつ計画的に空家対策を推進している。

しかし、世帯数の減少や住宅の老朽化に伴い、使用していない住宅・建築物は年々増加しており、住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすだけでなく、地域コミュニティの活力を低下させることも懸念される。

③ 地域間交流

本町では、「百済の里づくり」「御田祭の里づくり」「星降る地蔵の里づくり」等村づくりや伝統文化を活かした地域間交流を展開し、合併前から広く国内外で交流をつづけてきた。また、町内の観光施設を拠点として、美郷三大祭（師走祭り・御田祭・宇納間地蔵大祭）への参加や都市住民との交流により地域の活性化を図ってきた。

今後は、町内の環境資源等を活かしたツーリズム事業や、農家民宿・農家レストランの育成支援など、都市住民の多様化したニーズに対応した既存の枠組みにとらわれない地域間交流が必要となってくる。

(2) その対策

① 移住定住対策

ア 都市住民を対象とした移住相談セミナーを活用し、積極的に情報発信を行う。

イ お試し滞在の活用やオーダーメイドの移住案内により、移住に向けた意識を高める。

ウ 仕事を求めている方に対し、ハローワーク等の求人情報を提供する。

エ 移住を促進するため、移住支援金を交付する。

オ 移住者と地域住民との交流を促すことにより、定住促進に努める。

カ 地域おこし協力隊の活用を進め、地域への定着促進および担い手育成につなげる。

② 空家対策

ア 空家等情報バンクを設置し、ホームページで家屋等の情報発信を行うことにより移住定住促進に努め、地域の活性化や地域コミュニティの維持・再生を図る。

イ 空家のリフォームや家財道具等の処分に係る事業を実施するなど、空家を活用し

た移住定住を推進する。

ウ 危険と判断される空家等に対し、危険除去のための施策を講じる。

エ 空家が、特定空家とならないように所有者又は管理者に、適正な管理を行うよう周知徹底を図る。

③ 地域間交流

ア 本町の豊かな自然や伝統文化等を活かした交流人口の拡大を図る。

イ 姉妹都市交流などの既存の国内外交流を推進する。

ウ 町内の地域資源や古くから残された祭や伝統文化などを活かした、新たな枠組みでの地域間交流を模索する。

エ 都市部の住民及び企業の社員が気軽に滞在できるような魅力づくりと受入れ体制を整備する。

オ 観光拠点施設と農林業等の他分野が連携し、森林空間・農村空間を活かしたツーリズムやお試し滞在事業及びインターンシップ事業を推進する。

カ 遊休施設である「百済の里中核施設」を中心に再生事業を行い、会えるきっかけと場所のある町の構築により賑わいを創出する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業	移住・定住PR・相談会事業	町	
		お試し滞在施設管理・運営事業	町	
		空家利活用推進事業	町	
		空家対策支援事業	町	
		地域おこし協力隊活動事業	町	
		美郷町ひなた暮らし移住支援事業（県独自分）	町	
		美郷町移住支援金事業（国制度分）	町	
		老朽危険家屋等除却促進事業（不良住宅）	町	
		老朽危険家屋等除却促進事業（その他建物）	町	
		美郷町フィールドワーク等推進事業	町	
		総合戦略連携プロジェクト推進支援事業	町	
		地域価値創造事業	町	
		地域コミュニティスペース整備支援事業	町	
		美郷町ワーケーション推進事業	町	
		百済王伝説等連携市町推進会議事業	関係市町	
		美さと夢さと愛のさとまるごと美郷PR事業	町	
遊休観光施設再生事業	町			

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町の農業は、中山間地の地理的条件を活かして、水稻を中心に畜産や茶等による複合型農業、完熟金柑・ミニトマト等の施設型農業、畜産專業型及び梅や栗などの加工による高付加価値型農業が展開されている。

しかしながら、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手の減少、農畜産物の価格の低迷、飼料や資材、燃油等の価格高騰、地球温暖化による気候変動への対応、家畜防疫対策など厳しい状況におかれている。

また、鳥獣による農作物の被害は依然として多大であることから、農作物への効果的な防護対策を継続するとともに鳥獣個体数の低減に向けた取組みが必要となっている。

一方、一部地域では水田の区画が小さく畦畔は大きく、農道や水路の幅も狭いなど耕作環境の不備から維持活動が困難となっており、加えて優良農地であっても農業者の高齢化や担い手不足により耕作放棄地が増加するなど、持続可能な農業振興の対策が重要な課題となっている。

今後の農業振興には、地域の特性を活かした経営の多角化のための6次産業化の推進や産地の戦略的取組や農業を核とした農商工連携の促進を図ることも課題となっている。

② 林業

林業は農業とともに本町の基幹産業であり、豊富な森林資源を活用し先人達が築き上げた生産形態を継承しながら振興策を講じており、町民経済の大きなシェアを占めている。

山林は総面積の90%に当たる40,164haを占めており、うち国有林が1,064ha、民有林が39,100ha（公有林4,465ha・私有林34,696ha）で、民有林におけるスギを主体とした人工林の面積は25,450haで約65%となっている。これらの森林は、緑豊かな森林資源を形成し、木材の生産など地域経済の一翼を担っていることから、町の森林整備計画に基づいて造林、下刈り・除間伐等の保育など適正な森林管理を推進している。加えて椎茸、木炭等の森林資源を活かした特用林産物の生産も素材生産とともに地域経済を支える経営作目として振興を図っている。また、森林のもつ水源涵養や国土保全、温暖化防止対策など多面的機能の持続的な発揮に努め、住民の生活環境の保全も図っているところである。本町の森林が本格的な収穫期を迎えている中で、大型製材工場の稼働や、これまで林内に放置されていた林地残材等が木質バイオマス発電用の燃料として有価で取引されるなど、中山間地域の林家の所得の向上に繋がるものと大きな期待が集まっている。このように森林、木材、特用林産物は地域産業の根幹をなすものであり、今後さらなる振興策が期待されている。

一方で、林業従事者の高齢化、担い手不足から来る労働力の低下傾向は近年著しく進展しており、生産性の低下や林地荒廃に繋がり林業振興の障害となっている。これまで、行政として林内管理施設の整備による適正施業管理の推進とともに育林や特用林産物の生産に係る経費の支援を主体に経営支援対策を講じているところであるが、安定した所得が確保されない限り担い手育成は困難な状況にある。また、最近特に中山間地域の

農林業経営に影響を及ぼしている鳥獣害問題は防止対策を行使して被害軽減に努めているが、対策が被害の拡大に追いつかないのが現状で早急な効果的防護対策が必要となっている。

総じて林業の振興が本町の経済を左右すると言っても過言ではなく、今後とも関係団体と連携した効果的振興策の継続が必要である。

③ 水産業

本町には、小丸川、耳川及び五十鈴川と3つの主要河川があり、それぞれの漁業協同組合が、魚族の繁殖保護、水質汚濁防止等の取組を行い水産資源の維持に努めている。

しかし、耳川本流には4つのダムが設置されており、魚の天然そ上が寸断され魚族の生息に障害となっているほか、近年の台風による土砂のたい積により河川環境が変化している。また、生活雑排水の流入による水質汚濁の防止も課題となっている。

このような中、漁業協同組合では、魚族の保護増殖のため毎年、ウナギ、アユ、ヤマメ等の放流等を行っているが、カワウによる漁業被害もあり、魚族及び漁獲量の明確な増加に結びついていないのが現状である。

④ 企業誘致

空港や高速自動車道へのアクセスが厳しい環境にあるため、立地条件が不利である。そのため製造業等の産業は大企業の集積を望むのが難しい状況である。小規模ながら地域に密着した特色のある企業を生み出し、発展させることが持続的な産業振興を図る上で重要であると考えられる。

また、既存企業の育成・強化や、近隣市町村との広域連携による企業誘致の取組みも、若者の雇用機会を創出し、安定した就労の場を確保するためには重要である。これらは過疎化の歯止めとして、基幹産業の振興とともに解決すべき重要な課題である。

⑤ 地場産業

i 加工施設

様々な農畜産物を利用して加工品を製造する団体の多くが、施設・設備の老朽化や担い手の高齢化による生産効率の低下、時代に即した商品開発スキルの不足といった課題に直面している。

ii 流通販売施設

町内各地の直売所は、これまでそれぞれの地域性を活かした商品の販売、町外での販売活動、販売促進のためのイベント実施などに力を注いできた。さらに販売力をつけるためには、魅力的な商品ラインナップや、インターネットを活用した商品のPR、ネット販売を積極的に展開する必要がある。

iii その他

経営基盤の弱い事業者が多く、商品開発や販路拡大などに投資が難しいことや、人材が確保できないこと等により、異業種等の事業者間の連携が必要である。

⑥ 商工業

本町の商業は、個人経営による小規模小売店が中心である。町民の利用がほとんどであるが、人口減少による購買力の低下、町外の大型店舗への購買力の流出、インターネットの通販サイトの利用等により、経営環境は厳しさを増している。また、経営者の高齢化や後継者難に伴う廃業等が懸念される一方で、各地域の法人経営のスーパーも営業時間・営業日の縮小等を行っており、更なる購買力流失の抑制、買物弱者対策は喫緊の課題である。

本町の工業は、建設業を中心に所得の確保や雇用創出の場として本町の経済発展を支えてきたが、少子高齢化による労働力不足、経済不況・自然災害等の外的要因による影響等、不安定要素を抱えている。本町経済及び町民生活へ及ぼす影響も大きく、安定経営は必要不可欠である。

⑦ 観光又はレクリエーション

これまで「百済の里づくり」、「御田祭の里づくり」、「星降る地蔵の里づくり」など、特色ある地域づくりを継承してきた。「師走祭り」、「御田祭」、「宇納間地蔵大祭」の3つを美郷三大祭りとして継承し、毎年賑わいを見せているが、年々観光客数は減少傾向にある。持続的な観光振興のために、既存の観光資源の維持整備、新たな観光資源（自然資源、人文資源）の掘起こしを行い、観光需要の変化に対応していく必要がある。

近年、旅行形態が「静＝観る」観光から「動＝参加・体験する」観光へと、団体から個人・小グループへと変化し、併せて旅行ニーズや目的も多様化している。また、訪日外国人旅行者数は年々増加傾向にあり、インバウンド観光の拡大が進み、観光産業は主要産業に成長しつつある。これらに対応するため、観光人材の育成、公共Wi-Fi、観光情報を提供するホームページや各種SNS、観光アプリ等の活用、観光案内や道路標識等の再整備が必要である。併せて、農業や林業等の地域産業と連携した、体験観光や安全・安心な食の提供など、地域経済の活性化を図る必要があるが、広報・情報発信、観光コンテンツの充実、交流人口の拡大には近隣自治体との連携が不可欠であるため、圏域全体で取組んでいくことが重要である。

(2) その対策

① 農業

ア 地域特性を活かした品目及び産地の確立とブランド化を図る。

イ 直販所等を活用した販売、都市との交流及び地産地消に取り組む施設への食材等の提供など、生産から加工・販売に至る直販体制の確立を図る。

ウ 農地の耕作放棄を防止し、農地の多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金等の効率的な運用を図る。

エ 担い手の育成確保のため、農作業の受委託、農地の利用権設定など、農地中間管理事業等を活用した地域計画に位置付けられた担い手への農地集積を図るとともに、就農後の経営・基盤強化の充実、及び集落営農や農業法人化を推進するなど、積極的な営農支援を行う。

オ 農業基盤の整備、優良農地の確保等に努め、土地の効率的利用を図る。

- カ インターンシップや地域おこし協力隊事業等の活用による都市部からの交流人口を拡大させ、就農の魅力を発信する。
- キ 新規就農者の確保を図るため、先進農家や関係機関と連携し、技術の習得から就農までを一環して支援する体制の構築と、関心が高まりつつある有機農業への取組を支援する。
- ク 関係機関と連携し、鳥獣被害の効率的な防止対策を構築し、被害軽減に努める。

② 林業

- 林業振興は、基本的に人材確保が優先するものであり林業が魅力ある職業として保障される経営形態の確立を目指し担い手の育成を図っていく。さらには、これまでの生産経費に対する支援を継続しながら、効率的な支援対策を構築し経営体の健全化に努める。このため、次の施策を推進して林家の経営をサポートしながら林業振興を図る。
- ア 効率的かつ適正な施業管理と伐採跡地の再造林を推進し、健全な森林資源の維持造成に努め、資源循環型林業の確立を図る。
 - イ 林業労働環境の改善に努めながら新規参入者を含めた林業担い手の育成確保を図り、安定した生産体制の確立を目指す。
 - ウ 他産業並みの所得と社会保障制度の確立により、魅力ある林業施策を推進する。
 - エ 森林施業の集約化の促進等を図り効率的森林経営を推進する。
 - オ 生産組織の強化を図るとともに経費節減と相まった生産技術の取得研さんにより、健全な経営体の確立に努める。
 - カ 安全・安心を基本に特用林産物の銘柄確立と販路拡大により、林家の所得向上に資する。
 - キ 木材加工施設の稼働拡充と流域材利用促進より、木材価格上昇への転化を図る。
 - ク 森林の公益的機能の発揮を助長し、環境保全対策へ寄与する。
 - ケ 自然保護に配慮した中で、鳥獣被害の効率的対策の構築を図り被害軽減に努める。

③ 水産業

- ア 河川美化運動の啓発を図る。
- イ 放流事業を継続的に実施する。
- ウ 関係機関と連携して、河川環境整備を図る。

④ 企業誘致

- ア 地理的な制約に影響されない産業（デジタル関連企業、クリエイティブ産業、研究開発型企業等）の誘致策を進める。
- イ 空き家や空き店舗等を活用し、サテライトオフィス、小規模企業の誘致や創業支援を積極的に働きかける。
- ウ 企業誘致の入り口のハードルを下げるため、ワーケーション・コワーキングスペースの提供を通じて企業との連携推進を高めていく。
- エ 関係機関や近隣の市町村とも連携した誘致活動を展開していく。

⑤ 地場産業

i 加工施設

ア 1次加工と2次加工を連動させた加工施設や事務所等を整備することにより、国際基準に準拠した衛生管理に対応した農林産物の加工を行い、1次産業に付加価値を付け産地を守る取組みを行う。

イ 農林産物のブランド化や6次産業化など本町の魅力を高める事業について支援する。

ii 流通販売施設

直売所の運営を支援し生産者・出荷者の販売先を確保するとともに、観光協会等関係機関と連携しインターネットによる商品のPR、ネットショップによる販売強化を行う。

iii その他

異業種等、様々な事業者間の交流と連携促進を図り、商品開発と販路拡大を強化し、地域ぐるみで行う6次産業化を推進する。

⑥ 商工業

ア 商工会等関係機関と連携し、町内消費拡大を図る事業を行うとともに、町内の買い物弱者支援に取り組む。

イ 商工業者の起業、業績回復及び規模拡大等のための投資に対して支援を行う。

ウ 商工会と連携し、事業承継・融資相談や、経営指導等の商工会活動の活性化に取り組む。

エ 商工業振興資金貸付金の貸付け等既存企業の体質強化を図るための支援事業を推進する。

オ 退職金共済掛金の一部を補助し、中小企業の従業員の福祉の増進及び雇用の安定化を継続して推進する。

⑦ 観光又はレクリエーション

ア 観光協会の体制を強化し、情報発信、企画立案、調査・分析等を行い、「観光の総合窓口」として地域経済の活性化及び地域ブランドの向上に資する観光施策を実施する。

イ 「美郷三大祭」を実施する団体への支援を通じ保存・伝承に努め、地域の活性化を図る。

ウ 「百済の里づくり」、「御田祭の里づくり」、「星降る地蔵の里づくり」を再評価し、ストーリー性のある人文資源として再構築を図る。

エ 案内標識等の再整備を図り、関係市町村及び観光団体と連携した広域的な観光ルートの形成をする。

オ 基幹産業である農林業等と連携した、新たな観光コンテンツを造成し、参加・体験型観光の推進を図る。

カ 既存の観光資源・観光施設の維持・整備と併せ、新たな観光資源（自然資源・人文

資源) の掘起こしを行い、ホームページや各種SNS、観光アプリ等を活用し、情報発信する。

キ 各地区に整備された遊具広場の更なる充実を図り、子供たちが楽しみ何度も訪れたいくなるシンボルとしての位置付けを図る。

ク 南郷地区の夏の恒例イベントである「いだごろ祭り」の第50回開催と、西の正倉院築30周年を記念して、イベントを行い観光客の誘致に努め、併せて伝統芸能の継承・施設のリニューアル等を行い地域の活性化を図る。

ケ これまで整備を行ってきた観光施設の適正な管理運営及び維持保全を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	中山間地域総合整備事業	県・町	
		農地耕作条件改善事業	町	
		農業水路等長寿命化防災減災事業	町	
		魅力あるふるさと環境づくり事業	町	
		県単土地改良事業	町	
		町単土地改良事業	町	
	(1) 基盤整備 林業	森林整備地域活動支援交付金	町	
		作業路維持管理事業	町	
		森林路網ストック活用緊急整備事業	町	
	(4) 地場産業の振興 流通販売施設	農産物直売所施設改修事業	町	
		6次産業化拠点施設整備事業	町	
	(8) 観光又はレクリエーション	観光施設整備改修事業	町	
		公園施設整備改修事業	町	
		イベント施設整備改修事業	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	ガンバレ！農業びと応援プロジェクト事業	町	生涯現役で取り組む農家を増やすことで、効果が将来に及ぶ。
		農林業担い手対策事業	町	農林業の担い手を育成・確保することで、効果が将来に及ぶ。
		直売所販売促進事業	町	
		県単山村整備作業路開設事業	町	
		県単林道等改良事業	町	
		農林業生産施設道路整備事業補助金	町	
		町単山村整備作業路開設事業	町	
		町単林内作業路整備事業	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		町単森林整備事業補助金	町	
		生産組織強化事業	町	
		農林業生産施設道路整備事業	町	
		農作業受託組織支援事業	町	
		農林業用木造建築物建設支援事業	町	
		園芸振興対策事業	町	
		果樹・花き産地確立強化事業	町	
		有害鳥獣捕獲活動支援事業補助金	町	
		商工業振興活性化事業	町	
		商工業振興資金貸付事業	町	
		商工業振興サポート補助金	町	
		商工会設備資金利子補給事業	町	
		中小企業退職金共済制度補助金	町	
		買い物弱者対策支援事業	町	高齢者等の買い物環境を整えることで、効果が将来に及ぶ。
		石峠レイクランド管理運営事業	町	
		南郷温泉管理運営事業	町	
		美郷町観光協会運営事業	町	
		西郷地区観光施設管理運営事業	町	
		南郷地区観光施設管理運営事業	町	
		北郷地区観光施設管理運営事業	町	
		御田祭イベント事業	町	
		百済の里春祭り事業	町	
		師走祭りイベント事業	町	
		いだごろ祭りイベント事業	町	
		第50回いだごろ祭りイベント事業	町	
		西の正倉院築30周年記念イベント	町	
		宇納間地蔵大祭事業	町	
		うなま地蔵夏まつり事業	町	
		美郷町マイクロツーリズムPR事業	町	
		西の正倉院みさと文学賞運営事業	町	
		中山間地域等直接支払制度事業	町	
		就農準備支援事業	町	
		多面的機能支払交付金事業	町	
		認定農業者支援利子補給事業	町	
		遊休農地解消支援事業	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		新規就農支援事業（就農給付金） 新規就農支援事業（経営開始資金）	町	新規就農者を支援することから定住が促進され、効果が将来に及ぶ。
		林研グループ連絡協議会補助金	町	
		町単社会保険等整備事業補助金	町	
		県単森林整備担い手確保パイロット事業補助金	町	
		林業担い手確保対策事業補助金	町	
		林業技術高度化事業補助金	町	
		生産森林組合運営補助金	町	
		日向地区猟友会支部補助金	町	
		みどりの少年団運営補助金	町	
		町有害鳥獣対策協議会運営補助金	町	
		狩猟免許取得補助金	町	
		耳川広域森林組合林業振興資金貸付金	町	
		町単特用林産物振興対策事業補助金	町	
		しいたけ等特用林産物生産体制強化事業	町	
		山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業	町	
		林業経営基盤強化事業	町	
		町単林業労働安全衛生推進事業	町	
		町単林業資格取得支援事業等補助金	町	
		町単高性能林業機械等整備事業補助金	町	
		みやざき林業大学校研修応援プロジェクト事業	町	
		森林所有者意向調査事前調査	町	
		漁業協同組合活動支援事業	町	
		有機農業推進事業	町	
		6次産業化新商品等開発・販路拡大支援事業	町	
		異業種交流事業	町	
		最適土地利用総合対策事業	協業体	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
美郷町全域	製造業、情報サービス業等、農林 水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記、「(2)その対策」及び「(3)計画」のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

○ 農林水産施設

予防保全的な維持管理を進めながら、施設の長寿命化を図る。大規模改修や更新の時期を迎えるにあたっては、利用状況等を考慮して、施設の集約化・複合化等を検討する。

○ 商工・観光施設

予防保全的な維持管理を進めながら、施設の長寿命化を図る。大規模改修や更新を検討する際には、利用状況などを考慮し、施設の集約化・複合化等の可能性も併せて検討する。また、指定管理者との適切な役割分担による施設運営のあり方を検討する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

防災行政用無線は、合併時に固定系無線設備を町内全域をエリアとして、デジタル化を実施し、平成27年度に移動系設備のデジタル化も実施した。併せて県や近隣町村との連携も対応する消防無線のデジタル化も行った。このことにより行政連絡や災害時における情報伝達の手段として活用されており、住民が安全で安心な生活をするために必要不可欠なものとなっている。令和7年度に防災行政無線の更新を行ったが、消防無線は整備してから10年が経過しており、機器の老朽化も懸念される場所である。また、操作する職員が一部に限られるため、緊急を要する場合には在庁職員のだれもが操作できるよう従事者の育成が必要である。

本町の総合情報化政策については、総合情報化基本計画（平成17年12月）に基づき、地域情報化及び行政情報化を進めた。

地域情報化では、令和3年3月に、町内全域のケーブルテレビ施設機器及びケーブル網の更新が完了し、ケーブルテレビ伝送方式がFTTH方式に移行した。このことで、落雷等にも強く、より安定した運用が可能となり、また、インターネット1Gサービスの提供が可能となる等住民サービスの向上が図られた。しかし、その一方で、定期的な設備更新や保守費用等のランニングコストが発生するため、経費の抑制が今後の課題である。

行政情報化については、行政事務の効率化とコスト削減を実現するため、基幹系システムについて近隣5市町（延岡市、日向市、門川町、日之影町、美郷町）による自治体クラウドを構築している。

また、令和7年11月には、基幹系20業務のシステムを標準化すると共に、全国の自治体で共同利用するガバメントクラウドへの移行を完了することで、更なるコスト削減と行政サービスの質の向上を図る。自治体DXに関しては、住民の利便性の向上と行政事務の効率化を図ることを念頭に置き、引き続きマイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進等の検討を行っていく。

また、自治体DXを効率的、加速的に進めるため、専門知識を有したデジタル人材の確保・育成にも努める必要がある。

情報セキュリティについては、「三層の構え」による庁内ネットワークの強靱化を行い、情報漏洩等の無いように努めている。

今後は、国が示す情報セキュリティポリシーガイドラインに即した新たな自治体情報セキュリティ構築についての検討が必要である。

町内の携帯電話エリアについては、今後も民間事業者と協力しながら不感地域の解消を目指す。

(2) その対策

ア 防災行政用無線は、機能が常時十分発揮できるよう施設機器の更新・維持管理に努めるとともに、住民への迅速かつ正確な情報提供を行うために無線従事者の育成を図る。

イ CATV施設の適切な維持管理を行うことで、サービス障害発生リスクの軽減とラ

ンニングコストの低減に努める。

ウ F T T H化により、超高速ブロードバンドネットワークを最大限に活用した1 Gサービス等を提供し、町内全域への利活用促進を図る。

エ 行政情報化については、町の実情に応じたD Xを検討するための組織体制を整備し、計画的な取組みを行うと共に、デジタル人材の確保と育成にも努める。

また、情報資産を狙ったサイバー攻撃や不正アクセスの未然防止に努める。

オ 民間事業者と協力体制を築きながら、携帯電話の不感地域解消を目指す。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報 化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政無線施設整備事業	町	
		(2) 過疎地域持続的発展 特別事業	防災行政無線及び消防救急無線保守点検事業	町
	情報通信基盤施設運用管理	町		
	行政のデジタル化推進事業	町		
	自治体情報セキュリティ強化対策事業	町		
	地域ICT人材育成	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

○ C A T V施設

適切な施設保守に基づく予防保全的な維持管理を進めながら、ランニングコスト低減と施設の長寿命化を図る。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 国・県道及び町道等

国・県・町道等は、町民の生活・福祉の向上及び経済の発展に極めて重要な役割を担っており欠くことのできない社会資本である。このため路網の整備を図ることは、産業の振興、定住条件の改善、活力と魅力ある地域づくりの形成だけでなく、利便性と安全性を確保する上で依然として緊急な課題である。

本町の路網は国道3路線(327号・388号・446号)、主要地方道2路線(北方北郷線・西都南郷線)、一般県道2路線(宇納間日之影線・中渡川下三ヶ線)、広域観光ルート「ひむか神話街道」が主要幹線道路であり、これに町道及び農林道が接続し、それぞれ機能を果たしている。

国道327号は、耳川流域市町村のもっとも根幹的役割をもつ幹線道路であり、経済産業道である。本町内の延長20.4kmはすべて改良整備済みとなっており地域の経済発展に大きく寄与している。

国道388号は、本町を横断する主要幹線道路であり、本町内の延長57.7kmのうち、整備済延長は46.7kmとなっている。

町民の永年の悲願であった「美郷トンネル」が平成26年12月に開通し、美郷町誕生からの一体感、連帯感の醸成に拍車をかけるものであるとともに国道446号の代替路も担うことになり、道路整備の立遅れている本町において道路ネットワークの重要性を再認識したところである。今後は、南郷新屋敷工区の整備促進、また、門川町庭谷から町境における松瀬工区の早期完了をお願いしつつ、美郷町側への早期の事業着手が望まれる。

主要地方道の北方北郷線については、本町内延長2.8kmはすべて改良整備済区間である。また、西都南郷線については、本町内延長24.9kmの内、改良整備済区間は5.5kmであり19.4kmが未整備区間となっており、この未整備区間のうち、渡川集落内を含め早急な改良整備が望まれる。

一般県道の、宇納間日之影線は、本町内延長12.7kmは観光道路としても重要な路線であり早期の改良整備が望まれる。また、中渡川下三ヶ線については、本町内延長4.9kmは産業の振興を図る上でも早急な整備を進める必要がある。

東九州自動車道は北九州市から宮崎市までが平成28年4月に結ばれ、九州自動車道、大分自動車道、宮崎自動車道と一体となって、九州に循環型ネットワークが誕生し宮崎県への集客に大きく寄与している。また九州中央自動車道は、救急医療・災害時の代替ルートとして住民の生命に直結する路線であり、関係市町村との連携を図り早期完成に向けた取組みが必要である。

町民の生活道路として重要な役割を担っている町道は、496路線の総延長545.8kmであり、その整備については、社会資本整備総合交付金及び各種制度事業により、快適な生活環境の改善、また、緊急車両、通学路など安全に通行できるよう積極的な整備に努めているが、現在の整備改良率は低く、県の平均値を下回っている。なかでもその他町道の未整備が多く、早急な整備が必要である。

各路線の舗装については、老朽化と交通量の増加等により損傷箇所が多い。また、近年の集中豪雨等により、従前に設置した既設の管渠は排水能力の限界を超えており、路

体の保全等その対策が急務である

このような現状から今後、道路改良を主に舗装補修、排水整備・交通安全施設等の整備を図る必要がある。

橋梁については、本町に 207 橋あり、形式は異なるがほとんどが永久橋である。今後、橋梁長寿命化修繕計画策定方針の結果を受けて、適切な整備を図る。

また、山間部の点在集落等には、生活道（町道等に認定されていない、日常生活に不可欠で生活に必要な道路）が整備されていない住居もあり通行の安全を図る必要がある。

② 農道・林道

本町の農道は、636 路線の総延長 113.2 km であり、農業生産のみならず近代的農業への展開及び高齢化した受益者の労力の軽減を図る上で不可欠な社会資本である。また、農村社会の生活関連道としても機能している。その整備状況は、水田のは場整備及び農用地開発実施地区については標準規格に沿った道路整備が行われ、受益者による維持管理により農業施設としてその機能を十分発揮している。今後は、農地の集約に伴う農業機械の大型化に対応した農道の整備を図る必要がある。

その他の農道については、地形的な制約と投資効果の面から本格的整備は困難であるが、機械化農業の進展から農家の要望も強く、地域の実情に応じた整備が必要となっている。

林道については、119 路線の総延長 427.8 km であり、林道密度は 1 ha あたり 10.6m となっている。林道の機能については、適切な森林の整備・保全や効率的な林業経営、森林空間の総合的な利用の推進、さらには生活道としても利用され、山村住民の利便性の向上や都市との交流促進等に大きな役割を果たしている。

このことから、今後も低コスト林業を基本とした林道の整備を積極的に推進しなければならない。また、終点が行き止まりのいわゆる「突っ込み路線」も多くあり、機能上その対策も急務である。

③ 町内交通路網の確保

町内の公共交通は、民間企業による地域間幹線系統生活路線バス 2 路線と、廃止代替路線バス 1 路線、町による南郷乗合定期運行路線 2 路線、北郷西郷乗合定期運行路線 7 路線、西郷～南郷間乗合定期運行路線 1 路線が運行されている。

特に町内を往来する乗合定期運行路線（通称みさとバス）は、路線バスが運行されていない集落と公共交通のバス停や中心部の病院等を連絡する重要な交通手段となっているが、いずれの路線も年々利用者数が減少する半面、路線の維持には多額のコストを要するため財政的負担は増している。特に民間企業による路線に対しては町が財政支援（補助金又は委託料）をしているが、近い将来、路線の存続自体が危ぶまれている状況である。

しかし、高齢化に伴う運転免許証返納者や買い物弱者の増加など、地域特性やニーズを考慮し、社会的視点から持続可能な運行方法を模索する必要がある。

(2) その対策

① 国・県道及び町道等

- ア 国道 388 号については、松瀬工区の前倒ししての早期完了をお願いしつつ、美郷町側への早期の事業着手、また、新屋敷工区の整備促進を目指し、関係機関等に対し要望活動を展開する。
- イ 主要地方道・一般県道についても関係市町と連携しながら早期整備に向けた運動を展開する。
- ウ 東九州自動車道の全線開通及び九州中央自動車道の早期完成に向けて、関係市町村とともに国への働きかけを行う。
- エ 改良整備を必要とする路線については、社会資本整備総合交付金事業等の有利な制度事業を導入し、積極的な整備を図る。
- オ 集落内や連絡道路などの改良整備を図る。
- カ 交通安全の確保から、舗装補修などの道路維持を含めた安全施設、災害防除施設等を積極的に施工・設置する。
- キ 地域住民の道路愛護意識の高揚を図り、今後も道路愛護作業を積極的に展開し、道路環境の美化に努める。
- ク 橋梁については、老朽橋の整備、鋼橋の塗装工事等を行い通行の安全性を図る。
- ケ 生活道については、未整備路線を中心に地元要望に基づき適切な整備を図る。

② 農道・林道

《農道》

- ア 農業の省力化、生産性の向上及び快適な農村環境の整備を図るため、地元要望に基づき町が管理を行う農道の整備を図る。
- イ 各種の有利な制度事業を導入して積極的な整備を図る。
- ウ 幅員 2.5m 以下の農道については改良事業を推進し、農業生産の向上に資する。

《林道》

- ア 効率的な施業実施に必要な林道及び作業道の整備を行い、林業基盤の確立と生産性の向上を図る。
- イ 森林整備に必要な林道網の骨格となる森林基幹道の整備を行うとともに、森林基幹道等への連絡線形を重視し、迂回できるよう整備を進める。
- ウ 林業環境の改善と車両安全走行を確保するため、改良及び舗装を進める。
- エ 各種制度事業を積極的に活用し、森林管理道の開発整備を進める。

③ 町内交通路網の確保

- ア 路線バスについては、関係市町村と連携し、持続可能な生活路線バスとして維持するため運行形態の検討を行い、併せて利用促進施策を図るなど存続に向けた取組みを実施する。
- イ 町内の乗合定期運航路線（みさとバス）については、利便性を考慮し、必要に応じて運行方法の見直しを図り、新たな地域公共交通の仕組みづくりを進める。
- ウ 公共交通サービスを補完する取組みとして、地域の「共助」を基にした新たな移動

支援の構築を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	下り谷横八線（改良舗装） L=1,400m W=9.25m	町	
		和田花水流線（改良舗装） L=1,900m W=5.5m	町	
		又江の原・市の瀬線（改良舗装） L=820m W=4.0m	町	
		黒木小黒木線（改良舗装） L=600m W=5.0m	町	
		古園板木線（改良舗装） L=200m W=5.0m	町	
		長堀・小路前田線（改良舗装） L=71m W=6.75m	町	
		西野々汐線（改良舗装） L=900m W=7.0m	町	
		小黒木・山口原線（改良舗装） L=820m W=5.0m	町	
		小原尾戸吐線（道路維持） L=600m W=5.0m	町	
		椀木市木線（道路維持） L=600m W=5.0m	町	
		山瀬橋・長崎線（道路維持） L=1300m W=4.0m	町	
		下の谷・中八重線（道路維持） L=1800m W=3.6m	町	
		小八重・清水岳線（道路維持） L=400m W=3.6m	町	
		木浦・上山瀬線（道路維持） L=200m W=3.6m	町	
		和田・上八峽線（道路維持） L=300m W=4.0m	町	
		若宮東・向粕野線（道路維持） L=300m W=3.6m	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		尾迫・日ヶ隠線 (道路維持) L=400m W=3.6m	町	
		小川吐・尾沢橋線 (道路維持) L=1800m W=4.0m	町	
		添石・古伏木線 (道路維持) L=300m W=4.0m	町	
		島戸・山瀬線 (道路維持) L=300m W=4.0m	町	
		入下・長野線 (道路維持) L=800m W=6.0m	町	
		上小黒木線 (道路維持) L=800m W=4.0m	町	
		細宇納間宮の脇線 (道路維持) L=715m W=5.0m	町	
		井出の口・樺木線 (道路維持) L=700m W=4.0m	町	
		田谷・板屋線 (道路維持) L=1,200m W=4.0m	町	
		入下本村・下の原線 (道路維持) L=1,600m W=4.0m	町	
		椿原・小原線 (道路維持) L=900m W=4.0m	町	
		吾味・下仮屋線 (道路維持) L=800m W=3.0m	町	
		槇越線 (道路維持) L=400m W=3.5m	町	
		神門・山三ヶ線 (道路維持) L=250m W=3.3m	町	
		小又・日平線 (道路維持) L=800m W=3.3m	町	
		又江の原・小田線 (道路維持) L=800m W=5.0m	町	
		黒草・伊久良ヶ原線 (道路維持) L=550m W=5.0m	町	
		平城・銀鏡線 (道路維持) L=500m W=4.0m	町	
		神門折立・又江線 (道路維持) L=400m W=4.0m	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		長堀・落原線 (道路維持) L=50m W=4.0m	町	
		つるの橋・松塚谷線 (道路維持) L=50m W=4.0m	町	
		入下・長野線 (法面補修) A=800m ²	町	
		谷久線 (法面補修) A=200m ²	町	
		吾味・下仮屋線 (法面補修) L=40m A=300m ²	町	
		又江の原・小田線 (法面補修) L=50m A=1000m ²	町	
		仁久川・田の原線 (法面補修) L=50m A=500m ²	町	
		小八重・清水岳線 (法面補修) L=90m A=1100m ²	町	
		黒木・小黒木線 (法面補修) L=30m A=200m ²	町	
		和田・上八峽線 (改良舗装) L=2,500m W=6.5m	町	
		迫内・南風谷線 (改良舗装) L=1,050m W=6.0m	町	
		迫内・花水流線 (改良舗装) L=590m W=5.0m	町	
		迫内・中学校線 (歩道整備) L=190m W=4.5m	町	
		小川吐・尾沢橋線 (改良舗装) L=1,400m W=4.0m	町	
		峰小原線 (改良舗装) L=150m W=7.0m	町	
		中八重・上尾佐度線 (改良舗装) L=200m W=3.0m	町	
		舟戸・ナバ田線 (改良舗装) L=800m W=3.0m	町	
		西の園・旭線 (改良舗装) L=140m W=5.0m	町	
		若宮下・西線 (改良舗装) L=200m W=3.5m	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		小八重清水岳線 (改良舗装) L=1,000m W=4.0m	町	
		天神田・又江の原線 (改良舗装) L=500m W=4.0m	町	
		小又・日平線 (改良舗装) L=400m W=4.0m	町	
		名木・杭谷線 (改良舗装) L=800m W=4.0m	町	
		横山線 (改良舗装) L=1000m W=4.0m	町	
		床並・熊路線 (改良舗装) L=1,200m W=3.5m	町	
		吾味・下仮屋線 (改良舗装) L=500m W=5.0m	町	
		門田・白水滝線 (改良舗装) L=500m W=4.0m	町	
		茶屋峠・上古園線 (改良舗装) L=400m W=3.5m	町	
		渡場瀬・杭谷線 (改良舗装) L=500m W=3.0m	町	
		中墳・中八重線 (舗装) L=1,000m W=4.0m	町	
		入下本村下ノ線 (改良舗装) L=100m W=6.0m	町	
		下角秋元線 (改良舗装) L=666m W=7.0m	町	
		尾戸吐・尾戸線 (改良舗装) L=200m W=4.0m	町	
		平城・銀鏡線 (改良舗装) L=370m W=5.0m	町	
		黒仁田・上八峽線 (改良舗装) L=2,400m W=4.0m	町	
		飯谷・黒施線 (改良舗装) L=710m W=2.7m	町	
		論出・椎野線 (改良舗装) L=120m W=3.0m	町	
		米花・竹平線 (改良舗装) L=500m W=3.0m	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		小園・八重線 (改良舗装) L=50m W=3.0m	町	
		椿原小原線 (改良舗装) L=50m W=4.0m	町	
		トシ谷・シメ山線 (改良舗装) L=50m W=3.0m	町	
		小原橋・小布所線 (改良舗装) L=130m W=4.0m	町	
		町道安全施設整備 (西郷) ガードレール、区画線、カーブミラー (道路維持)	町	
		町道舗装補修、路肩整備・排水改修整備 (西郷) (道路維持)	町	
		町道安全施設整備 (南郷) ガードレール、区画線、カーブミラー (道路維持)	町	
		町道舗装補修、路肩整備・排水改修整備 (南郷) (道路維持)	町	
		町道安全施設整備 (北郷) ガードレール、区画線、カーブミラー (道路維持)	町	
		町道舗装補修、路肩整備・排水改修整備 (北郷) (道路維持)	町	
		入下尾平線 (道路維持) L=500m W=3.0m	町	
		椋木市木線 (改良) L=10m W=3.6m	町	
		清川・松ヶ下線 (改良) L=300m W=3.0m	町	
		小原吉野宮線 (改良舗装) L=40m W=4.0m	町	
		古墳・中八重1号線 (改良舗装) L=1000m W=4.0m	町	
		鳥の巣・中八重線 (改良舗装) L=900m W=3.6m	町	
		石峠・西の八峡線 (改良舗装) L=15m W=5.0m	町	
		下八峡・戸の下線 (改良舗装) L=15m W=4.0m	町	
		小原・吉野宮線 (道路防災) L=100m W=4.0m	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		黒木・小黒木線 (道路防災) L=40m W=4.0m	町	
		椎野・中小屋線 (道路防災) L=20m W=4.0m	町	
		秋元・小黒木線 (道路防災) L=40m W=7.5m	町	
		又江の原・小田線 (道路防災) L=50m W=5.0m	町	
		仁久川・田の原線 (道路防災) L=50m W=5.0m	町	
		吾味・下仮屋線 (道路防災) L=30m W=5.0m	町	
		峰・小原線 (道路防災) L=50m W=7.5m	町	
		下角・秋元線 (道路防災) L=300m W=7.5m	町	
		(1) 市町村道 橋梁	花水流・下八峽線 (橋梁補修) L=110m W=4.0m	町
	下の前田・仮迫線 (橋梁補修) L=17.1m W=5.0m	町		
	黒草・伊久良ヶ原線 (橋梁補修) L=43.8m W=6.3m	町		
	吾味・下仮屋線 (橋梁補修) L=70.0m W=5.5m	町		
	平城・銀鏡線 (橋梁補修) L=22.1m W=5.8m	町		
	床並・市田橋線 (橋梁補修) L=31.5m W=5.0m	町		
	和田・若宮線 (橋梁補修) L=23.0m W=6.2m	町		
	尾沢・小川内線 (橋梁補修) L=30.0m W=5.0m	町		
	入下・長野線 (橋梁補修) L=17.0m W=5.6m	町		
	入下・長野線 (橋梁補修) L=20.4m W=5.0m	町		
	伊久良原・入田線 (橋梁改修・改良) L=100m W=5.0m	町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		和田・落ヶ谷線 (橋梁改修・改良) L=200m W=5.0m	町	
		下角・秋元線 (橋梁改修・改良) L=40.0m W=7.0m	町	
		又江の原・小田線 (橋梁改修) L=15m W=6.2m	町	
		小黒木線 (橋梁改修) L=19.2m W=3.0m	町	
		若宮・坂本線 (橋梁改修) L=95.0m W=4.5m	町	
		下り谷・横八線 (橋梁改修) L=7.7m W=8.1m	町	
		小村・熊路線 (橋梁改修) L=38.8m W=4.6m	町	
		小八重・中上線 (橋梁補修) L=27.5m W=5.8m	町	
		橋梁点検 (橋梁・トンネル)	町	
	(3) 林道	椋原線 (開設) L=3,200m W=4.0m	町	
		中尾線 (開設) L=1,000m W=4.0m	町	
		羽太郎線 (開設) L=800m W=4.0m	町	
		西の八峡線 (開設) L=2,400m W=4.0m	町	
		松塚線 (舗装) L=25m W=3.0m	町	
		和田越・南川線 (舗装補修) L=300m W=5.0m	町	
		和田越・五郎太線 (舗装補修) L=300m W=5.0m	町	
		石峠線 (舗装) L=2,200m W=4.0m	町	
		ツツジ谷線 (舗装) L=600m W=3.0m	町	
		カイノキ谷線 (舗装) L=1,000m W=4.0m	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		尾茂内線 (舗装) L=1,000m W=3.0m	町	
		滝の内線 (舗装) L=900m W=4.0m	町	
		熊ソフ谷線 (舗装) L=600m W=3.0m	町	
		大平線 (舗装) L=2,700m W=3.0m	町	
		はみの峠線 (舗装) L=800m W=4.0m	町	
		山神・持田線 (開設) L=2000m W=4.0m	県	
		和田越・五郎太線 (舗装) L=3,200m W=4.0m	町	
		長迫・小原線 (舗装) L=5,000m W=5.0~7.0m	県	
		小原・山神線 (舗装) L=3,000m W=5.0~7.0m	県	
		笹の峠線 (舗装) L=2,500m W=4.0m	町	
		笹の峠線 (改良) L=1,000m W=4.0m	町	
		田の原線 (舗装) L=900m W=4.0m	町	
		平谷線 (舗装) L=700m W=4.0m	町	
		立石・赤木線 (舗装) L=130m W=4.0m	町	
		渡川・大藪線 (舗装補修) L=2,000m W=4.0m	町	
		宇目・須木線 (舗装補修) L=500m W=5.0~7.0m	町	
		熊路・荒木谷線 (舗装補修) L=500m W=4.6m	町	
		茶屋越線 (舗装補修) L=400m W=4.0m	町	
		深迫線 (舗装補修) L=360m W=3.0m	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		山草・山麦線 (舗装) L=1,100m W=4.0m	町	
		南川谷線 (舗装) L=280m W=3.0m	町	
		月井谷線 (舗装) L=900m W=4.0m	町	
		ヒタカズ線 (舗装) L=300m W=4.0m	町	
		笹の峠線 (舗装補修) L=1,000m W=4.0m	町	
		渡川・尾八重線 (舗装補修) L=2,000m W=5.0m~7.0m	町	
		古畑線 (舗装補修) L=200m W=3.0m	町	
		松の内線 (排水) N=5箇所	町	
		田の原・内の口線 (排水施設改良) N=3箇所	町	
		大平線 (排水施設改修) N=3箇所	町	
		平谷線 (排水施設改修) N=5箇所	町	
		飯谷線 (舗装) L=120m W=4.0m	町	
		飯谷・谷久線 (舗装) L=600m W=4.0m	町	
		伏ヶ谷線 (舗装) L=700m W=3.6m	町	
		赤仁田線 (排水整備) L=100m W=3.6m	町	
		塩見谷・土々呂内線 (舗装補修) L=500m W=4.0m	町	
		山ノ口・五郎太線 (舗装補修) L=500m W=4.0m	町	
		鹿猪谷・中山線 (舗装補修) L=1,000m W=4.0m	町	
		宗四郎線 (舗装補修) A=300㎡ W=4.0m	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		穂場線 (舗装) L=1,500m W=4.0m	町	
		笹陰線 (舗装) L=1800m W=4.0m	町	
		小黒木・桃野尾線 (排水改修)	町	
		宇目・須木線 (改良・舗装補修)	町	
		深迫線 (排水施設改修)	町	
		渡川・尾八重線 (排水施設改修)	町	
		山草地区 (土砂止め工)	町	
		タニ線 (舗装) L=800m W=3.0m	町	
		櫛又線 (舗装) L=600m W=4.0m	町	
		点検診断 (橋梁・トンネル)	町	
		美郷町内 林道 維持工事 (排水改修工事)	町	
		美郷町内 林道 維持工事 (舗装補修工事)	町	
		美郷町内 林道 維持工事 (安全施設設置工事)	町	
		(9) 過疎地域持続的発展 特別事業	地域内交通路線運行事業 (乗合定期運行路線)	町
	地域内交通路線運行事業 (自家用有償旅客運送)		町	
	広域的生活交通路線運行事業 (生活路線バス)		町	
	広域的生活交通路線運行事業 (廃止代替バス)		町	
	広域的生活交通路線運行事業 (快速型ミニバス)		町	
	社会資本整備総合交付金事業 (橋梁点検)		町	
	社会資本整備総合交付金事業 (トンネル点検)	町		
(10) その他	生活道整備事業	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

○ 町道・林道

本町は町道、林道について多くの路線数と延長を有しており、その維持管理と更新に多大な費用を要している。

ライフサイクルコストの縮減及び財政負担の平準化を行うためには、その管理の方法の確立と定期的に現状を把握するための点検診断が必要である。今後は、道路の重要性や整備の優先順位を総合的に判断し、新設改良や補修保全を行う基準を定め、適切な維持管理を進める。

○ 橋梁

5年ごとの橋梁点検を行い、部材の劣化や損傷状況を把握しながら、必要な修繕を繰り返すことで長寿命化し、ライフサイクルコストの縮減を図る。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 簡易水道等、下水処理施設

町内に 22 箇所の簡易水道施設があり適正水質の給水が支障なく行われているが、施設の浄水設備及び導配水管の老朽化が進んでいる箇所が多く、不安定な給水となっている。また、給水区域が近接している簡易水道については、統合により合理的な給水を図る必要がある。

適正な水質と水量の安定した供給を合理的に行うための浄水施設遠隔監視設備が未整備の施設も残っている。

簡易水道給水区域に近接していながら、簡易水道から給水されていない集落がある。

簡易水道給水区域外に小規模水道施設 49 箇所があり、地区住民が維持管理を行っているが、高齢化によってその維持管理に支障が生じることが懸念される。また、近年施設老朽化による修繕対応も多々発生している状況にある。

町内 6 箇所の農業集落排水の最終処理場は、施設整備から 20 年から 40 年経過し、処理場の躯体や機器類及び電気設備の経年劣化が目立つようになってきている。また、汚水集水管路においても雨水と考えられる不明水の流入が多くなっている。

農業集落排水区域内の世帯でも、施設へ未接続の世帯があり、農業集落排水施設区域外では、助成制度を設けて合併処理浄化槽の設置を推進しているが、未設置の世帯が残っている。

令和 7 年 4 月 1 日より簡易水道事業、農業集落排水事業ともに特別会計から公営企業会計へ移行し、資産や複式簿記による経営状態の把握に取り組んでいる。各事業とも独立採算がとれる経営が目標となるが、一般会計からの出資や補助金に頼った経営となっている。

○簡易水道施設の経過年数

(令和 7 年 4 月現在)

	地 区	名 称	給水開始年	給水開始後 経過年数 (年)	改 良 後 経過年数 (年)
1	南 郷	神門	昭和 35 年	65	12
		鬼神野	昭和 34 年	67	23
		名木	昭和 56 年	45	—
2		水清谷	昭和 48 年	53	—
3		上渡川	平成 21 年	17	13
4	西 郷	峰	平成 2 年	35	—
5		小 川	昭和 59 年	40	—
6		仮 迫	昭和 55 年	45	—
7		和 田	昭和 49 年	51	—
8		若 宮	昭和 56 年	44	—
9		笹 陰	昭和 38 年	62	—
10		小八重	昭和 60 年	40	—
11		山須原	昭和 35 年	65	22
12		上野原	平成 16 年	21	—
13	北 郷	宇納間	平成 4 年	33	—
14		長 野	昭和 47 年	53	19
15		秋 元	昭和 44 年	56	16
16		入 下	昭和 37 年	63	28
17		黒 木	昭和 40 年	60	17
18		小黒木	昭和 45 年	55	16

② 廃棄物の処理

一般廃棄物における可燃ごみについては、日向東臼杵広域連合の清掃センターにおいて焼却の処理を行っている。その施設も平成3年の共用開始から2回の大規模改修を経て使用しているが、供用開始から49年目の令和20年度までの延命化計画を策定し基幹改良を行っている。

地球温暖化に対応する循環型社会を構築するために、分別の徹底による排出抑制に取組み、ごみの減量化を図る必要が生じている。

ごみステーションボックスの一部は老朽化しているものもあるが、物価高騰によりステーションボックスの作成費用はかなり高額となり同じ物に容易には更新できなくなった。ごみ処理にかかるコストや費用抑制について住民へ周知する必要がある。

燃えるごみの中に資源となるべきものも含まれるなど、分別不徹底があるため、住民がごみ排出者としての当事者意識とごみ発生源を絶つという意識を持つ必要がある。

また、空き地、道路等へのごみの不法投棄が一部にあり、町的美観を阻害しているため、環境美化に対する啓発と不法投棄防止に取り組む必要がある。

日向東臼杵広域連合において計画している次期の最終処分場は、現在、使用している日向市一般廃棄物最終処分場の共用期間終了が迫っているため、美郷町西郷花水流区を候補地とし、学識経験者などの委員とした、最終処分場建設検討委員会において、施設の施設の整備計画を審議している。

③ 消防施設

犯罪や事故のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、事件や事故を未然に防止するために警察をはじめとする関係機関、団体等と地域住民が一体となり、地域安全運動を推進している。夜間犯罪の未然防止における防犯灯の設置については、各自治組織が集落内に設置する防犯灯のLED化や新規設置を補助するほか、集落間の防犯灯についても整備を進めているところである。しかしながら、既設防犯灯の老朽化も進んでおり、今後は更新や改修も必要とされる。また、社会環境の変化などにより、犯罪が多様化・巧妙化する中、夜間の道路や公園などの防犯灯の存在が住民生活の安全に深い関係性を持つものとして意識されるようになり、防犯灯に対する人々の関心と設置要望が高まっていることから、防犯灯の計画的な整備が必要とされる。

非常備消防体制である本町において、消防団は地域社会における消防防災の中核として重要な役割を担っている。しかし、近年では過疎化・少子化による団員数の減少と年齢構成の高齢化が進行している。さらには、就業形態の多様化で町外に勤務する団員が多数を占めるようになり、昼間の消防力の低下が懸念される場所である。今後、大幅な新入団員の確保は困難であるため、訓練・講習により各団員の資質の向上を図り、各地区の自主防災組織との連携強化が必要である。

消防力の基幹を構成する消防施設は、国の示す「消防力の基準」を指針として、消防施設整備計画に基づき整備強化を年次的に進めてきており、その配置については、おおむねその基準を満たしている状況にあるが、山間部にあっては更に防火水槽の設置が必要とされる箇所が見受けられる。また、設置後かなりの年数が経過しているものもあり、今後は更新や有蓋化を含めた整備が必要である。

消防資機材は、団員減少や昼間の消防力低下をかんがみ、迅速な初期消火が可能にな

るように、配備されている小型ポンプの更新や消火栓の設置・更新が必要である。また、各部に配備されている消防用車両についても計画的な更新が必要である。

消防団員については地域防災の要として、火災のみならず、風水害時の避難誘導等、有事の際には多岐に渡る活動を行うため、活動の拠点となる消防団機庫・詰所についても建設当初から年数が経過していることから計画的な居住環境の整備と長寿命化を図る。また、被災時に被災者の避難所生活環境の改善を図るために施設整備も進める必要がある。

救急搬送業務については、平成 27 年には県外から誘致した民間企業と救急救命業務委託を締結し、救急車へ救急救命士 2 人乗車体制での運用を開始しており、現在では町内全域を対象としている。

しかしながら、消防法上の救急業務ではないため、その活動には制限・制約が伴い今後更に住民のニーズに応えるためには、救急資機材の充実や関係医療機関との協力体制を更に強化する必要がある。救急需要は年々増加傾向にあり、業務に従事する職員の負担は大きいところだが、献身的な努力によって支えられている。

現在、消防の常備化に向けて入郷 3 町村消防常備化検討協議会を設置しており、住民ニーズを優先した持続可能な体制の構築と必要な施設の整備を図る取組みの検討を行っていく。

④ 公営住宅等

本町の町営住宅は、263 戸（公営住宅 138 戸、特定公共賃貸住宅 24 戸、山村定住住宅 18 戸、集落定住住宅 4 戸、高齢者住宅 4 戸、町営賃貸住宅 75 戸）がある。若者世帯から高齢者世帯まで様々なニーズにあった住宅の必要性から公営住宅等長寿命化計画に基づいて現在まで随時整備を行ってきた。

しかし、その整備は十分ではなく、老朽化した公営住宅等も多く、維持修繕等の経費も加算してきている現状であるが、今後、公営住宅等の用途廃止や建て替え等を随時行う必要がある。

⑤ その他

i 鉾害処理

北郷武田の内地区の旧廃止鉾山（速日鉾山）は、昭和 37 年の大切坑遮断の後、坑内水突出などにより、魚族や水田に鉾害をもたらしたが、昭和 58 年から鉾害防止工事が進められ、整備はほぼ完了した。

これにより、河川の汚濁は最小限にとどめられるようになったが、これまで整備した坑内設備の老朽化による改修及び修繕を実施し、坑廃水の処理等の維持管理について今後も継続していかなければならない。

ii 急傾斜地区崩壊対策

本町の集落は、町内を流れる耳川、小丸川、五十鈴川の本流・支流に沿って散在しており、山間や山腹にある集落も多く、山間地特有の地形的条件から家屋の安全に支障を来している箇所もある。

iii 一般住宅建築支援対策

過疎対策には町営住宅以外にも住居の整備が必要であり、町外から移住対策を基本に、町民の流出を防ぐ定住化対策も必要である。さらに、町内の民家に空き家が見受けられるが、今後も増加の傾向にあり、この利活用も課題である。また、町内の一般住宅においても、老朽化がみられ、住環境の整備と定住促進を図る必要がある。

iv 住宅用地対策

山間地という地形の面から、公営住宅用及び一般住宅用共に確保が困難となっている。

(2) その対策

① 簡易水道等、下水処理施設

- ア 町水道ビジョンに基づいて、簡易水道施設の改修と統廃合を計画的に進める。
- イ 町水道ビジョンに基づいて、簡易水道未普及集落への給水に努める。
- ウ 地区（小規模）水道について、住民が行う維持管理、改修に対する助成に努める。
- エ 農業集落排水施設の適正管理に努める。
- オ 農業集落排水施設の適時の改修を計画的に進める。
- カ 未接続世帯の農業集落排水施設へのつなぎ込みを促進する。
- キ 助成制度により合併処理浄化槽未設置世帯の解消に努める。
- ク 簡易水道施設、農業集落排水施設について、合理的経済的な改修工法を検討するとともに、適時に使用料金の見直しを行い、経営の健全化に努める。

② 廃棄物の処理

- ア 住民に無理のないゴミの減量化の方法の検討を行い広報誌やケーブルテレビを活用し住民運動としてのごみの減量化に取り組む。
- イ 高齢者に配慮した構造且つ、コストにも重点をおいて検討したステーションボックスに計画的に更新するとともに、住民に適正な管理を依頼する。
- ウ 住民団体や地域団体との連携を強め、住民の当事者意識を高めて、ごみ分別の徹底と不法投棄をなくすため、住民団体や地域団体との連携を図り、監視、抑制体制を強める。
- エ ごみ収集方法、ごみ処理有料化等については、日向東臼杵広域連合の構成市町村との統一化に配慮する。
- オ 次期最終処分場の候補地を有する自治体として、施設整備事業に対する住民の不安を解消するよう、積極的に働きかけを行い、より良い施設建設に向けて日向東臼杵広域連合事務局及び「次期広域最終処分場建設検討委員会」と協調し建設に着手できるよう努める。

③ 消防施設

- ア 防犯対策は、警察等の関係機関と連携をとりながら、地域ぐるみの防犯活動を進め

るとともに防犯灯の整備を行い、夜間における防犯や安全確保に努める。

イ 防災機関である消防団の育成強化を図り、各種の災害に迅速に対応できる消防体制の確立に努める。

ウ 消防団員確保に努め、同時に各地区の自主防災組織との連携を強化し、協力関係を確立する。

エ 自主防災組織の育成を図るとともに、広報活動や予防活動を積極的に推進し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域ぐるみの防災意識の高揚に努める。

オ 消防施設設備の整備は、緊急性や地域の特性を考慮しながら年次的に適正配備を進め、増強とともに近代化に努める。

カ 防火水槽や消火栓の適正配置と維持管理に努め、機動力のある資機材整備を推進する。

キ 救急業務に従事する職員の資質の向上に努め、医療機関との連携強化を図る。

ク 今後の消防体制の在り方を見直すとともに、救急に特化した常備化、広域化に向けた取組を行う。

ケ 救急資機材の整備は、様々な種別に対応できるよう適正配備を進め、増強とともに近代化に努める。

④ 公営住宅等

ア 老朽化した公営住宅等については、随時用途廃止を実施する。

イ 本町の実情に応じた計画的な建て替え（非現地を含む）・個別改善・維持保全等を行い、公営住宅等の快適な居住環境の整備と長寿命化を図る。

ウ 町内外者の定住を図るため、地方創生事業等を活用し、定住促進住宅及び単身住宅の整備に努める。

エ 空き家住宅の有効活用を図る。

オ 利便性が高く安全な住宅用地の確保に努める。

⑤ その他

i 鉱害処理

ア 鉱害防止については、施設の維持管理・修繕等整備計画に基づき計画的に行う。

ii 急傾斜地区崩壊対策

ア がけ地、急傾斜地付近住宅の移転など集落の安全確保に努める。

イ 急傾斜地崩壊対策事業の採択・実施に努めるとともに、町単災害関連急傾斜地崩壊対策事業補助金の有効活用を図る。

iii 一般住宅建築支援対策

ア 町民の高齢化対策や生活環境の向上及び定住化促進に資するとともに町内産業の活性化及び木材の振興に寄与するため、町内で新築又は増改築の支援を行う。

iv 住宅用地対策

ア 地域住民のニーズに則した住宅用地を造成する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境 の整備	(1) 水道施設 簡易水道	美郷町基幹管路耐震化工事	町	
		美郷町簡易水道浄水場施設整備工事	町	
	(2) 下水処理施設 農村集落排水施設	美郷町農業集落排水施設整備工事	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ焼却施設撤去事業	町	
	(5) 消防施設	防火水槽整備事業	町	
		防火水槽有蓋化事業	町	
		防火水槽フェンス改修事業	町	
		消火栓整備事業	町	
		消防用小型動力ポンプ整備事業	町	
		消防車両整備事業	町	
		消防用ホース整備事業	町	
		消防用資機材整備事業	町	
		消防機庫・詰所改善事業	町	
		非常用道路等改修事業	町	
		消防常備化・広域化整備事業	町	
		救急資機材整備事業	町	
	(6) 公営住宅等	公営住宅建設	町	
		老朽住宅除去事業	町	
		公営住宅改善事業	町	
		単身住宅整備事業	町	
		定住促進住宅整備事業	町	
		移住定住促進空き家活用事業	町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	一般住宅建築支援事業	町	住宅の建築支援をすることで定住が促進され、効果が将来に及ぶ。
		木造住宅耐震診断事業	町	
		木造住宅耐震化支援事業	町	
		がけ地近接等危険住宅移転事業	町	
		防犯灯整備事業	町	
		救急救命業務委託事業	町	住民の安心な暮らしが確保され、効果が将来に及ぶ。
		飲料水供給施設等施設整備事業	協業体	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		簡易水道施設毎日点検事業	町	
		簡易水道水質検査事業	町	
		合併処理浄化槽設置整備事業	町	
		日向東臼杵広域連合清掃センター補修整備事業	広域連合	
		日向東臼杵広域連合最終処分場整備事業	広域連合	
		し尿処理事業	事務組合	
		美郷町災害関連急傾斜地崩壊対策事業	町	
	(8) その他	休廃止鉱山鉱害防止工事	町	
		急傾斜地崩壊対策事業	県	
		自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業	町	
		分譲住宅用地整備事業	町	
		県単集落防災事業	町	
		県単治山事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

○ 上水道施設（簡易水道施設）

配水管の更新や配水池の耐震化等を進めながら、施設の長寿命化を図る。

○ 下水道施設（農業集落排水施設）

予防保全的な維持管理を進めながら、施設の老朽化や劣化状況等に応じた長寿命化事業を実施する。

○ 廃棄物処理施設

ゴミの収集運搬、処理に係る業務のの見直しを含めて施設の集約化・複合化等を検討する。

○ 消防施設

消防施設は、住民の安心・安全な暮らしを確保するうえで欠かすことのできない施設である。予防保全的な維持管理を進めながら、施設の長寿命化を図るとともに、将来の人口動態の変化や消防需要に応じて、大規模改修や計画的な更新を行い、運用に支障をきたすことがないように、適正な施設管理を進める。

○ 公営住宅等

公営住宅等長寿命化計画に基づき、改修や更新を進める。施設の必要性については町民ニーズの変化や財政状況等を考慮し総合的に検討する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 児童福祉

保育所については、入所待機児童はなく保育ニーズに対応している。

出生数が減少しているため、相当数の児童がいることで様々な人格の中で健全に発育するという環境に欠けつつあるため、少子化対策に取り組む必要がある。

保護者の就労の有無にかかわらず、質の高い幼児教育・保育の一体的な提供を図るため、保育と幼児教育の統合も検討していく必要がある。

子育てに悩む保護者や、健全な育児知識に欠けると思われる保護者があり、また、虐待が疑われるケースもまれに生じており、これらの様々な困難等を抱える家庭に応じた支援が必要である。

また、法改正により、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産期から子育て期にかかる切れ目ない支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めなければならないとされ、開設に向けての体制整備と相談支援体制の充実を図る必要がある。

② 高齢者の保健及び福祉

町の高齢化率は、年々増加の一途をたどっており、令和6年10月現在で54.2%と宮崎県内でトップの状況にある。

このため独居高齢者や高齢者のみで構成される世帯等の増加並びに障がいをもつ方々の高齢化等が一層進む中で、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、権利擁護事業や相談支援、見守り支援も含め地域での生活支援充実の体制整備が求められている。

また、本町の高齢者福祉における施設サービスは、養護老人ホーム（定員50床）と介護保険対象施設である特別養護老人ホーム（介護保険制度においては介護老人福祉施設：3施設で定員141床）と認知症対応型グループホーム（3施設で定員27床）がある。

一方、介護保険における在宅サービスについては、社会福祉協議会や社会福祉法人、町立国民健康保険病院等により供給されているが、今後は更に見守り支援等の生活支援サービスや一般介護予防事業等を適切に組み合わせる必要がある。

特に高齢化の進展とともに、疾病構造もガン・心臓病・脳梗塞・糖尿病等の生活習慣病が増加しており、保健対策だけでなく介護予防の観点からも生活習慣病や認知症予防の必要性がますます高まっている。

健康づくりの目安の一つでもある特定健診受診率は、令和5年度66.7%であることから、引き続き後期高齢者健診やガン検診も含めて受診率の向上を図っていくとともに、要精密とされた方の再検査率も100%を目指していく必要がある。

③ 妊婦・乳幼児の保健及び医療

ア 乳幼児健診：地域に小児科医師がいないことから、近隣市町の医療機関へ年に数回派遣を依頼し、町内集団健診体制で実施している。出産後からの切れ目のない健康診査の実施を目的に、令和7年度からは1か月児健康診査の費用を1回助成しているが、5歳児健康診査については、小児科医師の確保が困難、健診後のフォロー体制が整わないこと等から、実施が難しい状況である。

イ 妊婦健康診査：地域に産婦人科医師がいないことから、妊婦は近隣市町の産婦人科を受診している。健診料金については、継続して受診してもらうために、県内医療機関においては初回から14回分の健診料金の全額助成を行っており、令和6年度からは追加で2回分の健診料金の全額助成を行い、負担軽減を図っている。

県外医療機関を受診する場合でも、未受診を防止するため経費の一部を助成している。また、経済的負担を軽減し、産後の支援が必要な者の把握に努め、特に産後うつや児童への虐待等を防ぐ目的で産婦健診の費用を2回助成している。更に、希望する方全員が産後ケア事業を受けられるよう体制を整備し、通所型・訪問型・宿泊型のサービスを実施している。

ウ 不妊治療：宮崎県の実施する特定治療支援事業（治療費の助成や相談窓口）について、町広報誌等で案内するとともに、案内文書の配布等により事業の普及啓発を行っている。

エ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、「美郷町子育て世代包括支援センター」を設置したところであるが、法律の改正により、児童福祉の「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健の「子育て世代包括支援センター」の意義や機能は維持したまま、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めなければならないとされ、設置に向けて検討を続けている状況である。

④ 母子福祉

児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成により母子・父子家庭に対する支援を行っている。

近年は母子・父子家庭が増加傾向にあり、これら家庭の経済、健康維持、育児、孤立傾向等について、その特殊性を十分考慮し支援を続ける必要がある。

⑤ 障がい者福祉

本町の障がい者（児）数は、令和7年4月1日現在481人（身体障がい者370人、知的障がい者58人、精神障がい者53人）であり、全人口に占める割合は11%である。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、町民一人ひとりが障がいについての正しい知識と理解をもつことが必要であり、障がいを持った方々が、その能力、主体性、自立性を十分発揮し、社会参加や活動ができるようにする施策の充実が求められている。

現在、本町には日中活動の場として南郷地区の「ゆめたまご」が開設されたことで、在宅障がい者の障がい福祉サービス利用の充実がある程度図られている。

また、美郷町に「そうだんサポートセンターみさと」と、日向市に日向市東臼杵郡を圏域とする「日向市・東臼杵郡障がい児者基幹相談支援センター」が設置され、相談支援の充実が図られている。

その一方で、介護者や障がい者自身の高齢化が進んでおり、在宅での生活に不安を抱くなど障がい者介護を取り巻く環境は依然厳しいものがあり、障がい者とその家族のニーズに沿った障がい者施策が求められている。

(2) その対策

① 児童福祉

- ア 各種助成制度の内容を再検討、新設するなど、少子化対策に取り組む。
- イ 認定こども園について検討を続ける。
- ウ こども家庭支援員や保健師等の専門職の配置により、児童福祉・母子保健が連携しながら、全ての子育て世帯に対し一体的に相談支援を行う体制を整備する。相談窓口の周知と相談しやすい環境づくり、家庭の課題とニーズの把握に努め、虐待への予防的な対応から個々の家庭の実情に応じた切れ目ない支援を行う。

② 高齢者の保健及び福祉

- ア 生活習慣病予防のため特定健診をはじめ、肺ガン、胃ガン等の各種ガン検診を引き続き実施し、疾病の早期発見と早期治療のため受診率向上に努める。
特に特定健診受診率については、今後の目標を65%以上を維持するとともに、健診（検診）で再検査とされた方の再検査率100%を目指して指導の強化を図っていく。
- イ 住民自らが積極的に健康を増進し疾病を予防する「一次予防」に重点を置き、「健診（検診）は必ず受けるもの」といった町民意識の醸成に努める。
- ウ 健康づくり事業も介護予防事業の一環であることから、地域包括支援センターと連携して高齢者の転倒予防事業や口腔及び栄養改善事業を引き続き実施するほか、高齢者の認知症予防対策や生活支援及び権利擁護体制の充実を図るなど、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく。
特に高齢者の介護予防の観点から、「いきいき百歳体操」など的高齢者に相応しい運動について、住民自らの自主化を推進していく。
- エ 地域と連携しながら独居高齢者等に対する相談支援及び見守り支援体制と日常生活を支障なく過ごせるための生活支援体制の強化を図っていく。特に、独居高齢者等に対する交通手段の確保及び配食サービスの強化について引き続き検討を進める。
- オ 介護保険サービスの内、施設サービスについては現在の入所定員を維持するとともに、在宅サービスと法定外サービスの適切な組合せを図って、在宅での生活の質の向上を目指していく。
- カ 高齢者の生きがいづくりについては、高齢者の社会参加促進の観点から地域包括ケアシステムの重要な位置づけであり、ボランティアや高齢者クラブを始めとするシニアパワーの活用を図っていく。

③ 妊婦・乳幼児の保健及び医療

- ア 妊婦、乳幼児の健康の保持増進を図るために、健康診査や保健指導等を継続して行い健康の維持向上に努める。また、県外へ里帰りする妊婦の健診料についても助成し、県内医療機関と同様に妊婦健診を受けやすい体制を維持する。更に、就学までの切れ目ない健康診査を実施できるよう5歳児健康診査の実施について検討を進める。
- イ 子を望みながらも恵まれない夫婦への不妊治療に対する経済的負担を軽くするため、県の事業に上乘せし医療費の助成を行う。
- ウ 子育て世代包括支援センターにおいて、関係職員と連携しながら必要に応じ支援プランを作成し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。更に、今後、関係

各課と協議しながらこども家庭センターの設置について検討を進める。

④ 母子福祉

- ア 各種の支援を継続する。
- イ 各種の行政情報の中で母子・父子家庭に関するものを重視し、必要に応じ適切な助言・支援をする。
- ウ 母子・父子家庭が抱える様々な相談に対応できる窓口を開設する。
- エ 女性団体や子育てにかかわる団体及び地域団体が、母子・父子家庭に配慮する環境を醸成する。

⑤ 障がい者福祉

- ア 地域住民の障がい者に対する理解促進と障がい福祉サービスの充実に努めるとともに、障がい者の医療に関する負担軽減について引き続き適切な対策を講じていく。
- イ 障がい者とその家族が在宅で安心して生活できるよう相談支援体制の整備を図る。
- ウ グループホームの設置など、障がい者の居住の場の確保及び、子どもから高齢者（障がい者を含む）の包括的な拠点づくりの推進を検討していく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	子育て支援施設事業	町	
	(3) 高齢者福祉施設 老人ホーム	社会福祉施設等整備事業	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	社会福祉協議会の活動支援事業	町	
		民生児童委員協議会の活動支援事業	町	
		児童健全育成事業	町	
		子育て支援事業	町	子育て世代を支援することで定住が促進され、効果が将来に及ぶ。
		母子・父子家庭支援事業	町	
		安心生活創造事業(委託事業)	町	
		介護予防・生活支援事業(委託事業)	町	
		高齢者生活福祉センター運営事業(委託事業)	町	
		高齢者乗合バス及びタクシー利用券交付事業	町	
		在宅介護支援手当支給事業	町	
	地域活動支援センター運営事業	町		
重度心身障がい者医療費公費負担事業	町			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		障害福祉サービス事業	町	
		妊婦・乳幼児健診事業	町	
		産後ケア事業	町	
		不妊治療費助成事業	町	
		各種がん検診推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

○ 児童福祉施設

認定こども園の設置による幼稚園施設と保育所施設との集約化等の検討を進める。

○ 老人福祉施設

予防保全的な維持管理を進めながら、施設の長寿命化を図る。併せて、指定管理者との適切な役割分担による施設運営のあり方を検討する。

○ 保健施設

予防保全的な維持管理を進めながら、施設の長寿命化を図る。大規模改修や更新の時期を迎えるにあたっては、施設の集約化・複合化等を検討する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町における医療提供体制については、平成30年度に町長の諮問を受けて「美郷町医療提供体制の在り方検討委員会」を設置し、2カ年にわたって協議検討を行い令和元年度に現在の体制として答申を行った。令和2年4月より、町内の入院機能と救急医療の受け入れを西郷病院に集約し、南郷診療所、北郷診療所については外来に特化する体制へと移行し、現在5カ年が経過したところである。

この間、令和2年度から令和6年度にかけて、定着医1名と県からの派遣医師5名の計6名による医師配置により医療の提供を行い、3つの医療機関の運営を行なってきたところである。令和7年度において県からの派遣医師が1名減となり、現況では定着医師1名派遣医師4名の計5名による体制のもと、西郷病院においては、外来、入院、救急受付のほか週3回の人工透析治療を行なっている。南郷診療所においては、外来のみの診療を午前・午後の診療として実施し、外部からの診療支援として眼科、外科、皮膚科の支援を受けている。北郷診療所においては、午前中のみ外来診療とし、同じく眼科、内科の診療支援を受けながら地域のかかりつけ医としての役割を担っている。

《単独病床再編の経過》※令和2年4月より

機関名	再編事項	病床数
西郷病院	入院受入機能、救急受入機能を一元化 外来機能等は維持	急性期（29床） 人工透析（8床）
南郷診療所	外来機能に特化 病床機能の再編を実施	急性期（19床→9床） ※9床は休床扱い
北郷診療所	外来機能を維持（午前中のみ診療）	無床

へき地における医療を確保し町内3つの医療機関を維持していくため、令和3年度より専門性を有する医療経営、運用を検討するためのコンサルティングを実施し現在、最終年度となる5年目を迎えている。この間、必要な病床規模、施設基準の見直しを行い、併せて事務の効率化に資するための医療DX化に取り組んだ。3つの医療機関において電子カルテの導入を図り、連携機能を持たせることで町内の医療需要に対応できる体制づくりを整備した。また、PACS（画像診断システム）の導入や遠隔読影診療システムの配備、骨密度測定機器DEXAの購入などを年次的に実施し、医師の診療環境の改善と高度な医療体制を構築し、へき地においても遜色ない急性期医療が受けられる体制づくりに取り組んだ。

一方で、圏域や町内の人口減少に伴い、外来、入院における受診患者数は減少傾向となっている。限られた診療報酬制度の中で、いかに医業収益を確保し収益性を担保するかが喫緊の課題となっている。加えて、医師の働き方改革や医療・看護人材の確保の観点からも適正な人員配置は必要不可欠であることから、収益性と事業性の両面のバランスを維持しながら必要な医療を提供できる体制づくりを持続するためには、安定した財源の確保に努めなければならない。公立の医療機関として公益性を重視する側面と企業会計としての経済性、独立性の追及も求められるなど、二つの側面の調和を意識しながらの運営感覚が必要となってくる。

これらの事項を相対的に比較する場合に想定される複数の課題点、問題点のうち、特に対応を講じるべき点について次に示し検討課題とする。

- ア 県からの派遣医師に依存している当町において、医師の偏在、診療科の偏在は最重要課題である。今後も安定した医療提供体制を継続し地域医療を持続していくためには県や大学等関係機関との連携を強化し最適な医師の配置を強く求める必要がある。
- イ 当町の医療機関が担う役割を改めて再認識するとともに、その機能を分析し、地域や圏域における持続可能な医療提供体制の強化が必要である。
- ウ 地域のかかりつけ医としての役割を担いつつ、一次医療の受け皿としての役割を果たすために、他の医療機関や関係自治体との連携が必要である。
- エ 当町のようなへき地にあっては、地域包括ケアシステムは「まちづくり」の一環でもあり生活に密着した総合的、包括的なサービスである。更なる推進が必要である。
- オ 経営的には極めて困難な不採算地区であるが、引き続き経費の節減や効率的な運営を行うため経営体質の強化が必要である。

(2) その対策

地域医療を実践する当町において地域包括ケアシステムの実践と地域包括医療の充実が必要不可欠である。これまで前述した現況を踏まえ、今後の取組みが必要な問題点に対し、次のような対策を明示し方針とする。

- ア 関係機関と連携を密にしながら、自治医大卒医師、宮大地域枠医師が安定してへき地において地域医療に取り組むことができる環境づくり、研修体制を確立し圏域全体の地域医療を守る仕組みをつくる。
- イ 当町の3つの医療機関の役割を再度見直し、機能分化と役割分担を再認識する。急性期をはじめ、地域一般病床などのへの転換も見据えた病床機能の検討を行う。
- ウ 広域でのMC協議会などの組織に積極的に関与しながら、基幹病院はもとより近隣自治体との連携も視野に入れた、広域かつ多面的な連携づくりのため、意見交換の場の創設などを行い具体的な展開に移行する。
- エ 訪問看護、訪問リハなど在宅での医療支援体制を充実させていくとともに、オンライン診療の体制や介護施設等との連携強化、社会福祉団体との協力体制を一層深めていくことで安定した地域包括ケアシステムの実現を図る。
- オ 適正な経営を行うためには、適切な人員配置と人員体制を構築していくことが不可欠である。そのためにも、有益な医療・看護人材の確保を目的とした計画的な人員配置と職員研修の強化を図り、将来的な組織力の向上を目指す。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	(1) 診療施設整備事業 (西郷病院)	医療情報システム整備事業	町	
		医療機器整備事業	町	
		病院改修整備	町	
		地域包括ケア推進事業	町	
	(2) 診療施設整備事業 (南郷診療所) (北郷診療所)	医療機器整備事業	町	
		施設設備改修整備事業	町	
		医療環境整備事業	町	
(3) 過疎地域持続的発展 特別事業	医療・看護奨学金制度事業	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

○ 病院・診療施設

予防保全的な維持管理を進めながら、施設の長寿命化を図る。大規模改修や更新の時期を迎えるにあたっては、公的医療機関としての役割も踏まえつつ、施設の集約化・複合化等を検討する。

○ 美郷町総合計画・美郷町総合戦略（みさとわくわくプロジェクト）との整合性については、上位計画の進捗に沿って適宜、必要に応じて見直しなどを図りながら、より実効性のある計画となるよう注視していく。

○ 西郷病院にあっては美郷町国民健康保険西郷病院経営強化プラン（以下「プラン」という。）に基づく進捗を確認しながら、プランが掲げる数値目標や事業計画の達成状況と連動する形で当計画の運用が図られるよう努める。

○ その他、町内医療機関の個別施設計画（インフラ長寿命化計画）ごとに定める整備計画との整合性、連動性を確認しながら投資的経費の適正な運用を図る。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

学校教育においては、本町の教育資源を生かし「ふるさとを愛する心と豊かな国際感覚を育み、確かな学力を身に付け、自分に自信と誇りがもてる、心豊かな人材を育成する」ことを目標とした「美郷ならではの教育」推進を目指し、義務教育学校による一貫教育の充実に向けた取組を積極的に実施しており、今後も継続的・計画的に進めていく必要がある。また、本町の一貫教育は、美郷南学園を皮切りに平成 23 年度から開始されたが、この間においても社会環境の変化に伴う新たな課題が学校教育現場に生じてきている。

例えば、地域の人口減少は児童生徒数にも極少人数化につながり、学校や学級における人間関係の固定化が進み、児童生徒間の競争意識や学習意欲の低下が見られている。

また、生徒数の減少は学校部活動にも深刻な影響を与えており、現在、休日拠点校方式を導入し対応しているが、今後さらなる地域連携・地域移行の推進を図る必要がある。

他にも、不登校児童・生徒への対応も深刻化しており重要な課題である。

幼児期については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期にある就学前の子どもたちに対し、幼児期における遊びを通しての総合的な学びと、幼児期の教育・保育と義務教育学校前期課程とが円滑に接続することが重要とされる。そのため、幼保小連携・接続推進体制の整備とその充実が急務とされる。

また、中央教育審議会『令和の日本型学校教育』構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)』（令和 3 年 1 月 26 日）は、ICT を個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に必要不可欠なツールであるとともに、教師の業務負担を軽減し、働き方改革を実現するうえでも極めて大きな役割を果たしうるものと位置付けた。教師を取り巻く環境整備の最終的な目的は、学校教育の質の向上を通じた「全ての子供たちへのよりよい教育の実現」であり、教師の長時間勤務の是正を図ることで、教師の健康を守るとともにウェルビーイングを向上させ、その高い専門性を大いに発揮できるようにすることにより、子供たちに対してよりよい教育を行うことができるとされている。その基盤としての校務の在り方に関しては、「GIGA スクール構想の下での校務 DX について～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」（令和 5 年 3 月 8 日）において、次世代校務 DX を通じて汎用クラウドツールの活用による教職員等の負担軽減・コミュニケーションの迅速化等に加え、ロケーションフリーでの校務実施や、校務系データと学習系データの円滑な連携を通じたきめ細かな学習指導等を可能とすることが求められている。

学校施設整備については、施設一体型幼小中一貫校の整備による増改築等により、整備計画は完了しているが、経年劣化による再老朽化の見られる施設も見受けられるようになってきたことから、中長期的視点による「美郷町学校施設等長寿命化計画」に基づき施設の維持保全を適正に行っていく必要がある。

学校給食による「食育」については、近年、食生活が多様化する中で、規則正しい食生活を確立し、豊かな食文化を継承していくためにも重要な役割を担っている。「美郷町食育・地産地消推進計画」に基づいた「食育」の取組みを充実させることで、生涯にわたる健全な心身を培い、豊かな人間性を育てていく基礎を築く必要がある。

また、町内3施設の大規模災害発生時での活用等について、その調査・研究を行う必要がある。

中山間地域という地理的条件から生じる様々な課題に対しては、町立学校児童生徒及び町外の高校等へ通学する高校生、またその保護者への支援策を充実させ、その切実な課題を解決していくことが求められ、その取組についても継続的に進めていく必要がある。

② 生涯学習

本町の生涯学習は、いつでも、どこでも、だれでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、自ら意欲的に学習に取り組み、自己の実現と生きがいを目指し効果的運営を図り、各種学級、講座、教室等、学習機会の拡充と町立図書館を中心とした、生涯にわたり学習できる環境づくりに努めている。

今後は、学習により習得した自らの知識や技術等の学習成果が効果的に社会に還元され、地域課題の解決に資することが望まれている。よって、町民個々の趣味・教養を充足させるだけでなく、自ら主体的に取り組む学習や活動を促進するため、各種社会教育団体やNPO、ボランティアグループ等の連携強化、新たな組織の編成や団体の組織再編、指導者の養成・確保・充実を図る必要がある。

③ 生涯スポーツ

スポーツ活動は、健康の増進・体力の向上・連帯感の醸成等多様な機能を有しており、誰もがいつでもどこでも気軽にスポーツ活動ができるよう、スポーツの生活化、スポーツ推進の環境づくりに努めている。

町民のスポーツに対する関心は、余暇時間の増大や健康志向の高まりにより、ジョギングやウォーキング、また、各種スポーツ団体独自の活動が行われるなど、スポーツに親しむ機会が増加している。このことから、さらなる町民の生涯スポーツの充実・振興を図るため、優れた指導者の育成・確保とスポーツ団体の育成・強化を推進し、生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくりと競技力の維持向上、トップアスリートの養成に努める必要がある。また、総合型地域スポーツクラブの研究及び、令和9年度(2027年)に開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会バスケットボール競技(少年女子)を実施することにより、スポーツを通じた地域の活性化が期待される。

(2) その対策

① 学校教育

ア 「美郷ならではの教育」を推進し、一貫教育の充実に向けた取組みを継続的・計画的に進めていく。

イ 学校規模の小規模化に伴う課題解決のための取組みを計画的に進める。

ウ ICT利活用の高度化に向けての情報通信技術環境をはじめ、教育環境の整備・充実に努める。

エ いじめ・不登校の未然防止のための生徒指導や、交通・生活安全、防災における危

- 機管理体制等の充実に努める。
- オ 幼保小連携・接続推進体制の整備と充実を図る。
- カ 中長期的視点による「美郷町学校施設等長寿命化計画」による施設整備の推進に努める。
- キ 「知・徳・体・食」のバランスのとれた児童生徒の育成を行うために、「食育」の充実に努める。
- ク 中山間地域という地理的条件から生じる様々な課題に対する支援策の充実に努める。
- ケ 学力向上対策を推進するとともに、コミュニティスクール導入による開かれた学校づくり・地域づくりに努める。
- コ 関係部局とも連携しながら、就学前教育及び特別支援教育の充実に努める。
- サ 教職員の資質向上を図るための研修体制の整備と充実に努める。

② 生涯教育

《生涯学習の基盤整備》

- ア 家庭教育、学校教育の基礎の上に、住民が生涯「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学習機会を選択して学ぶことのできる生涯学習社会の構築を推進する。
- イ 生涯学習の拠点施設である町立図書館においては、その機能を生かした「学習情報の提供」「学習機会の拡充」「学習内容の充実」「学習成果の還元」に努め、施設の整備充実を図る。
- ウ 「生涯学習人材バンク」の活用と人材のさらなる発掘と育成を図る。
- エ 住民の自主的、主体的な学習活動の場となる公民館活動のさらなる支援を図る。
- オ 学習者、ボランティアグループの活動を支援し、地域課題の解決へ向け学習成果の還元を努める。

《社会教育の充実》

- ア 家庭教育推進大会を開催することにより家庭教育の充実と振興を図る。
- イ 子どもの発達段階に応じた家庭教育学級等を開設するとともに、家庭教育上の諸問題に対応する子育て支援など関係機関との連携を強化する。
- ウ 青少年の心身の調和のとれた成長と社会参加を図るため、発達段階に応じた自然体験活動やボランティア活動等の学習機会を充実する。
- エ 将来に向けた目的意識や職業観、未来観を育成するキャリア教育・職業教育の推進を図る。
- オ 成人の多様な生活形態や社会参加、キャリアアップ等、高度化・専門化した学習ニーズに対応するため、各行政機関や民間団体と連携を強化し、学習機会の拡充を図る。
- カ 高齢者の学習ニーズに対応するため、多様な学習機会の整備・充実を図る。
- キ 学習者が自ら習得した知識や技術等の学習成果を、地域に還元する機会の創出を図る。
- ク 住民の最も身近な学習の場である公民館の環境整備を図り、利用促進に努める。
- ケ 町立図書館のレファレンスサービスの充実と施設利用の促進に努める。
- コ 読書活動の推進と読み聞かせボランティア等の養成を図る。

- サ 社会教育関係団体からの要求に応じ、専門的・技術的な指導助言を行い、多様なニーズに応じた学習活動を積極的に支援する。
- シ 社会教育関係団体の連携と相互の積極的な交流を図り、総合的な学習機会の充実を図る。
- ス 自主的な学習グループやボランティアグループの支援と、それに応じた指導者の養成と確保を行う。
- セ 本町の人権教育基本方針に基づき、学校及び地域社会において全ての人々の人権意識の高揚を図り、思いやりのある豊かな人間関係づくりができる学習活動と啓発活動を積極的に推進する。
- ソ 社会教育関係職員及び関係機関並びに関係団体指導者の研修に努め、推進体制の整備を図る。
- タ 世代間交流や国際交流、さらに家庭、地域、学校間の連携強化を推進する。
- チ 地域学校協働活動とコミュニティスクールの連携・協働を推進する。

《青少年の健全育成》

- ア 子ども会の活動を支援し、ボランティア活動や文化活動、スポーツ活動等、社会参加の促進を図る。
- イ 非行防止のために家庭・学校・地域がさらに連携を強化し、町民総ぐるみによる青少年の健全育成を推進するとともに、健全育成にあたる大人自身の生活の見直しと社会環境の浄化を図る。
- ウ 情報モラル教育の充実と促進を図る。
- エ 町内義務教育学校児童生徒の青少年派遣交流事業の修学旅行との融合化について、調査・研究・検討を行う。

③ 生涯スポーツ

- ア スポーツの生活化を図るため、世代を問わず町民が生涯にわたって気軽に参加し楽しめるスポーツの導入に努める。
- イ 幼児から高齢者まで多くの世代が参加できる各種スポーツ団体の育成を行う。
- ウ スポーツレクリエーションにおける指導者の養成や確保を図るため、研修会の開催及び積極的な参加の促進を図る。
- エ 住民のニーズに応じた各種スポーツ教室や、既存のスポーツクラブの連携による体験スポーツ教室を開催する。
- オ 美郷町スポーツデーについては、町民のニーズに応じて町内の各種スポーツ団体による大会や交流会を実施し、それぞれの競技を通じてより多くの町民が率先して参加しやすい町のスポーツイベントとしての充実を図る。
- カ 生涯スポーツ施設・学校体育施設については、町民がいつでもだれでも気軽に利用できるように、スポーツに親しめるよう効率・効果的な活用と施設の充実を図る。
- キ スポーツ推進委員による企画、立案、運営のスポーツ教室を開催する。
- ク スポーツ競技力向上委員会の設置を目指し、各種大会等の誘致を行う。
- ケ スポーツ合宿の誘致を行い、スポーツ交流人口の拡大を図る。

コ 令和9年度(2027年)に開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会のバスケットボール競技(少年女子)開催へ向けたPRと、施設環境整備に努め大会の成功を期す。また、大会後も町民のスポーツ活動に対する気運の醸成を促進し、スポーツによる町民生活のさらなる活性化を推進する。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	長寿命化計画等に基づく維持保全工事	町	
	(1) 学校教育関連施設 屋内・屋外運動場	学校施設環境改善交付金事業 屋内・屋外運動場施設整備事業	町	
	(1) 学校教育関連施設 水泳プール	学校施設整備事業 プール改修事業	町	
	(1) 学校教育関連施設 教職員住宅	学校教育関連施設整備事業 教職員住宅整備事業	町	
	(1) 学校教育関連施設 スクールバス・ボート	スクールバス整備事業	町	
	(1) 学校教育関連施設 その他	学校情報環境整備事業	町	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	公民館・集会施設整備事業	町	
	(3) 集会施設、体育施設等 体育施設	屋内社会体育施設整備事業	町	
		屋外社会体育施設整備事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	高校生就学支援事業	町	子育て世代を支援することで定住が促進され、効果が将来に及ぶ。
		給食費無償化事業	町	
		複式学級支援事業	町	
		遠距離通学生支援事業	町	
		小中学生就学支援事業	町	
		キャリア教育推進事業	町	
地域学校協働活動推進事業		町		
コミュニティスクール推進事業		町		
地域コミュニティ推進事業		町		
読書活動推進事業		町		
青少年派遣交流事業	町			
スポーツ振興事業	町			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		スポーツ大会・合宿誘致交流事業	町	
		公民館・集会施設整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

○ 幼稚園・義務教育学校

施設一体型の義務教育学校の設置により施設が集約化される等、適正配置が進められているが、今後も多額の維持管理費用を要することが見込まれることから、「美郷町学校施設等長寿命化計画」に沿って、計画的に維持保全に努める。

○ 給食施設

3給食センターの維持管理を適正に行い、経費の縮減に努めながら「食育・地産地消の取組みの促進」を図る。

また、3施設の大規模災害発生時での活用等について、その調査・研究を行う。

○ 教職員住宅

予防保全的な維持管理を進めながら、施設の長寿命化を図る。改修や更新の時期を迎えるにあたっては、児童生徒数の推移に基づく教諭数の推移等を考慮して、計画的に実施する。

○ 集会施設

施設の設置にかかる経緯や意義を踏まえたうえで、予防保全的な維持管理を進めながら、施設の長寿命化を図る。

○ 社会教育施設

予防保全的な維持管理に努め、施設の長寿命化を図る。大規模改修や更新の時期を迎えるにあたっては、施設の集約化・複合化等を積極的に推進する。

○ 社会体育施設

予防保全的な維持管理を進めながら、施設の長寿命化を図る。現状の施設ありきではなく、利用状況等を勘案しながら町としてどのような内容（質・量）の施設を保持すべきなのかとの考え方にに基づき、集約化・複合化等を積極的に推進する。

また、公共施設総合管理計画に基づき、老朽化した施設の解体の推進を図る。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落形態は、町内を流れる耳川、小丸川、五十鈴川の本流・支流に沿って散在しており、山間や山腹にある集落も多い。過疎化、高齢化の進展により集落形態の維持が困難になっている集落もある。また、山間地特有の地形的条件から家屋の安全に支障を来たしている箇所もある。

しかしながら、集落間が遠いため再編は厳しく、移転も困難であることから、現集落において行われている集落維持活動を積極的に推進しながら、人口減少対策に正面から向き合い「当事者意識」から発する「内発性」により地域づくりと定住基盤等の整備を行う必要がある。

(2) その対策

ア 集落間の連携により集落機能の拡充を図る。

イ 各集落の計画的な集落活動の強化に努め、集落の特性を活かした自主的、主体的な活動を支援していく。

ウ 町内全集落（24 行政区）を対象とした、地域に根ざした特色ある人口減少対策として、地域との協働により「地区別定住戦略実践事業」を実施する。また事業実施においては補助金を交付するため、結果として主体性を促進するボトムアップ型支援、ハード・ソフト両面の自由度の高い支援、長期に渡る支援が可能となる。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(3) その他	未来発創地区別定住戦略推進事業	町	
		コミュニティ助成事業	町	

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

町民の教養を高め、豊かな心を育み、生活に生きがいと活力・潤いを生み出すために、芸術・文化活動を推進し、また、文化協会を中心に文化芸能活動が活発に展開されている。さらに、地域伝統芸能の保存と継承活動を支援し、文化遺産である史跡、名勝、天然記念物、さらに各種遺跡、資料等の発掘・保護、活用に努めている。

地域に根ざした芸術・文化の振興を図るには、先人が営々と引き継いできた伝統文化を大切にしながら、文化施設の整備等、文化活動基盤の充実に努めるとともに、芸術・文化の鑑賞、発表機会の拡充、芸術・文化団体の指導者の育成、各種講演会等文化活動の環境整備を行っていく必要がある。また、本町の歴史を解明し、新しい文化創造の基盤となる有形・無形の文化財の保護と活用に努める必要がある。

さらに、令和2年度から5年度におけるコロナ禍は、地域文化活動(郷土芸能等)に大きな影を落とした。地域活性化のためにもその保存・継承・活用が大きな課題となっている。

(2) その対策

ア すぐれた芸術・文化の鑑賞機会を拡大するとともに、伝統的な郷土芸能や文化にふれる機会と文化的基盤を高める各講座を開催する機会をつくる。

イ 文化協会の組織強化を行い、団体の育成、伝承活動の活性化を図り、学習発表の場の拡充を図る。

ウ 神楽や臼太鼓、練踊り、民謡、盆踊り等、郷土の貴重な伝統芸能の保存と継承を図るための育成活動の積極的な支援を図る。

エ 町内の文化財に対する住民の理解を深めるとともに、文化遺産の保存、保護を促進し、文化財の町・県・国の指定に向けて積極的に取り組む。また、その活用を促進する。

オ 新たな文化財の発掘に努め、その保存と保護、活用を図る。

カ 芸術・文化の拠点施設、設備の充実に努める。

キ 地域の民俗・伝統芸能の映像記録保存を行い、その保存・継承・活用を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	民俗資料室整備事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興	民謡大会開催事業	町	
		無形民俗文化財保存伝承事業	町	
		文化財記録収録事業	町	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化等さまざまな環境問題は、世界的に気温や海水温の上昇、海面上昇や気候の変動等を招いており、日本においても、近年、局地的豪雨や台風の大型化による大規模災害が発生しており、これから更に深刻さを増すことが予想され、環境に配慮した事業活動や日常生活における省エネルギーへの取組みが求められている。

今後は、町民一人ひとりが、自然環境の保全意識を深め、環境に配慮した資源循環型社会づくりを推進する必要がある。

(2) その対策

ア 自然環境に対する意識の向上及び保全活動への啓発に努める。

イ 環境にやさしいエコ製品の優先的購入・使用や節電・節水など、環境に配慮した生活様式への転換を進めるための啓発活動を推進する。

ウ 令和元年に策定した「美郷町カーボン・マネジメント強化事業」に基づき、公共施設の温室効果ガスの排出量を抑えるため、省エネルギー化への取組みや本町の自然的特性を生かした再生可能エネルギーの導入等の取組みを進める。

エ 町民や町内事業者の、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等の取組みを支援する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 再生可能エネルギーの利用の 推進	(1) 再生可能エネルギー 利用施設	再生可能エネルギー施設・設備整備事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー調査研究事業	町	
		再生可能エネルギー導入支援事業	町	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 遊休施設

使用されていない廃校舎等の公共用財産や普通財産の遊休施設が存在しており、その活用方針が定まらないまま老朽化が進んでいる施設がある。

(2) その対策

① 遊休施設

ア 遊休施設の活用方法について、検討委員会を組織し検討を行う。

イ 遊休施設の活用事業者の募集を行い、有効活用を促進する。

ウ 遊休施設を活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等へ整備する。

エ 遊休観光施設の再生を図り、有効活用することにより、賑わい及び文化継承を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 遊休施設	遊休施設再整備事業	町	

○ 過疎地域持続的発展特別事業分【再掲】

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住PR・相談会事業	町	
		お試し滞在施設管理・運営事業	町	
		空家利活用推進事業	町	
		空家対策支援事業	町	
		地域おこし協力隊活動事業	町	
		美郷町ひなた暮らし移住支援事業（県独自分）	町	
		美郷町移住支援金事業（国制度分）	町	
		老朽危険家屋等除却促進事業（不良住宅）	町	
		老朽危険家屋等除却促進事業（その他建物）	町	
		美郷町フィールドワーク等推進事業	町	
		総合戦略連携プロジェクト推進支援事業	町	
		地域価値創造事業	町	
		地域コミュニティスペース整備支援事業	町	
		美郷町ワーケーション推進事業	町	
		百済王伝説等連携市町推進会議事業	関係市町	
		美さと夢さと愛のさとまるごと美郷PR事業	町	
遊休観光施設再生事業	町			
3 産業の振興	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	ガンバレ！農業びと応援プロジェクト事業	町	生涯現役で取り組む農家を増やすことで、効果が将来に及ぶ。
		農林業担い手対策事業	町	農林業の担い手を育成・確保することで、効果が将来に及ぶ。
		直売所販売促進事業	町	
		県単山村整備作業路開設事業	町	
		県単林道等改良事業	町	
		農林業生産施設道路整備事業補助金	町	
		町単山村整備作業路開設事業	町	
		町単林内作業路整備事業	町	
		町単森林整備事業補助金	町	
		生産組織強化事業	町	
		農林業生産施設道路整備事業	町	
		農作業受託組織支援事業	町	
		農林業用木造建築物建設支援事業	町	
		園芸振興対策事業	町	
果樹・花き産地確立強化事業	町			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		有害鳥獣捕獲活動支援事業補助金	町	
		商工業振興活性化事業	町	
		商工業振興資金貸付事業	町	
		商工業振興サポート補助金	町	
		商工会設備資金利子補給事業	町	
		中小企業退職金共済制度補助金	町	
		買い物弱者対策支援事業	町	高齢者等の買い物環境を整えることで、効果が将来に及ぶ。
		石峠レイクランド管理運営事業	町	
		南郷温泉管理運営事業	町	
		美郷町観光協会運営事業	町	
		西郷地区観光施設管理運営事業	町	
		南郷地区観光施設管理運営事業	町	
		北郷地区観光施設管理運営事業	町	
		御田祭イベント事業	町	
		百済の里春祭り事業	町	
		師走祭りイベント事業	町	
		いだごろ祭りイベント事業	町	
		第50回いだごろ祭りイベント事業	町	
		西の正倉院築30周年記念イベント	町	
		宇納間地藏大祭事業	町	
		うなま地藏夏まつり事業	町	
		美郷町マイクロツーリズムPR事業	町	
		西の正倉院みさと文学賞運営事業	町	
		中山間地域等直接支払制度事業	町	
		就農準備支援事業	町	
		多面的機能支払交付金事業	町	
		認定農業者支援利子補給事業	町	
		遊休農地解消支援事業	町	
		新規就農支援事業(就農給付金)	町	新規就農者を支援することから定住が促進され、効果が将来に及ぶ。
		新規就農支援事業(経営開始型)		
		林研グループ連絡協議会補助金	町	
		町単社会保険等整備事業補助金	町	
		県単森林整備担い手確保パイロット事業補助金	町	
		林業担い手確保対策事業補助金	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		林業技術高度化事業補助金	町	
		生産森林組合運営補助金	町	
		日向地区猟友会支部補助金	町	
		みどりの少年団運営補助金	町	
		町有害鳥獣対策協議会運営補助金	町	
		狩猟免許取得補助金	町	
		耳川広域森林組合林業振興資金貸付金	町	
		町単特用林産物振興対策事業補助金	町	
		しいたけ等特用林産物生産体制強化事業	町	
		山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業	町	
		林業経営基盤強化事業	町	
		町単林業労働安全衛生推進事業	町	
		町単林業資格取得支援事業等補助金	町	
		町単高性能林業機械等整備事業補助金	町	
		みやざき林業大学校研修応援プロジェクト事業	町	
		森林所有者意向調査事前調査	町	
		漁業協同組合活動支援事業	町	
		有機農業推進事業	町	
		6次産業化新商品等開発・販路拡大支援事業	町	
		異業種交流事業	町	
最適土地利用総合対策事業	協業体			
4 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	防災行政無線及び消防救急無線保守点検事業	町	
		情報通信基盤施設運用管理	町	
		行政のデジタル化推進事業	町	
		自治体情報セキュリティ強化対策事業	町	
		地域ICT人材育成	町	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	地域内交通路線運行事業（乗合定期運行路線）	町	
		地域内交通路線運行事業（自家用有償旅客運送）	町	
		広域的生活交通路線運行事業（生活路線バス）	町	
		広域的生活交通路線運行事業（廃止代替バス）	町	
		広域的生活交通路線運行事業（快速型ミニバス）	町	
		社会資本整備総合交付金事業（橋梁点検）	町	
		社会資本整備総合交付金事業（トンネル点検）	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境 の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	一般住宅建築支援事業	町	住宅の建築支援をすることで定住が促進され、効果が将来に及ぶ。
		木造住宅耐震診断事業	町	
		木造住宅耐震化支援事業	町	
		がけ地近接等危険住宅移転事業	町	
		防犯灯整備事業	町	
		救急救命業務委託事業	町	住民の安心な暮らしが確保され、効果が将来に及ぶ。
		飲料水供給施設等施設整備事業	協業体	
		簡易水道施設毎日点検事業	町	
		簡易水道水質検査事業	町	
		合併処理浄化槽設置整備事業	町	
		日向東白杵広域連合清掃センター補修整備事業	広域連合	
		日向東白杵広域連合最終処分場整備事業	広域連合	
		し尿処理事業	事務組合	
		美郷町災害関連急傾斜地崩壊対策事業	町	
7 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の向上及び 増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	社会福祉協議会の活動支援事業	町	
		民生児童委員協議会の活動支援事業	町	
		児童健全育成事業	町	
		子育て支援事業	町	子育て世代を支援することで定住が促進され、効果が将来に及ぶ。
		母子・父子家庭支援事業	町	
		安心生活創造事業(委託事業)	町	
		介護予防・生活支援事業(委託事業)	町	
		高齢者生活福祉センター運営事業(委託事業)	町	
		高齢者乗合バス及びタクシー利用券交付事業	町	
		在宅介護支援手当支給事業	町	
		地域活動支援センター運営事業	町	
		重度心身障がい者医療費公費負担事業	町	
		障害福祉サービス事業	町	
		妊婦・乳幼児健診事業	町	
		産後ケア事業	町	
		不妊治療費助成事業	町	
各種がん検診推進事業	町			
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	医療・看護奨学金制度事業	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	高校生就学支援事業	町	子育て世代を支援することで定住が促進され、効果が将来に及ぶ。
		給食費無償化事業	町	
		複式学級支援事業	町	
		遠距離通学生支援事業	町	
		小中学生就学支援事業	町	
		キャリア教育推進事業	町	
		地域学校協働活動推進事業	町	
		コミュニティスクール推進事業	町	
		地域コミュニティ推進事業	町	
		読書活動推進事業	町	
		青少年派遣交流事業	町	
		スポーツ振興事業	町	
		スポーツ大会・合宿誘致交流事業	町	
公民館・集会施設整備事業	町			
11 地域文化 の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	民謡大会開催事業	町	
		無形民俗文化財保存伝承事業	町	
		文化財記録収録事業	町	
12 再生可能エネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー調査研究事業	町	
		再生可能エネルギー導入支援事業	町	

議案第 68 号

美郷町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 町の条例、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 15 条第 1 項に規定する規則、同法第 138 条の 4 第 2 項に規定する執行機関の規則（規程を含む。）及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企業管理規程並びに地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定により町が処理することとなる宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成 11 年宮崎県条例第 40 号）及び宮崎県教育委員会における事務処理の特例に関する条例（平成 12 年宮崎県条例第 35 号）に規定する宮崎県の条例及び宮崎県の執行機関の規則（規程を含む。）をいう。
- (2) 町の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 町長、地方自治法第 138 条の 4 第 1 項の規定に基づき町に置かれる執行機関
 - イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立して権限を行使することを認められた職員
 - ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により町の指定を受けた団体
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき町の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき町の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき町の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき町の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 町の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行わせることができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける町の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料及び手数料その他の費用（以下「使用料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 町の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処

理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

- 第5条 町の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

- 第6条 町の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
 - 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次の各号に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち、当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を利用した行政手続等に関する状況の公表)

第9条 町長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる町の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月5日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

行政手続きの電子化を推進し、町民の利便性向上及び事務の効率化を図るため、情報通信技術の利用に関し必要な事項を定める必要があることから、この条例案を提案する。

議案第 6 9 号

美郷町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

美郷町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 2 年美郷町条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）</p> <p>第 9 条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>7 円73 銭</u> を超える場合には、<u>7 円73 銭</u>。次条において「単価の限度額」という。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第 1 項第 7 号に定める選挙運動用ビラの枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 7 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>	<p>（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）</p> <p>第 9 条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>8 円38 銭</u> を超える場合には、<u>8 円38 銭</u>。次条において「単価の限度額」という。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第 1 項第 7 号に定める選挙運動用ビラの枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 7 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>
<p>（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）</p> <p>第13条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541 円31 銭</u> に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316, 250 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下この条において「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度</p>	<p>（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）</p> <p>第13条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586 円88 銭</u> に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316, 250 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下この条において「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度</p>

改正前	改正後
<p>額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>	<p>額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和7年12月5日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ及びポスターの作成単価を改正するため、この条例案を提案する。

議案第70号

美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年美郷町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
<p>（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	<p>（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>392,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>440,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>492,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>555,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>634,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>740,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>864,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	6	<u>740,000</u>	7	<u>864,000</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>405,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>455,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>508,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>574,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>655,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>765,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>893,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>405,000</u>	2	<u>455,000</u>	3	<u>508,000</u>	4	<u>574,000</u>	5	<u>655,000</u>	6	<u>765,000</u>	7	<u>893,000</u>
号給	給料月額（円）																																
1	<u>392,000</u>																																
2	<u>440,000</u>																																
3	<u>492,000</u>																																
4	<u>555,000</u>																																
5	<u>634,000</u>																																
6	<u>740,000</u>																																
7	<u>864,000</u>																																
号給	給料月額（円）																																
1	<u>405,000</u>																																
2	<u>455,000</u>																																
3	<u>508,000</u>																																
4	<u>574,000</u>																																
5	<u>655,000</u>																																
6	<u>765,000</u>																																
7	<u>893,000</u>																																
<p>[略] （美郷町一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等）</p>	<p>[略] （美郷町一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等）</p>																																
<p>第8条 [略] 2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年美郷町条例第24号）第7条第4項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第25条第2項第1号中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p> <p>[略]</p>	<p>第8条 [略] 2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年美郷町条例第24号）第7条第4項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の126.2</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第25条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p> <p>[略]</p>																																

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、附則第2項から第4項の規定は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第7条は令和7年4月1日から適用する。

(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和7年12月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、「100分の96.25」とあるのは「100分の97.5」とする。

(令和7年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 3 令和7年12月に支給する勤勉手当に関する第8条第2項の規定の適用については、「100分の88.75」とあるのは「100分の90」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定により職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年12月5日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

人事院の勧告に基づいて、期末手当及び勤勉手当の額について定めるため、この条例案を提案する。

議案第 7 1 号

美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 1 8 年美郷町条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 8 年美郷町条例第 5 0 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 2 2 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 2 . 5</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 8 年美郷町条例第 5 0 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 2 2 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 6 . 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 5</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。ただし、附則第 2 項及び第 3 項の規定は令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

(令和 7 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和 7 年 1 2 月に支給する期末手当に関する第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 7 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 7 7 . 5」とする。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定により議員に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

特別職の職員の給与に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 2 号）の一部改正に準じて、美郷町議会議員の期末手当の改正を行うため、この条例案を提案する。

議案第72号

美郷町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美郷町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年美郷町条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第9条 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>[略]</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>[略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第9条 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>[略]</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>[略]</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第9条の2 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。</p> <p>[略]</p> <p>(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、任命権者が町規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>[略]</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第9条の2 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。</p> <p>[略]</p> <p>(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額に、任命権者が町規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>[略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。ただし、附則第2項から第4項の規定は、令和7年12月1日から施行する。

(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和7年12月に支給する期末手当に関する第9条第1項第2号の規定の適用については、「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」とする。

(令和7年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 3 令和7年12月に支給する勤勉手当に関する第9条の2第1項第2号の規定の適用については、「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定により職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年12月5日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

人事院の勧告に基づいて、期末手当及び勤勉手当の額について定めるため、この条例案を提案する。

議案第 7 3 号

町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

町長等の給料及び旅費に関する条例（平成 1 8 年美郷町条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 町長等の期末手当の額は、一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 8 年美郷町条例第 5 0 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 2 2 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 2 . 5</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 町長等の期末手当の額は、一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 8 年美郷町条例第 5 0 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 2 2 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 5</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。ただし、附則第 2 項及び第 3 項の規定は令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

(令和 7 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和 7 年 1 2 月に支給する期末手当に関する第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 7 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 7 7 . 5」とする。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定により町長等に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

特別職の職員の給与に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 2 号）の一部改正に準じて、町長等の期末手当の改正を行うため、この条例案を提案する。

議案第74号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（平成18年美郷町条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して定める職員にあっては、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>1万円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万2,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>1万5,800円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>1万8,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>2万1,600円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して定める職員にあっては、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>1万400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万3,500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>1万6,600円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>1万9,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>2万2,800円</u></p>

- ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 2 万 4,400 円
- コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 2 万 6,200 円
- サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 2 万 8,000 円
- シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 2 万 9,800 円
- ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 3 万 1,600 円

(期末手当)

第 22 条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～7 [略]

(勤勉手当)

第 25 条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 2 万 5,900 円
- コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 2 万 9,100 円
- サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 3 万 2,300 円
- シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 3 万 5,500 円
- ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 3 万 8,700 円

(期末手当)

第 22 条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の712.5」とする。

4～7 [略]

(勤勉手当)

第 25 条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の10.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の5.0</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の10.6.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の5.1.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 [略]</p>
---	---

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一般行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	384,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900

35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000

74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700	397,000		
87	266,500	306,100	356,100	397,400		
88	266,800	306,400	356,500	397,800		
89	267,100	306,700	356,700	398,100		
90	267,400	307,000	357,100	398,600		
91	267,700	307,300	357,500	399,000		
92	268,000	307,600	357,900	399,400		
93	268,300	307,800	358,100	399,700		
94		308,000	358,400	400,100		
95		308,300	358,800	400,500		
96		308,700	359,100	400,800		
97		308,900	359,400	401,200		
98		309,200	359,800	401,600		
99		309,500	360,200	401,900		
100		309,900	360,600	402,300		
101		310,100	361,100	402,700		
102		310,400	361,500	403,000		
103		310,700	361,900	403,400		
104		311,000	362,300	403,800		
105		311,200	362,800	404,100		
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			
108		312,100	363,800			
109		312,300	364,200			
110		312,600				
111		313,000				
112		313,300				

	113		313,500				
	114		313,700				
	115		314,000				
	116		314,400				
	117		314,600				
	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年前再任用短時間勤務職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

別表第2（第3条関係）

医療職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		

19	362,000	448,400	502,600		
20	365,200	449,800	504,500		
21	368,500	451,100	506,400		
22	371,600	452,600	508,100		
23	374,700	454,000	509,900		
24	377,700	455,400	511,700		
25	380,800	456,800	513,300		
26	383,100	458,200	515,100		
27	385,400	459,500	516,900		
28	387,600	460,900	518,400		
29	389,500	462,300	519,800		
30	391,200	463,600	521,500		
31	392,900	465,000	523,300		
32	394,700	466,400	525,000		
33	396,400	467,700	526,500		
34	398,200	469,100	527,800		
35	399,800	470,400	529,100		
36	401,100	471,800	530,400		
37	402,500	473,200	531,400		
38	403,900	474,900	532,700		
39	405,300	476,500	534,000		
40	406,700	478,000	535,300		
41	408,200	479,600	536,300		
42	408,900	480,800	537,100		
43	409,500	481,900	537,900		
44	410,100	483,000	538,700		
45	410,900	484,000	539,600		
46	411,500	484,900	540,400		
47	412,100	485,800	541,200		
48	412,600	486,600	541,900		
49	413,100	487,300	542,700		
50	413,500	488,000	543,500		
51	414,000	488,700	544,200		
52	414,400	489,300	545,100		
53	414,800	489,900	546,000		
54	415,100	490,600	546,800		
55	415,400	491,200	547,700		
56	415,800	491,800	548,600		
57	416,100	492,100	549,400		

	58	416,500	492,700	550,200		
	59	416,800	493,300	551,000		
	60	417,200	494,000	551,700		
	61	417,600	494,400	552,500		
	62	417,900	495,000	553,400		
	63	418,200	495,700	554,300		
	64	418,500	496,400	555,200		
	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年前再任用短時間勤務職員		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000

務職員以外の職員	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,90,
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000
	30	244,900	,269,500	297,400	321,600	369,300	414,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600
	38	350,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700

42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
78	265,000	301,000	338,100	359,700		
79	265,300	301,200	338,500	359,900		
80	265,500	301,500	339,000	360,200		

	81	265,700	301,800	339,500	360,700		
	82	266,000	302,000	339,800	361,000		
	83	266,300	302,300	340,000	361,300		
	84	266,500	302,600	340,300	361,600		
	85	266,700	302,800	340,700	362,000		
	86		303,000	341,100	362,300		
	87		303,200	341,400	362,600		
	88		303,400	341,700	362,900		
	89		303,800	342,000	363,300		
	90		304,000	342,200	363,600		
	91		304,200	342,600	363,800		
	92		304,400	342,900	364,100		
	93		304,800	343,100	364,400		
	94		305,000	343,400	364,800		
	95		305,200	343,700	365,200		
	96		305,500	343,900	365,600		
	97		305,800	344,100	366,100		
	98		306,000	344,400	366,500		
	99		306,200	344,700	366,900		
	100		306,500	344,900	367,300		
	101		306,800	345,100	367,800		
	102		307,000	345,300			
	103		307,200	345,700			
	104		307,500	345,900			
	105		307,800	346,100			
	106			346,400			
	107			346,800			
	108			347,200			
	109			347,400			
定年前再任用短時間勤務職員		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から適用する。ただし、第22条及び第25条の規定は令和8年4月1日から適用する。

(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和7年12月に支給する期末手当に関する第22条第2項及び同条第3項の規定の適用については、第22条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、同条第3項中「100分の71.25」とあるのは「100分の

72.5」とする。

(令和7年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 3 令和7年12月に支給する勤勉手当に関する第25条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と、同項第2号中「100分の51.25」とあるのは「100分の52.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定により職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年12月5日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

人事院の勧告に基づいて、給料表、期末手当及び勤勉手当並びに通勤手当の額について定めるため、この条例案を提案する。

議案第75号

美郷町火災予防条例の一部を改正する条例

美郷町火災予防条例（平成18年美郷町条例第132号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第3章の2 [略]</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p>	<p>目次 第3章の2 [略] <u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u></p> <p>第29条 火災に関する警報（<u>法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。</u>）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防</u></p> <p><u>（林野火災に関する注意報）</u></p> <p><u>第29条の8 町長は気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を<u>消防長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p><u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、町の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 町長は林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u></p> <p><u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u></p> <p><u>第29条の9 町長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u></p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p><u>2 町長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年12月5日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

本年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁が示す「火災予防条例（例）」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするもの。

議案第76号

令和7年度美郷町一般会計補正予算(第5号)

令和7年度美郷町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ667,340千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,162,142千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年12月5日 提出

美郷町長 田中秀俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		43,644	1,730	45,374
	1 分担金	9,594	△470	9,124
	2 負担金	34,050	2,200	36,250
15 国庫支出金		1,013,046	154,213	1,167,259
	1 国庫負担金	589,906	170,400	760,306
	2 国庫補助金	422,275	△16,187	406,088
16 県支出金		1,053,647	586,319	1,639,966
	1 県負担金	208,084	1,825	209,909
	2 県補助金	822,014	584,494	1,406,508
17 財産収入		38,377	△78	38,299
	1 財産運用収入	36,136	△78	36,058
19 繰入金		1,203,053	7,380	1,210,433
	2 基金繰入金	1,202,751	7,380	1,210,131
21 諸収入		212,775	1,276	214,051
	5 雑入	181,115	1,276	182,391
22 町債		936,700	△83,500	853,200
	1 町債	936,700	△83,500	853,200
歳入合計		10,494,802	667,340	11,162,142

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		68,162	1,144	69,306
	1 議会費	68,162	1,144	69,306
2 総務費		1,825,820	△15,917	1,809,903
	1 総務管理費	1,626,324	△19,501	1,606,823
	2 徴 税 費	100,611	1,559	102,170
	3 戸籍住民登録費	52,118	1,408	53,526
	4 選 挙 費	40,142	617	40,759
3 民生費		1,055,843	11,661	1,067,504
	1 社会福祉費	715,964	10,957	726,921
	2 児童福祉費	339,005	704	339,709
4 衛生費		379,995	5,872	385,867
	1 保健衛生費	170,635	5,872	176,507
5 農林水産業費		1,000,811	10,251	1,011,062
	1 農 業 費	396,221	9,280	405,501
	2 林 業 費	603,128	971	604,099
6 商工費		347,611	3,176	350,787
	1 商工費	42,453	201	42,654
	2 観 光 費	199,982	3,645	203,627
	3 鉱害処理費	105,176	△670	104,506
7 土木費		811,624	△21,855	789,769
	1 土木管理費	121,842	4,397	126,239
	2 道路橋梁費	456,185	1,000	457,185
	3 住 宅 費	174,047	△27,252	146,795
8 消防費		522,390	3,246	525,636
	1 消 防 費	522,390	3,246	525,636
9 教育費		532,723	20,177	552,900
	1 教育総務費	200,888	1,965	202,853
	4 義務教育学校費	53,498	5,276	58,774
	5 幼稚園費	70,120	2,875	72,995
	6 社会教育費	208,217	10,061	218,278
	10 災害復旧費		1,568,061	622,610
1 農林水産業施設災害復旧費		879,877	372,610	1,252,487
	2 公共土木施設災害復旧費	688,184	250,000	938,184
11 公債費		892,500	700	893,200
	1 公債費	892,500	700	893,200
12 諸支出金		1,469,262	26,275	1,495,537
	1 特別会計繰出金	484,037	11,611	495,648
	3 公営企業費	456,017	14,664	470,681
歳 出 合 計		10,494,802	667,340	11,162,142

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
5 農林水産業費	1 農業費	農業水路等長寿命化・防災減災事業(国庫)	6,200
5 農林水産業費	1 農業費	農地耕作条件改善事業(国庫)	20,200
5 農林水産業費	2 林業費	林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業 (森林環境保全事業【鳥の巣新橋】)	20,500
7 土木費	1 土木監理費	土木総務一般経費 (公住マネージャー改修委託料)	2,500
7 土木費	2 道路橋梁費	過疎対策事業費(道路新設改良費)	40,600
7 土木費	2 道路橋梁費	防災・安全交付金事業(通学路対策)町道	47,900
7 土木費	2 道路橋梁費	防災・安全交付金事業(老朽化対策)町道	57,600
7 土木費	2 道路橋梁費	防災・安全交付金事業(メンテナンス)町道	221,990
7 土木費	3 住宅費	公営住宅建設事業費(国庫補助) (社会資本総合整備事業)	14,000
7 土木費	3 住宅費	公営住宅建設事業費(単独) (仮設住宅建設)	42,000
7 土木費	4 河川費	自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業	46,200
10 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	林道施設災害復旧事業(単独・補助)	899,117
10 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業(補助)	416,610
10 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業(単独)	57,210
計			1,892,627

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
タブレットリース料	令和8年度から令和10年度まで	千円 1,768

第4表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等債	18,100	1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等	10.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政治資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、利率見直し 後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。 ただし、町財政の都合 により繰上償還又は低利 に借換えすることができ る。	18,100	1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等	10.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政治資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、利率見直し 後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。 ただし、町財政の都合 により繰上償還又は低利 に借換えすることができ る。
災害復旧事業債	385,100				301,600			
過疎対策事業債	224,600				224,600			
合併特例事業債	19,000				19,000			
緊急防災・減災事業債	253,100				253,100			
緊急自然災害 防止対策事業債	22,500				22,500			
こども・子育て 支援事業債	6,800				6,800			
デジタル活用推進事業 債	7,500				7,500			
合計	936,700							

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	43,644	1,730	45,374
15 国庫支出金	1,013,046	154,213	1,167,259
16 県支出金	1,053,647	586,319	1,639,966
17 財産収入	38,377	△ 78	38,299
19 繰入金	1,203,053	7,380	1,210,433
21 諸収入	212,775	1,276	214,051
22 町債	936,700	△83,500	853,200
歳入合計	10,494,802	667,340	11,162,142

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 議会費	68,162	1,144	69,306					1,144
2 総務費	1,825,820	△15,917	1,809,903		1,500		438	△17,855
3 民生費	1,055,843	11,661	1,067,504				720	10,941
4 衛生費	379,995	5,872	385,867					5,872
5 農林水産業費	1,000,811	10,251	1,011,062		8,700		△450	2,001
6 商工費	347,611	3,176	350,787				△78	3,254
7 土木費	811,624	△21,855	789,769	△16,676	△2,017		△16,000	12,838
8 消防費	522,390	3,246	525,636				2,200	1,046
9 教育費	532,723	20,177	552,900					20,177
10 災害復旧費	1,568,061	622,610	2,190,671	166,750	369,380	△83,500	△20	170,000
11 公債費	892,500	700	893,200					700
12 諸支出金	1,469,262	26,275	1,495,537	4,139	1,825			20,311
歳出合計	10,494,802	667,340	11,162,142	154,213	379,388	△83,500	△13,190	230,429

令和 7 年度

美郷町一般会計補正予算

事項別明細書

入 歳

2 歳 入

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位：千円)

13	1	分担金及び負担金	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		分担金及び負担金	43,644	1,730	45,374			
	1	分 担 金	9,594	△470	9,124			
	1	農林水産業費分担金	4,018	△450	3,568	1 農業費分担金	△450	1 農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金 (1) 農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金
	2	災害復旧費分担金	5,515	△20	5,495	1 農地・農業用施設災害復旧費分担金	△20	1 農地・農業用施設災害復旧費分担金 △20 (1) 農地・農業用施設災害復旧費分担金(補助災) (20) (2) 農地・農業用施設災害復旧費分担金(単独災) (△40)
	2	負 担 金	34,050	2,200	36,250			
	4	総務費負担金	6,455	2,200	8,655	4 防災行政無線等施設運営負担金	2,200	1 防災行政無線等施設運営負担金 (1) 防災行政無線等施設運営負担金
15		国庫支出金	1,013,046	154,213	1,167,259			
	1	国庫負担金	589,906	170,400	760,306			
	1	民生費国庫負担金	173,031	3,650	176,681	15 低所得者保険料軽減負担金	3,650	1 低所得者保険料軽減負担金 (1) 低所得者保険料軽減負担金
	4	災害復旧費国庫負担金	416,875	166,750	583,625	1 公共土木施設災害復旧費負担金	166,750	1 公共土木施設災害復旧費負担金 166,750 (1) 現年発生公共土木施設災害復旧費負担金 (146,740) (2) 過年発生公共土木施設災害復旧費負担金 (20,010)
	2	国庫補助金	422,275	△16,187	406,088			
	2	民生費国庫補助金	12,614	489	13,103	1 民生費補助金	489	1 介護保険システム改修事業費補助金 (1) 介護保険システム改修事業費補助金
	5	土木費国庫補助金	249,315	△16,676	232,639	3 住宅費補助金	△16,676	1 社会資本整備総合交付金 △15,526 (1) 住宅向上事業補助金 (△12,526) (2) 空き家再生等推進事業補助金 (△3,000) 2 住宅・建築物耐震改修等事業費補助金 △1,150 (1) 住宅・建築物耐震改修等事業費補助金 (△1,150)
16		県支出金	1,053,647	586,319	1,639,966			
	1	県負担金	208,084	1,825	209,909			
	1	民生費県負担金	130,834	1,825	132,659	14 低所得者保険料軽減負担金	1,825	1 低所得者保険料軽減負担金 (1) 低所得者保険料軽減負担金
	2	県補助金	822,014	584,494	1,406,508			

(一般会計)

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
	4	農林水産業費県補助金	186,713	8,700	195,413	1 農業費補助金	8,700	1 農業振興費補助金 14,910 (1) 中山間地域等直接支払交付金 (5,114) (2) スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金 (9,796) 2 農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金 △6,210 (1) 農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金 (△6,210)
	8	土木費県補助金	23,130	△517	22,613	3 住宅費県補助金	△517	1 住宅・建築物耐震改修等事業費補助金 (1) 住宅・建築物耐震改修等事業費補助金
	10	災害復旧費県補助金	536,420	576,311	1,112,731	1 農林水産業施設災害復旧費補助金	576,311	1 農地・農業用施設災害復旧事業補助金 6,580 (1) 現年発生農地・農業用施設災害復旧事業補助金 (6,580) 2 林道施設災害復旧事業補助金 558,931 (1) 過年発生林道施設災害復旧事業補助金 (558,931) 3 県単林道施設災害復旧事業補助金 10,800 (1) 県単林道施設災害復旧費県補助金 (10,800)
17		財産収入	38,377	△78	38,299			
	1	財産運用収入	36,136	△78	36,058			
	2	財産貸付収入	35,449	△78	35,371	1 土地建物貸付収入	△78	1 町有土地建物貸付収入(企画情報課) △5 (1) さいごうの関土地建物貸付収入 (△5) 2 町有土地建物貸付収入 △73 (1) 神門地区縫製作業用施設貸付料 (△73)
19		繰入金	1,203,053	7,380	1,210,433			
	2	基金繰入金	1,202,751	7,380	1,210,131			
	1	財政調整基金繰入金	955,733	6,660	962,393	1 財政調整基金繰入金	6,660	1 財政調整基金繰入金 (1) 財政調整基金繰入金
	18	災害見舞金等基金繰入金	0	720	720	1 災害見舞金等基金繰入金	720	1 災害見舞金等基金繰入金 (1) 災害見舞金等基金繰入金
21		諸収入	212,775	1,276	214,051			
	5	雑収入	181,115	1,276	182,391			
	1	雑収入	181,115	1,276	182,391	1 雑収入	63	1 共済金受入 (1) 建物災害共済金受入
						5 返還金	1,213	1 補助金給付金等返還金 1,213 (1) 移住支援金返還金 (500) (2) 商工業サポート補助金返還金 (713)

(一般会計)

(款) 22 町 債
(項) 1 町 債

(単位：千円)

22	1	町 債	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		町 債	936,700	△83,500	853,200			
	1	町 債	936,700	△83,500	853,200			
		5 災害復旧事業債	385,100	△83,500	301,600	1 農林水産施設災害復旧債	△165,600	1 林業用施設災害復旧債 (1) 過年発生林業施設災害復旧債
						2 公共土木施設災害復旧債	82,100	1 公共土木施設災害復旧債 (1) 現年発生公共土木施設災害復旧債 82,100 (2) 過年発生公共土木施設災害復旧債 (73,200) (8,900)

(一般会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1								
1	議会費	68,162	1,144	69,306		1,144		
1	議会費	68,162	1,144	69,306		1,144		
1	議会費	68,162	1,144	69,306		1,144		
						2 給 料	388	1 議員人件費 議員期末手当 123 (123)
						3 職員手当等	321	2 議会活動費 印刷製本費 13 (13)
						4 共 済 費	130	3 議会一般経費 消耗品費(事務用品) 292 (113)
						10 需 用 費	126	タブレット通信費 (65)
								タブレットリース料 (99)
						11 役 務 費	65	ハードディスク購入費 (15)
						13 使用料及び 賃借料	99	4 一般職員人件費(議会) 給料 (388)
								通勤手当 (5)
								期末手当 (91)
						17 備品購入費	15	勤勉手当 (102)
								県市町村職員共済組合負担金 (130)

(一般会計)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

2	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
			総 務 費	1,825,820	△15,917	1,809,903	1,938	△17,855			
			総務管理費	1,626,324	△19,501	1,606,823	1,938	△21,439			
		1	一般管理費	568,445	7,429	575,874		7,429			
									1 報 酬	388	1 総務一般経費 490 職員研修講師謝礼 (△170)
									2 給 料	1,269	郵便料 (470) 委託料 (170)
									3 職員手当等	443	職員研修委託料 (170) 勤怠管理システム使用料 (20)
									4 共 済 費	4,835	2 一般・特別職員人件費(総務) 給料 (1,047) 2,465
									7 報 償 費	△170	期末手当(特別職) (73) 通勤手当 (110)
									8 旅 費	4	縣市町村職員共済組合負担金 (1,235)
									11 役 務 費	470	3 非常勤職員社会保険費 3,600 縣市町村職員共済組合負担金(パートタイム会計年度任用職員) (3,000)
									12 委 託 料	170	会計年度任用職員社会保険料負担金 (600)
									13 使用料及び 賃借料	20	4 会計年度任用職員人件費(一般管理費：事務) 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (264) 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (18) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (46) 費用弁償(会計年度職員通勤手当) (2)
											5 会計年度任用職員人件費(一般管理費：事業) 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (119) 時間外勤務報酬(パートタイム会計年度職員) (5) 給料(フルタイム会計年度任用職員) (123) 期末手当(フルタイム会計年度任用職員) (32) 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (31) 通勤手当(フルタイム会計年度任用職員) (2) 勤勉手当(フルタイム会計年度任用職員) (28) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (27) 時間外勤務手当(フルタイム会計年度任用職員) (15) 費用弁償(会計年度職員通勤手当) (2)
											6 再任用職員人件費(一般管理費) 160

(一般会計)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								給料 (99) 通勤手当 (2) 期末手当 (17) 勤勉手当 (8) 時間外勤務手当 (34)
2 財産管理費	91,493	1,420	92,913	その他 63	1,357	1 報 酬 843 3 職員手当等 323 8 旅 費 15 10 需 用 費 64 12 委 託 料 64 14 工事請負費 111		1 南郷庁舎維持改修費 △54 南郷支所改修工事請負費 (△54) 2 その他財産管理費 1,474 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (843) 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (155) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (168) 費用弁償(会計年度職員通勤手当) (15) 修繕費(施設管理) (64) 支障木等伐採委託料 (64) 駐車場整備工事請負費 (165)
3 交通安全防犯対策費	6,666	180	6,846		180	10 需 用 費 180		1 防犯灯設置管理費 180 電気料 (180)
4 企画費	523,506	425	523,931	県支出金 1,500 その他 375	△1,450	8 旅 費 50 22 償還金利子及び割引料 375		1 移住・定住対策事業費 375 県補助金過年度分返還金 (375) 2 総合戦略策定事業(まち・ひと・しごと創生) 50 普通旅費 (50)
5 電算システム管理費	354,730	△30,271	324,459		△30,271	12 委 託 料 △21,942 13 使用料及び賃借料 △7,039 17 備品購入費 △1,290		1 その他電算管理費 △30,271 電算システム保守委託料 (999) システム改修委託料 (836) ガバメントクラウド運用管理補助委託料 (△1,997) 基幹業務システム運用支援委託料 (△21,780) クラウドサービス利用料 (△7,039) 情報通信機器購入費 (△1,290)

(一般会計)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明		
						特定財源	一般財源	区	分		金額	
		6	69,135	1,316	70,451		1,316					
		CATVセンター運営費										
								2	給料	153	1 ケーブルテレビ運営費 ドローン登録情報更新手数料 (3)	932
								3	職員手当等	70	支障木等伐採委託料 CATV備品購入費 (429)	(500)
								4	共済費	161	2 一般職員人件費(CATV) 給料 (153)	384
								11	役務費	3	通勤手当 (2)	(36)
								12	委託料	500	勤勉手当 (32)	(32)
								17	備品購入費	429	縣市町村職員共済組合負担金 (161)	(161)

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明		
						特定財源	一般財源	区	分		金額	
		2	100,611	1,559	102,170		1,559					
		徴税費										
		1	77,660	1,559	79,219		1,559					
		税務総務費										
								1	報酬	132	1 一般職員人件費(税務総務) 給料 (697)	1,367
								2	給料	697	通勤手当 (72)	(72)
											期末手当 (304)	(304)
								3	職員手当等	730	勤勉手当 (294)	(294)
											2 会計年度任用職員人件費(税務事務) 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (132)	192
											期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (32)	(32)
											勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (28)	(28)

(一般会計)

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民登録費

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明		
						特定財源	一般財源	区	分		金額	
3	1	戸籍住民登録費	52,118	1,408	53,526		1,408					
		1 戸籍住民登録費	52,118	1,408	53,526		1,408	2	給料	281	1 窓口業務システム管理運営費 住民基本台帳ネットワークシステム保守委託料	643 (643)
								3	職員手当等	146	2 戸籍住民登録一般経費 印刷製本費	42 (42)
								4	共済費	296	3 一般職員人件費(戸籍住民登録) 給料	723 (281)
								10	需用費	42	通勤手当 期末手当	(13) (71)
								12	委託料	643	勤勉手当 縣市町村職員共済組合負担金	(62) (296)

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明		
						特定財源	一般財源	区	分		金額	
4	7	選挙費	40,142	617	40,759		617					
		7 町長・町議会議員選挙費	26,076	617	26,693		617	1	報酬	171	1 町長・町議会議員選挙費 投票管理者報酬	617 (37)
								10	需用費	83	投票立会人報酬 開票管理者報酬	(66) (2)
								11	役務費	30	開票立会人報酬 期日前投票管理者報酬	(15) (18)
								12	委託料	108	期日前投票立会人報酬 印刷製本費	(33) (83)
								18	負担金補助及び交付金	225	郵便料 ポスター掲示板設置撤去委託料 公営負担金補助金	(30) (108) (225)

(一般会計)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

3	1	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		民生費	1,055,843	11,661	1,067,504	720	10,941			
	1	社会福祉費	715,964	10,957	726,921	720	10,237			
	1	社会福祉総務費	190,088	2,077	192,165	その他 720	1,357			
								2 給料	1,265	1 社会福祉一般経費(町民生活) 印刷製本費 (34)
								3 職員手当等	58	災害見舞金 (720)
								10 需用費	34	2 一般職員人件費(社会福祉総務) 給料 (1,265)
								19 扶助費	720	通勤手当 (58)
	3	高齢者福祉費	266,237	3,850	270,087		3,850			
								1 報酬	175	1 福祉の充実(高齢者) 250
								3 職員手当等	65	(1) 高齢者の保健事業及び介護予防との一体的事業 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (140)
								8 旅費	10	時間外勤務報酬(パートタイム会計年度職員) (35)
								12 委託料	3,600	期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (35) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (30) 費用弁償(会計年度職員通勤手当) (10)
										2 高齢者福祉支援費 生活管理短期宿泊事業委託料 (3,600)
	4	障がい福祉費	238,993	5,030	244,023		5,030			
								11 役務費	30	1 扶助費(障がい者福祉) 障がい福祉サービス費 (5,000)
								19 扶助費	5,000	2 障がい者福祉一般経費 レセプト審査手数料 (30)

(一般会計)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明		
						特定財源	一般財源	区	分		金	額
2		児童福祉費	339,005	704	339,709		704					
	1	児童福祉総務費	103,404	450	103,854		450					
								2	給料	136	1 放課後児童健全育成事業 消防設備保守点検委託料	1 (1)
								3	職員手当等	72	2 一般職員人件費(児童福祉総務) 給料	449 (136)
								4	共済費	241	通勤手当	(7)
											期末手当	(34)
								12	委託料	1	勤勉手当	(31)
											縣市町村職員共済組合負担金	(241)
	2	児童福祉施設費	235,601	254	235,855		254					
								14	工事請負費	234	1 児童福祉施設管理運営費 保育料過誤納還付金及び還付加算金	20 (20)
								22	償還金利子及び割引料	20	2 児童福祉施設整備改修費 保育所改修工事請負費	234 (234)

(一般会計)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

4	1	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区分	金額		
		衛生費	379,995	5,872	385,867		5,872				
		保健衛生費	170,635	5,872	176,507		5,872				
	1	保健衛生総務費	71,167	787	71,954		787				
								2	給料	797	1 救急医療対策 在宅当番医制整備事業負担金 △1,251
								3	職員手当等	556	二次救急医療対策負担金 (△1,114)
								4	共済費	685	初期救急診療所運営負担金 (△47)
								18	負担金補助及び交付金	△1,251	2 一般職員人件費(保健衛生総務) 給料 (797)
											通勤手当 (38)
											期末手当 (273)
											勤勉手当 (245)
											縣市町村職員共済組合負担金 (685)
	2	予防費	47,221	15	47,236		15				
								22	償還金利子及び割引料	15	1 予防一般経費 15 国庫補助金過年度分返還金 (15)
	4	水道費	10,590	471	11,061		471				
								18	負担金補助及び交付金	471	1 水道施設管理費 471 水道施設整備補助金 (471)
	5	診療所費	10,282	4,599	14,881		4,599				
								10	需用費	199	1 歯科診療所運営管理費 4,599 修繕費(その他の備品) (199)
								14	工事請負費	275	歯科診療所改修工事請負費 (275)
								17	備品購入費	4,125	歯科診療所備品購入費 (4,125)

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費
(項) 1 農業費

(単位：千円)

5	1	1	1	1	補正額の財源内訳		節		説明	
					特定財源	一般財源	区 分	金 額		
		農林水産業費	1,000,811	10,251	1,011,062	8,250	2,001			
		農業費	396,221	9,280	405,501	8,250	1,030			
		1 農業委員会費	11,746	200	11,946		200			
								1 報酬	132	1 会計年度任用職員人件費(農業委員会) 200 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (132)
								3 職員手当等	60	期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (32) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (28)
								8 旅 費	8	費用弁償(会計年度職員通勤手当) (8)
		2 農業総務費	49,311	832	50,143		832			
								2 給 料	796	1 一般職員人件費(農業総務) 739 給料 (703)
								3 職員手当等	15	通勤手当 (15)
								4 共 済 費	21	2 任期付職員人件費(農業総務) 93 給料(任期付職員) (93) 県市町村職員共済組合負担金(任期付職員) (△500)
										任期付職員社会保険料負担金 (500)
		3 農業振興費	209,484	16,751	226,235	県支出金 14,910	1,841			
								1 報酬	132	1 農業生産組織(担い手)育成強化(県単) 9,796 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金 (9,796)
								8 旅 費	3	2 中山間地域直接支払 中山間地域直接支払交付金 (6,820)
								18 負担金補助及び交付金	16,616	3 会計年度任用職員人件費(農業振興) 135 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (132) 費用弁償(会計年度職員通勤手当) (3)
		4 畜産業費	66,438	495	66,933		495			
								2 給 料	287	1 一般職員人件費(畜産業) 495 給料 (287)
								3 職員手当等	102	通勤手当 (5) 期末手当 (38)
								4 共 済 費	106	勤勉手当 (59) 県市町村職員共済組合負担金 (106)
		5 農地費	56,097	△9,018	47,079		△2,358			

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
				県支出金 △6,210 その他 △450		14 工事請負費 18 負担金補助 及び交付金	△9,000 △18	1 農業水路等長寿命化・防災減災事業(国庫) 農業水路等長寿命化・防災減災事業工事請負費 農業水路等長寿命化・防災減災事業賦課金	△9,018 (△9,000) (△18)
6 地籍調査費	3,145	20	3,165		20	10 需用費	20	1 庁用車管理購入費(地籍事業) 燃料費	20 (20)

(款) 5 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
2 林業費	603,128	971	604,099		971				
2 林業振興費	345,490	683	346,173		683	1 報酬 3 職員手当等 8 旅 費 12 委 託 料 17 備品購入費	132 60 10 373 108	1 地域おこし活動費(林業振興) 活動備品購入費 2 森林公益的機能増進事業(町単) 報酬(パートタイム会計年度任用職員) 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) 費用弁償(会計年度職員通勤手当) 3 林業施設管理費 土地登記委託料 不動産鑑定評価委託料	108 (108) 202 (132) (32) (28) (10) 373 (50) (323)
3 林道整備費	144,147	288	144,435		288	2 給 料 3 職員手当等 12 委 託 料	102 21 165	1 農山漁村地域交付金事業(林道整備) 橋梁点検業務委託料 2 林道一般経費 給料(フルタイム会計年度任用職員) 期末手当(フルタイム会計年度任用職員) 通勤手当(フルタイム会計年度任用職員) 勤勉手当(フルタイム会計年度任用職員)	165 (165) 123 (102) (23) (△20) (18)

(一般会計)

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区	分	
6		商工費	347,611	3,176	350,787	△78	3,254			
	1	商工費	42,453	201	42,654	△73	274			
		1 商工振興費	42,453	201	42,654	その他 △73	274			
								2 給料	144	1 一般職員人件費(商工振興) 給料 201 (144)
								3 職員手当等	10	通勤手当 (10)
								4 共済費	47	縣市町村職員共済組合負担金 (47)

(款) 6 商工費
(項) 2 観光費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区	分	
	2	観光費	199,982	3,645	203,627	△5	3,650			
		1 観光振興費	199,982	3,645	203,627	その他 △5	3,650			
								10 需用費	199	1 農林産物直売施設管理運営費 修繕費(施設管理) 3,633 (53)
								14 工事請負費	△134	農産物直売所「美郷ノ蔵」運営補助金 (3,580)
								18 負担金補助 及び交付金	3,580	2 西の正倉院・百済の館管理運営費 電気料 (136) 西の正倉院正面階段取替工事 (△134)
										3 北郷地区観光施設管理運営費 消耗品費(施設管理) 10 (10)

(一般会計)

(款) 6 商工費
(項) 3 鉱害処理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
3	105,176	△670	104,506		△670				
6	105,176	△670	104,506		△670				
						10 需用費	0	1 速日鉱山施設管理費 消耗品費(施設管理)	△670 (△300)
						12 委託料	△670	電気料 修繕費(施設管理) 修繕費(重機管理) 廃水処理業務委託料	(△300) (300) (300) (△670)

(一般会計)

(款) 7 土木費
(項) 1 土木管理費

(単位：千円)

7	1	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		土木費	811,624	△21,855	789,769	△34,693	12,838			
	1	土木管理費	121,842	4,397	126,239		4,397			
	1	土木総務費	121,702	4,397	126,099		4,397			
								1 報酬	273	1 道路等施設環境の整備 184 給料(フルタイム会計年度任用職員) (123)
								2 給料	2,183	期末手当(フルタイム会計年度任用職員) (32) 勤勉手当(フルタイム会計年度任用職員) (29)
								3 職員手当等	1,063	2 一般職員人件費(土木総務) 3,756 給料 (2,060)
								4 共済費	834	通勤手当 (81) 期末手当 (412)
								10 需用費	0	勤勉手当 (369)
								13 使用料及び賃借料	42	縣市町村職員共済組合負担金 (834)
								26 公課費	2	3 会計年度任用職員人件費(土木総務) 194 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (133) 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (33) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (28)
										4 会計年度任用職員人件費(測量登記) 219 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (140) 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (42) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (37)
										5 庁用車管理購入費(土木総務費) 44 燃料費 (△120) 修繕費(公用車管理) (120) 庁用車リース料 (42) 自動車重量税 (2)

(款) 7 土木費
(項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

2	1	道路橋梁費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		道路橋梁費	456,185	1,000	457,185		1,000			
	1	道路維持費	63,285	1,000	64,285		1,000			
								12 委託料	1,000	1 町道維持管理費(道路維持費) 1,000 道路維持管理委託料 (1,000)

(一般会計)

(款) 7 土木費
(項) 3 住宅費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3 住宅費	174,047	△27,252	146,795	△34,693	7,441			
1 公営住宅管理費	25,457	△7,000	18,457	国庫補助金 △3,000 県支出金 △1,500	△2,500	14 工事請負費	△7,000	1 公営住宅改築改修費 空き家改修工事請負費 △7,000 (△7,000)
2 公営住宅建設費	119,900	△17,952	101,948	国庫補助金 △5,326 その他 △16,000	3,374	12 委 託 料 14 工事請負費	△3,952 △14,000	1 公営住宅建設事業費(国庫補助) 公営住宅営繕工事測量設計委託料 社会資本整備総合交付金事業工事請負費 △17,952 (△3,952) (△14,000)
3 一般住宅対策費	28,690	△2,300	26,390	国庫補助金 △8,350 県支出金 △517	6,567	18 負担金補助 及び交付金	△2,300	1 一般住宅支援費 木造住宅耐震化支援事業費補助金 △2,300 (△2,300)

(一般会計)

(款) 8 消防費
(項) 1 消防費

(単位：千円)

8	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		消 防 費	522,390	3,246	525,636	2,200	1,046			
		消 防 費	522,390	3,246	525,636	2,200	1,046			
	1	非常備消防費	233,945	671	234,616		671			
								2 給 料	393	1 非常備消防一般経費 全国消防大会県代表出場負担金 10 (10)
								3 職員手当等	224	2 一般職員人件費(消防) 661 給料 (393)
								4 共 済 費	44	通勤手当 (5) 期末手当 (115)
								18 負担金補助 及び交付金	10	勤勉手当 (104) 縣市町村職員共済組合負担金 (44)
	2	消防施設費	14,895	225	15,120		225			
								10 需 用 費	225	1 消防施設維持管理費 225 修繕費(施設管理) (225)
	3	防災無線施設費	273,550	2,350	275,900	その他 2,200	150			
								10 需 用 費	△950	1 防災無線施設管理費 2,350 電気料 (50)
								12 委 託 料	3,300	修繕費(施設管理) (△1,000) 無線局定期検査業務委託料 (3,300)

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

9	1	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		教育費	532,723	20,177	552,900		20,177			
	1	教育総務費	200,888	1,965	202,853		1,965			
	2	事務局費	159,876	1,608	161,484		1,608			
								1 報酬	13	1 教育委員会事務局一般経費 22
								2 給料	792	学校運営協議会委員報酬 (13) 費用弁償 (9)
								3 職員手当等	483	2 一般特別職員人件費(教育委員会) 1,377 給料 (792)
								4 共済費	102	期末手当(特別職) (32) 通勤手当 (10)
								8 旅費	164	期末手当 (234) 勤勉手当 (207)
								10 需用費	54	県市町村職員共済組合負担金 (102)
										3 会計年度任用職員人件費(教育委員会) 155 費用弁償(会計年度職員通勤手当) (155)
										4 庁用車管理購入費(教育委員会) 54 燃料費 (54)
	3	スクールバス運営費	37,269	357	37,626		357			
								8 旅費	7	1 町内スクールバス運行費 350 修繕費(公用車管理) (350)
								10 需用費	350	2 会計年度任用職員人件費(スクールバス) 7 費用弁償(会計年度職員通勤手当) (7)

(一般会計)

(款) 9 教育費

(項) 4 義務教育学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明		
						特定財源	一般財源	区	分		金	額
	4	義務教育学校費	53,498	5,276	58,774		5,276					
	1	義務教育学校管理費	32,086	5,272	37,358		5,272					
								10	需用費	4,140	1 義務教育学校管理費 電気料 修繕費(施設管理) クリーニング代 家電リサイクル手数料 シロアリ駆除委託料	5,272 (3,480) (660) (10) (22) (1,100)
								11	役務費	32		
								12	委託料	1,100		
	2	義務教育学校教育振興費	21,412	4	21,416		4					
								11	役務費	4	1 義務教育学校振興費 証紙代	4 (4)

(款) 9 教育費

(項) 5 幼稚園費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明		
						特定財源	一般財源	区	分		金	額
	5	幼稚園費	70,120	2,875	72,995		2,875					
	1	幼稚園費	70,120	2,875	72,995		2,875					
								1	報酬	750	1 幼稚園教員人件費 給料	1,538 (878)
								2	給料	1,166	通勤手当 期末手当	(34) (277)
								3	職員手当等	851	勤勉手当 縣市町村職員共済組合負担金	(243) (106)
								4	共済費	106	2 会計年度任用職員人件費(幼稚園教員) 報酬(パートタイム会計年度任用職員)	1,337 (750)
								8	旅費	2	給料(フルタイム会計年度任用職員) 期末手当(フルタイム会計年度任用職員) 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) 通勤手当(フルタイム会計年度任用職員) 勤勉手当(フルタイム会計年度任用職員) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) 費用弁償(会計年度職員通勤手当)	(288) (73) (61) (12) (63) (88) (2)

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 6 社会教育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
6		社会教育費	208,217	10,061	218,278		10,061				
	1	社会教育総務費	46,227	△1,493	44,734		△1,493				
								2	給料	693	1 青少年健全育成 青少年交流事業補助金 △2,600 (△2,600)
								3	職員手当等	356	2 一般職員人件費(社会教育) 896 給料 (549)
								4	共済費	58	通勤手当 (7)
								18	負担金補助及び交付金	△2,600	期末手当 (149) 勤勉手当 (133) 県市町村職員共済組合負担金 (58)
								3	会計年度任用職員人件費(社会教育)		211 給料(フルタイム会計年度任用職員) (144) 期末手当(フルタイム会計年度任用職員) (36) 勤勉手当(フルタイム会計年度任用職員) (31)
	2	公民館費	26,309	2,798	29,107		2,798				
								1	報酬	134	1 会計年度任用職員人件費(公民館) 195 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (134)
								3	職員手当等	61	期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (33) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (28)
								10	需用費	235	2 公民館管理運営費 235 電気料 (210)
								14	工事請負費	2,368	水道料 (5) 修繕費(施設管理) (20)
								3	公民館整備改修費		2,368 ニューホープセンター改修工事請負費 (2,368)
	3	文化財保護費	7,331	289	7,620		289				
								10	需用費	6	1 文化芸能発表発信 6 燃料費 (6)
								12	委託料	283	2 文化財一般経費 283 文化財保存整備測量委託料 (283)
	4	図書館費	31,949	538	32,487		538				
								1	報酬	352	1 会計年度任用職員人件費(図書館) 538 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (352)
								3	職員手当等	140	勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (140) 費用弁償(会計年度職員通勤手当) (46)

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 6 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
						8 旅 費	46	
5 保健体育総務費	4,302	300	4,602		300	18 負担金補助及び交付金	300	1 スポーツ振興 宮崎国スポ・障スポ美郷町実行委員会補助金 300 (300)
6 体育施設費	18,880	2,501	21,381		2,501	10 需 用 費	1,050	1 社会体育施設管理費 電気料 2,501 (800)
						12 委 託 料	1,451	修繕費（施設管理） 遊具撤去委託料 (250) (1,451)
7 学校給食施設費	71,400	5,128	76,528		5,128	1 報 酬	874	1 美郷町給食施設運営管理費 賄材料費 3,125 (3,100)
						3 職員手当等	476	調理器具研磨手数料 清掃業務委託料 (10) (15)
						8 旅 費	653	2 会計年度任用職員人件費（給食） 報酬（パートタイム会計年度任用職員） 2,003 (874)
						10 需 用 費	3,100	勤勉手当（パートタイム会計年度任用職員） 費用弁償（会計年度職員通勤手当） (476) (653)
						11 役 務 費	10	
						12 委 託 料	15	

(一般会計)

(款) 10 災害復旧費

(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

(単位: 千円)

10	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
		災害復旧費	1,568,061	622,610	2,190,671	452,610	170,000				
	1	農林水産業施設災害復旧費	879,877	372,610	1,252,487	203,760	168,850				
	1	農地・農業用施設災害復旧費	141,156	△990	140,166	県支出金 6,580 その他 △20	△7,550	12 委 託 料 △386	△386	1 農地・農業施設災害復旧事業(補助) 過年発生農地・農業用施設災害復旧工事費 (6,810)	6,810 (6,810)
								14 工事請負費 △990	△990	2 農地・農業施設災害復旧事業(単独) 農地・農業施設災害復旧測量設計委託料 (△386)	△7,800 (△386)
								21 補償補填及び賠償金 386	386	町単農地・農業用施設災害復旧工事費 電柱移転補償費 (386)	(△7,800) (386)
	2	林業施設災害復旧費	738,721	373,600	1,112,321	県支出金 362,800 地方債 △165,600	176,400	14 工事請負費 373,600	373,600	1 林業施設災害復旧事業(補助) 過年発生林道施設災害復旧工事費 (352,000)	352,000 (352,000)
										2 林業施設災害復旧事業(県単) 現年発生林道施設災害復旧工事費 (21,600)	21,600 (21,600)

(款) 10 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位: 千円)

	2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
							特定財源	一般財源	区 分	金 額		
			公共土木施設災害復旧費	688,184	250,000	938,184	248,850	1,150				
		1	道路橋梁災害復旧費	688,184	250,000	938,184	国庫補助金 166,750 地方債 82,100	1,150	14 工事請負費 250,000	250,000	1 道路橋梁災害復旧事業(補助) 現年発生公共土木施設災害復旧工事費 (220,000) 過年発生公共土木施設災害復旧工事費 (30,000)	250,000 (220,000) (30,000)

(一般会計)

(款) 11 公債費
(項) 1 公債費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区	分		金額
11		公債費	892,500	700	893,200		700				
	1	公債費	892,500	700	893,200		700				
		2 利子	22,500	700	23,200		700				
								22 償還金利子及び割引料	700	1 一般会計借入金利子返済金 長期償還利子	700 (700)

(款) 12 諸支出金
(項) 1 特別会計繰出金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明		
						特定財源	一般財源	区	分		金額	
12		諸支出金	1,469,262	26,275	1,495,537	5,964	20,311					
	1	特別会計繰出金	484,037	11,611	495,648	5,964	5,647					
		1 特別会計繰出金	484,037	11,611	495,648		5,647	国庫補助金 4,139 県支出金 1,825				
									27 繰出金	11,611	1 国民健康保険事業特別会計繰出金 国民健康保険事業特別会計繰出金(人件費) 国民健康保険事業特別会計繰出金(事務費) 2 介護保険事業特別会計繰出金 介護保険事業特別会計繰出金(人件費) 介護保険事業特別会計繰出金(事務費) 介護保険事業特別会計繰出金(低所得者保険料軽減負担金) 3 後期高齢者医療特別会計繰出金 後期高齢者医療特別会計繰出金(町会計事務費)	1,881 (261) (1,620) 9,004 (364) (1,340) (7,300) 726 (726)

(款) 12 諸支出金
(項) 3 公営企業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明		
						特定財源	一般財源	区	分		金額	
	3	公営企業費	456,017	14,664	470,681		14,664					
		1 公営企業支出金	456,017	14,664	470,681		14,664					
									18 負担金補助及び交付金	13,507	1 国民健康保険病院事業会計繰出金 町立病院運営費補助金 町立病院事業出資金	12,164 (11,007) (1,157)
									23 投資及び出資金	1,157	2 簡易水道事業会計繰出金 簡易水道事業運営費補助金	2,500 (2,500)

(一般会計)

議案第 7 7 号

令和 7 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 8 8 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 1 1, 7 1 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 県支出金		708,484	△1,133	707,351
	1 県補助金	708,484	△1,133	707,351
10 繰入金		76,873	3,015	79,888
	1 他会計繰入金	68,505	1,881	70,386
	2 基金繰入金	8,368	1,134	9,502
歳入合計		909,830	1,882	911,712

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		14,718	1,881	16,599
	1 総務管理費	13,645	1,881	15,526
6 保健事業費		18,352	206	18,558
	1 保健事業費	6,688	206	6,894
9 諸支出金		25,469	△205	25,264
	3 繰出金	24,109	△205	23,904
歳 出 合 計		909,830	1,882	911,712

令和 7 年度

美郷町国民健康保険事業特別会計

事 項 別 明 細 書

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 総務費	14,718	1,881	16,599				1,881	
3 国民健康保険事業費納付金	179,796	0	179,796		△928			928
6 保健事業費	18,352	206	18,558					206
9 諸支出金	25,469	△205	25,264		△205			
歳出合計	909,830	1,882	911,712		△1,133		1,881	1,134

入 歳

2 歳 入

(款) 6 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位：千円)

6	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
			県支出金	708,484	△1,133	707,351			
			県補助金	708,484	△1,133	707,351			
		1	保険給付費等交付金	708,484	△1,133	707,351	2 特別交付金	△1,133	1 保険者努力支援分 △928 (1) 保険者努力支援分 (△928) 2 特別調整交付金 △205 (1) 特別調整交付金分(市町村分) (△205)
10			繰入金	76,873	3,015	79,888			
	1		他会計繰入金	68,505	1,881	70,386			
		1	一般会計繰入金	68,505	1,881	70,386	3 職員給与費等繰入金	1,881	1 職員給与費等繰入金 (1) 職員給与費等繰入金
		2	基金繰入金	8,368	1,134	9,502			
		1	基金繰入金	8,368	1,134	9,502	1 基金繰入金	1,134	1 基金繰入金 (1) 基金繰入金

歲 出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
			総 務 費	14,718	1,881	16,599	1,881				
	1		総務管理費	13,645	1,881	15,526	1,881				
		1	一般管理費	12,642	1,881	14,523	その他				
						1,881					
								2 給 料	127	1 一般管理費	1,620
										クラウドサービス利用料	(1,620)
								3 職員手当等	76	2 一般職員人件費(国民健康保険)	261
										給料	(127)
								4 共 済 費	58	期末手当	(42)
										勤勉手当	(34)
								13 使用料及び 賃借料	1,620	縣市町村職員共済組合負担金	(58)

(国民健康保険事業特別会計)

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
3		国民健康保険事業費納付金	179,796	0	179,796	△928	928			
	1	医療給付費分	131,535	0	131,535	△928	928			
		1 医療給付費分	131,535	0	131,535	県支出金 △928	928			

(国民健康保険事業特別会計)

(款) 6 保健事業費

(項) 1 保健事業費

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6		保健事業費	18,352	206	18,558		206			
	1	保健事業費	6,688	206	6,894		206			
		2 疾病予防費	6,192	206	6,398		206			
								1 報 酬	140	1 疾病予防費 206
										報酬 (パートタイム会計年度任用職員) (140)
								3 職員手当等	66	期末手当 (パートタイム会計年度任用職員) (35)
										勤勉手当 (パートタイム会計年度任用職員) (31)

(国民健康保険事業特別会計)

(款) 9 諸支出金
(項) 3 繰出金

(単位: 千円)

9	3	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
		諸支出金	25,469	△205	25,264	△205					
		繰出金	24,109	△205	23,904	△205					
	2	直営診療施設勘定繰出金	24,109	△205	23,904	県支出金 △205		27 繰出金	△205	1 直営診療施設繰出金 国保直営病院施設整備補助金	△205 (△205)

(国民健康保険事業特別会計)

議案第 7 8 号

令和 7 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ 1 8, 5 9 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 1 2 9, 8 8 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		275,264	△18,904	256,360
	1 国庫負担金	147,301	△7,342	139,959
	2 国庫補助金	127,963	△11,562	116,401
4 支払基金交付金		247,838	34,719	282,557
	1 支払基金交付金	247,838	34,719	282,557
5 県支出金		148,044	△6,228	141,816
	1 県負担金	137,453	△6,228	131,225
7 繰入金		158,250	9,004	167,254
	1 一般会計繰入金	158,249	9,004	167,253
歳入合計		1,111,295	18,591	1,129,886

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		30,297	1,704	32,001
	1 総務管理費	11,445	1,343	12,788
	4 認定調査等費	9,348	361	9,709
2 保険給付費		876,181	0	876,181
	1 介護サービス等諸費	757,496	1,200	758,696
	3 高額介護サービス等費	24,391	1,100	25,491
	4 特定入所者介護サービス等費	67,647	△9,590	58,057
	5 介護予防サービス等諸費	26,074	7,280	33,354
	6 審査支払手数料	573	10	583
7 諸支出金		11,547	42	11,589
	1 償還金及び還付加算金	11,546	42	11,588
8 予 備 費		123,356	16,845	140,201
	1 予 備 費	123,356	16,845	140,201
歳 出	合 計	1,111,295	18,591	1,129,886

令和7年度

介護保険事業特別会計補正予算

事 項 別 明 細 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	275,264	△18,904	256,360
4 支払基金交付金	247,838	34,719	282,557
5 県支出金	148,044	△6,228	141,816
7 繰入金	158,250	9,004	167,254
歳入合計	1,111,295	18,591	1,129,886

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 総務費	30,297	1,704	32,001					1,704
2 保険給付費	876,181	0	876,181	△18,904	△6,228		35,143	△10,011
3 地域支援事業費	69,912	0	69,912				△424	424
7 諸支出金	11,547	42	11,589					42
8 予備費	123,356	16,845	140,201					16,845
歳出合計	1,111,295	18,591	1,129,886	△18,904	△6,228		34,719	9,004

歳

入

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
3		国庫支出金	275,264	△18,904	256,360			
	1	国庫負担金	147,301	△7,342	139,959			
		1 介護給付費負担金	147,301	△7,342	139,959	1 現年度分	△7,342	1 現年度分 (1)国庫介護給付費現年度分
	2	国庫補助金	127,963	△11,562	116,401			
		1 調整交付金	107,335	△11,562	95,773	1 現年度分	△11,562	1 現年度分 (1)調整交付金現年度分
4		支払基金交付金	247,838	34,719	282,557			
	1	支払基金交付金	247,838	34,719	282,557			
		1 介護給付費交付金	236,570	35,143	271,713	1 現年度分	35,143	1 現年度分 (1)現年度分
	2 地域支援事業支援交付金	11,268	△424	10,844	1 現年度分	△424	1 現年度分 (1)現年度分	
5		県支出金	148,044	△6,228	141,816			
	1	県負担金	137,453	△6,228	131,225			
		1 介護給付費負担金	137,453	△6,228	131,225	1 現年度分	△6,228	1 現年度分 (1)現年度分
7		繰 入 金	158,250	9,004	167,254			
	1	一般会計繰入金	158,249	9,004	167,253			
		2 その他一般会計繰入金	30,793	1,704	32,497	1 職員給与費等繰入金 2 事務費繰入金	364 1,340	1 職員給与費等繰入金 (1)職員給与費等繰入金 1 事務費繰入金 (1)事務費繰入金
	5 低所得者保険料軽減繰入金	7,463	7,300	14,763	1 現 年 分	7,300	1 現年分 (1)低所得軽減繰入金	

歳

出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1								
	総務費	30,297	1,704	32,001		1,704		
	1 総務管理費	11,445	1,343	12,788		1,343		
	1 一般管理費	11,444	1,343	12,787		1,343		
						2 給 料	128	1 介護保険一般経費 979 介護保険システム改修業務委託料 (979)
						3 職員手当等	97	2 一般職員人件費(介護保険) 給料 364 (128)
						4 共 済 費	139	職員手当等 (97) 通勤手当 (10)
						12 委 託 料	979	期末手当 (48) 勤勉手当 (39) 県市町村職員共済組合負担金 (139)

(款) 1 総務費

(項) 4 認定調査等費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4								
	認定調査等費	9,348	361	9,709		361		
	1 認定調査等費	9,348	361	9,709		361		
						1 報 酬	279	1 認定調査等費 361 介護認定調査員報酬 (パートタイム会計年度任用職員) (279)
						3 職員手当等	62	期末手当 (パートタイム会計年度任用職員) (14) 勤勉手当 (パートタイム会計年度任用職員) (48)
						8 旅 費	20	費用弁償 (会計年度職員通勤手当) (20)

(介護保険事業特別会計)

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位: 千円)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		保険給付費	876,181	0	876,181	10,011	△10,011			
		介護サービス等諸費	757,496	1,200	758,696	9,681	△8,481			
	1	居宅介護サービス等給付費	209,017	△40,000	169,017	国庫補助金 △19,845 県支出金 △2,903 その他 △9,021	△8,231	18 負担金補助 及び交付金	△40,000	1 居宅介護サービス等給付費 居宅介護サービス等給付費負担金 △40,000 (△40,000)
	3	施設介護サービス等給付費	451,644	21,700	473,344	国庫補助金 4,279 県支出金 △8,147 その他 27,556	△1,988	18 負担金補助 及び交付金	21,700	1 施設介護サービス等給付費 施設介護サービス等給付費負担金 21,700 (21,700)
	5	居宅介護福祉用具購入費	258	100	358	国庫補助金 16 県支出金 21 その他 54	9	18 負担金補助 及び交付金	100	1 居宅介護福祉用具購入費 福祉用具購入費負担金 100 (100)
	6	居宅介護住宅改修費	1,107	600	1,707	国庫補助金 102 県支出金 119 その他 305	74	18 負担金補助 及び交付金	600	1 居宅介護住宅改修費 住宅改修費負担金 600 (600)
	9	地域密着型サービス等給付費	73,844	18,800	92,644	国庫補助金 1,111 県支出金 4,644 その他 11,143	1,902	18 負担金補助 及び交付金	18,800	1 地域密着型サービス等給付費 地域密着型サービス等給付費負担金 18,800 (18,800)

(介護保険事業特別会計)

(款) 2 保険給付費
 (項) 1 介護サービス等諸費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
	10	居宅介護支援サービス等給付費	21,626	0	21,626	国庫補助金 △1,156	△247			
						県支出金 536				
						その他 867				

(款) 2 保険給付費
 (項) 3 高額介護サービス等費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
	3	高額介護サービス等費	24,391	1,100	25,491	1,218	△118			
	1	高額介護サービス等費	21,064	1,100	22,164	国庫補助金 △830	△80			
						県支出金 686		18 負担金補助及び交付金	1,100	1 高額介護サービス等費 高額介護サービス費等負担金 1,100 (1,100)
						その他 1,324				
	3	高額合算療養費	3,327	0	3,327	国庫補助金 △178	△38			
						県支出金 82				
						その他 134				

(介護保険事業特別会計)

(款) 2 保険給付費

(項) 4 特定入所者介護サービス等費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区分	金額		
	4	特定入所者 介護サービス 等費	67,647	△9,590	58,057	△7,415	△2,175				
	1	特定入所者 介護サービス 等費	67,647	△9,590	58,057	国庫補助金 △3,015 県支出金 △2,941 その他 △1,459	△2,175	18 負担金補助 及び交付金	△9,590	1 特定入所者介護サービス等費 特定入所者介護サービス費等負担金	△9,590 (△9,590)

(介護保険事業特別会計)

(款) 2 保険給付費

(項) 5 介護予防サービス等諸費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区分	金額		
5		介護予防サービス等諸費	26,074	7,280	33,354	6,512	768				
	1	介護予防サービス等給付費	8,014	5,500	13,514	国庫補助金 1,122 県支出金 949 その他 2,715	714	18 負担金補助及び交付金	5,500	1 介護サービス等給付費 介護予防サービス等給付費負担金	5,500 (5,500)
	3	介護予防福祉用具購入費	300	30	330	国庫補助金 △7 県支出金 11 その他 25	1	18 負担金補助及び交付金	30	1 介護予防福祉用具購入費 介護予防福祉用具購入費負担金	30 (30)
	4	介護予防住宅改修費	1,068	150	1,218	国庫補助金 △17 県支出金 49 その他 108	10	18 負担金補助及び交付金	150	1 介護予防住宅改修費 介護予防住宅改修費負担金	150 (150)
	5	居宅介護支援サービス等給付費	2,551	1,600	4,151	国庫補助金 296 県支出金 302 その他 798	204	18 負担金補助及び交付金	1,600	1 居宅介護支援サービス等給付費 居宅介護支援サービス等給付費負担金	1,600 (1,600)
	6	介護予防地域密着型サービス給付費	14,141	0	14,141	国庫補助金 △755 県支出金 349 その他 567	△161				

(介護保険事業特別会計)

(款) 2 保険給付費
 (項) 6 審査支払手数料

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区	分	
	6	審査支払手数料	573	10	583	15	△5			
	1	審査支払手数料	573	10	583	国庫補助金 △27	△5			
						県支出金 15		11 役 務 費	10	1 支払審査手数料 介護給付費審査支払手数料
						その他 27				10 (10)

(款) 3 地域支援事業費
 (項) 3 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区	分	
3		地域支援事業費	69,912	0	69,912	△424	424			
	3	介護予防・生活支援サービス事業費	32,847	0	32,847	△424	424			
	1	介護予防・生活支援サービス事業費	32,847	0	32,847	その他 △424	424			

(介護保険事業特別会計)

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
7			諸支出金	11,547	42	11,589		42			
	1		償還金及び 還付加算金	11,546	42	11,588		42			
		2	償還金	11,495	42	11,537		42			
								22 償還金利子 及び割引料	42	1 償還金	42
										国庫負担金過年度分返還金	(28)
										県負担金過年度分返還金	(14)

(款) 8 予備費

(項) 1 予備費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
8			予備費	123,356	16,845	140,201		16,845			
	1		予備費	123,356	16,845	140,201		16,845			
		1	予備費	123,356	16,845	140,201		16,845			
								29 予備費	16,845	1 予備費(介護保険) 予備費	16,845 (16,845)

(介護保険事業特別会計)

議案第 7 9 号

令和 7 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 7 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7 2 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 5, 0 7 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		156,569	726	157,295
	1 一般会計繰入金	156,569	726	157,295
歳入	合計	214,352	726	215,078

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		3,362	726	4,088
	1 総務管理費	3,362	726	4,088
歳 出	合 計	214,352	726	215,078

令和7年度

美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

事 項 別 明 細 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	156,569	726	157,295
歳入合計	214,352	726	215,078

歳

入

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

3	1	繰入金	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		繰入金	156,569	726	157,295			
	1	一般会計繰入金	156,569	726	157,295			
	1	一般会計繰入金	156,569	726	157,295	1 事務費繰入金	726	1 事務費繰入金 (1)事務費繰入金

歳

出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
							特定財源	一般財源	区 分	金 額		
			総 務 費	3,362	726	4,088		726				
			総務管理費	3,362	726	4,088		726				
			一般管理費	2,990	726	3,716		726				
									13 使用料及び 賃借料	726	1 後期高齢一般経費 クラウドサービス利用料	726 (726)

(後期高齢者医療事業特別会計)

議案第 80 号

令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の総額は、「第 1 表歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 5 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳出予算補正

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		156,614	2,394	159,008
	1 総務管理費	155,929	2,394	158,323
2 医業費		29,236	2,000	31,236
	1 医業費	29,236	2,000	31,236
5 予備費		52,071	△4,394	47,677
	1 予備費	52,071	△4,394	47,677
歳出合計		254,643	0	254,643

令和 7 年度

美郷町国民健康保険診療所事業特別会計

事 項 別 明 細 書

歲 出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
							特定財源	一般財源	区 分	金 額		
			総 務 費	156,614	2,394	159,008		2,394				
		1	総務管理費	155,929	2,394	158,323		2,394				
		1	一般管理費	155,929	2,394	158,323		2,394				
									1 報 酬	810	1 診療所運営管理費(南郷診療所) 非常勤医師謝礼	△342 (△132)
									2 給 料	886	電気料 ガス代	(730) (60)
									3 職員手当等	894	医療用機器リース料	(△1,000)
									7 報 償 費	0	2 診療所運営管理費(北郷診療所) 非常勤医師謝礼	132 (132)
									8 旅 費	14	3 会計年度任用職員人件費(南郷診療所) 報酬(パートタイム会計年度任用職員)	1,777 (410)
									10 需 用 費	790	給料(フルタイム会計年度任用職員)	(660)
									13 使用料及び 賃借料	△1,000	期末手当(パートタイム会計年度任用職員) 特殊勤務手当(フルタイム会計年度任用職員) 通勤手当(フルタイム会計年度任用職員) 勤勉手当(フルタイム会計年度任用職員)	(210) (144) (173) (180)
											4 会計年度任用職員人件費(北郷診療所) 報酬(パートタイム会計年度任用職員) 給料(フルタイム会計年度任用職員) 期末手当(フルタイム会計年度任用職員) 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) 通勤手当(フルタイム会計年度任用職員) 勤勉手当(フルタイム会計年度任用職員) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) 費用弁償(会計年度職員通勤手当)	726 (400) (130) (40) (60) (2) (30) (50) (14)
											5 再任用職員人件費(南郷診療所) 給料 通勤手当	101 (96) (5)
											6 庁用車管理費(南郷診療所) 燃料費 修繕費(公用車管理)	(30) (△30)

(款) 2 医業費
(項) 1 医業費

(単位：千円)

2	1	3	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
							特定財源	一般財源	区 分	金 額		
			医業費	29,236	2,000	31,236		2,000				
			医業費	29,236	2,000	31,236		2,000				
			医業材料費	19,866	2,000	21,866		2,000				
									10 需用費	2,000	1 医業材料費(南郷診療所) 医薬材料費 2 医業材料費(北郷診療所) 医薬材料費	△1,000 (△1,000) 3,000 (3,000)

(款) 5 予備費
(項) 1 予備費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区	分		金
5		予備費	52,071	△4,394	47,677		△4,394				
	1	予備費	52,071	△4,394	47,677		△4,394				
		1 予備費	52,071	△4,394	47,677		△4,394				
								29 予備費	△4,394	1 予備費(国保診療所) 予備費	△4,394 (△4,394)

(国民健康保険診療所事業特別会計)

令和7年度

美郷町簡易水道事業会計補正予算
(第2号)

宮崎県美郷町

議案第 8 1 号

令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 簡易水道事業収益	2 1 5 , 4 5 5 千円	2 3 5 千円	2 1 5 , 6 9 0 千円
第 2 項 営業外収益	1 4 3 , 4 5 3 千円	2 3 5 千円	1 4 3 , 6 8 8 千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 簡易水道事業費用	2 2 1 , 9 9 9 千円	2 3 5 千円	2 2 2 , 2 3 4 千円
第 1 項 営業費用	2 1 6 , 2 5 4 千円	2 3 5 千円	2 1 6 , 4 8 9 千円

第3条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額43,469千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,882千円、引継金14,109千円、過年度分損益勘定留保資金27,478千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額45,969千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,109千円、引継金19,863千円、過年度分損益勘定留保資金23,997千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			収 入
第1款 資本的収入	42,891千円	2,500千円	45,391千円
第1項 他会計補助金	22,122千円	2,500千円	24,622千円

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			支 出
第1款 資本的支出	86,360千円	5,000千円	91,360千円
第1項 建設改良費	42,822千円	5,000千円	47,822千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	10,206千円	△187千円	10,019千円

令和7年12月5日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

令和7年度 美郷町簡易水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益			215,455	235	215,690	
	2 営業外収益		143,453	235	143,688	
		4 長期前受金戻入		71,177	235	71,412

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 水道事業費用			221,999	235	222,234		
	1 営業費用		216,254	235	216,489		
		1 原水及び浄水費		66,728	1,290	68,018	
		3 総係費		33,897	△ 2,222	31,675	
		4 減価償却費		101,040	1,167	102,207	

令和7年度 美郷町簡易水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			42,891	2,500	45,391	
	4 他会計補助金		22,122	2,500	24,622	
		1 他会計補助金		22,122	2,500	24,622

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出			86,360	5,000	91,360	
	1 建設改良費		42,822	5,000	47,822	
		1 建設改良費		42,822	5,000	47,822

給与費明細書

1. 総括

(単位:千円)

区 分	職員数		給与費				法定福利費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬	給料	手当	計		
補正後	0	1	0	4,550	3,864	8,414	1,605	10,019
補正前	0	1	0	4,463	4,277	8,740	1,466	10,206
比較	-	-	0	87	△ 413	△ 326	139	△ 187

(単位:千円)

手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	期末勤勉 手 当	時 間 外 手 当	管 理 職 手 当	児 童 手 当
		補正後	534	163	0	2,304	263	0
	補正前	534	155	0	2,727	261	0	600
	比較	0	8	0	△ 423	2	0	0

令和7年度 美郷町簡易水道事業会計補正予算(第2号) 事項別明細書

収益的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明				
						区 分	金 額					
1	水道事業収益		215,455	235	215,690							
		2	営業外収益	143,453	235	143,688						
			4	長期前受金戻入	71,177	235	71,412	2	長期前受金 県補助金戻入	253	長期前受金県補助金戻入	253
								3	長期前受金 他会計補助金戻入	△ 18	長期前受金他会計補助金戻入	△ 18

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明					
						区 分	金 額						
1	水道事業費用		221,999	235	222,234								
		1	営業費用		216,254	235	216,489						
				1	原水及び浄水費	66,728	1,290	68,018	9	備用品費	540	備用品費	540
									11	光熱水費	250	光熱水費	250
									18	修繕費	500	修繕費	500
				3	総係費	33,897	△ 2,222	31,675	1	給料	87	給料	87
									2	手当	△ 413	時間外勤務手当	2
												通勤手当	8
												期末手当	△ 260
												勤勉手当	△ 163
									5	法定福利費	139	法定福利費	139
15	委託料	△ 2,035	委託料	△ 2,035									
4	減価償却費	101,040	1,167	102,207	1	有形固定資産 減価償却費	1,167	構築物	397				
								機械及び装置	770				

令和7年度 美郷町簡易水道事業会計補正予算(第2号) 事項別明細書

資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1	資本的收入		42,891	2,500	45,391			
	1	他会計補助金	22,122	2,500	24,622			
		1 他会計補助金	22,122	2,500	24,622	1 他会計補助金	2,500	他会計補助金 2,500

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1	資本の支出		86,360	5,000	91,360			
	1	建設改良費	42,822	5,000	47,822			
		1 建設改良費	42,822	5,000	47,822	34 工事請負費	5,000	工事請負費 5,000

議案第 8 2 号

令和 7 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 7 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収 入	
第 1 款 病院事業収益	7 6 6 , 2 1 1 千円	2 2 , 0 7 9 千円	7 8 8 , 2 9 0 千円
第 1 項 医 業 収 益	4 9 2 , 0 4 2 千円	1 0 , 6 6 0 千円	5 0 2 , 7 0 2 千円
第 2 項 医 業 外 収 益	2 7 4 , 1 6 8 千円	1 1 , 4 1 9 千円	2 8 5 , 5 8 7 千円
		支 出	
第 1 款 病院事業費用	7 6 6 , 2 1 1 千円	2 2 , 0 7 9 千円	7 8 8 , 2 9 0 千円
第 1 項 医 業 費 用	7 4 1 , 3 1 2 千円	2 2 , 0 7 9 千円	7 6 3 , 3 9 1 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 2 2 , 2 1 9 千円は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。」を「不足する額 2 3 , 5 8 3 千円は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 資本的収入	35,488 千円	952 千円	36,440 千円
第 1 項 出資金	27,799 千円	1,157 千円	28,956 千円
第 3 項 繰入金	7,689 千円	△205 千円	7,484 千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	57,707 千円	2,316 千円	60,023 千円
第 1 項 建設改良費	34,035 千円	2,316 千円	36,351 千円
第 4 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のように定める。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	475,656 千円	11,007 千円	486,663 千円

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

令和07年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予算額	補正予算額	計	説 明
1. 病院事業収益			766,211	22,079	788,290	
	1. 医業収益		492,042	10,660	502,702	
		1. 入院収益	213,853	5,012	218,865	
		2. 外来収益	250,535	2,400	252,935	
		3. 介護保険事業収益	1,212	841	2,053	
		4. その他医業収益	26,442	2,407	28,849	
	2. 医業外収益		274,168	11,419	285,587	
		1. 受取利息配当金	20	120	140	
		3. 他会計補助金	251,054	11,007	262,061	
		8. 長期前受金戻入	19,224	292	19,516	

令和07年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予算額	補正予算額	計	説 明
1. 病院事業費用			766,211	22,079	788,290	
	1. 医業費用		741,312	22,079	763,391	
		1. 給与費	475,656	11,007	486,663	
		2. 材料費	94,579	7,878	102,457	
		3. 経費	115,629	3,194	118,823	

令和07年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予算額	補正予算額	計	説 明
1. 資本的収入			35,488	952	36,440	
	1. 出資金		27,799	1,157	28,956	
		1. 一般会計出資金	27,799	1,157	28,956	
	3. 繰入金		7,689	△205	7,484	
		1. 事業勘定繰入金	7,689	△205	7,484	

令和07年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予算額	補正予算額	計	説 明
1. 資本的支出			57,707	2,316	60,023	
	1. 建設改良費		34,035	2,316	36,351	
		1. 有形固定資産購入費	22,355	2,316	24,671	

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 病院事業収益			766,211	22,079	788,290			0
	1. 医業収益		492,042	10,660	502,702			0
		1. 入院収益	213,853	5,012	218,865			0
						入院収益	5,012	5,012
		2. 外来収益	250,535	2,400	252,935			0
						外来収益	2,400	2,400 骨密度検査
		3. 介護保険事業収益	1,212	841	2,053			0
						居宅サービス事業収益	841	841 1,212,000円 - 171,158円*12月
		4. その他医業収益	26,442	2,407	28,849			0
					公衆衛生活動収益	2,407	719 高齢者帯状疱疹予防接種料（個人負担） 1,688 高齢者帯状疱疹予防接種委託料	
	2. 医業外収益		274,168	11,419	285,587			0
		1. 受取利息配当金	20	120	140			0
						預金利息	120	120
		3. 他会計補助金	251,054	11,007	262,061			0
					他会計補助金	11,007	11,007 一般会計病院事業補助金（給与改定による給与費不足額分）	
8. 長期前受金戻入	19,224	292	19,516			0		
				長期前受金戻入	292	292		
【合 計】			766,211	22,079	788,290			

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区分	金 額	
1. 病院事業費用			766,211	22,079	788,290			0
	1. 医業費用		741,312	22,079	763,391			0
		1. 給与費	475,656	11,007	486,663			0
						給料	4,207	看護師給与改定増額分 2,890 准看護師給与改定増額分 125 医療技術員給与改定増額分 670 事務員給与改定増額分 522
						手当	2,838	医師期末勤勉手当減額分 △1,500 その他の手当減額分 △300 看護師期末勤勉手当給与改定増額分 3,320 その他の手当給与改定増額分 105 医療技術員期末勤勉手当給与改定増額分 280 事務員期末勤勉手当給与改定増額分 170 会計年度任用職員給与改定増額分 763
						法定福利費	3,086	社会保険料負担金(会計年度任用職員) 200 市町村職員共済組合負担金(会計年度任用職員) 2,886
						報酬	876	給与改定による増 876
		2. 材料費	94,579	7,878	102,457			0
						薬品費	7,878	薬品費(貯) 5,589 薬品費(直) 2,289
		3. 経費	115,629	3,194	118,823			0
						報償費	△2,890	当直医師謝礼(研修医) △240 非常勤医師謝礼 △2,650
						光熱水費	2,364	電気料 2,364
						賃借料	1,182	創傷治療器レンタル料 963

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区分	金 額	
								在宅酸素リース料 219
						委託料	2,538	検査業務委託料（外注分）不足分 2,220
								医療廃棄物処理業務委託料不足分 318
【合 計】			766,211	22,079	788,290			

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
1. 資本的収入			35,488	952	36,440			0	
	1. 出資金		27,799	1,157	28,956			0	
		1. 一般会計出資金	27,799	1,157	28,956	一般会計出資金	1,157	建設改良費充当分（（建設改良費）－（起債・補助金・交付金） ×1/2	1,157
	3. 繰入金			7,689	△205	7,484			0
		1. 事業勘定繰入金		7,689	△205	7,484			0
							事業勘定繰入金	△205	国保調整交付金
【合 計】			35,488	952	36,440				

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区分	金 額		
1. 資本的支出			57,707	2,316	60,023			0	
	1. 建設改良費		34,035	2,316	36,351			0	
		1. 有形固定資産購入費		22,355	2,316	24,671			0
							機械備品購入費	2,316	内視鏡止血装置（高周波焼灼電源装置）購入業務【外来】 ポータブルエコー購入業務【透折】
【合 計】			57,707	2,316	60,023				

令和7年第4回美郷町議会定例会
(12月定例会)

主要事業等説明資料



Dear MISATO

**DRIVE TO
MISATO**



【 目 次 】

〔会計〕	〔款〕	〔項〕	〔目〕	〔ページ〕	
一般会計	1 議会費	1 議会費	1 議会費	3	
		2 総務費	1 総務管理費	4 企画費	3
			5 電算システム管理費	4	
			6 CATVセンター運営費	5	
	3 民生費		1 社会福祉費	3 高齢者福祉費	6
			2 児童福祉費	2 児童福祉施設費	7
	4 衛生費		1 保健衛生費	4 水道費	7
		5 診療所費		8	
	5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	9	
			5 農地費	10	
		2 林業費	2 林業振興費	10	
		2 観光費	1 観光振興費	11	
	6 商工費	3 住宅費	2 公営住宅建設費	13	
	7 土木費		2 消防費	2 消防施設費	14
				3 防災無線施設費	14
	9 教育費	4 義務教育学校費	1 義務教育学校管理費	15	
			2 公民館費	15	
		6 社会教育費	3 文化財保護費	16	
			5 保健体育総務費	16	
			6 体育施設費	17	
7 学校給食施設費			7 学校給食施設費	18	
		1 農林水産業施設 災害復旧費	1 農地・農業用施設 災害復旧費	19	
	2 林業施設災害復旧費		20		
2 公共土木施設 災害復旧費	1 道路橋梁災害復旧費	21			
介護保険事業特別会計				22	
後期高齢者医療事業特別会計				22	
簡易水道事業会計				23	
国民健康保険病院事業会計				23	

担当課	議会事務局	小事業名	議会一般経費		予算書																												
会計	一般会計	事業名	タブレットリース料		ページ																												
予算	款	1 議会費	事業費(千円)	左の財源内訳																													
	項	1 議会費																															
	目	1 議会費																															
要求区分	新規要求	99																															
事業区分	継続事業		一般財源		99																												
法令・条例等																																	
事業の目的・意図・効果・補正理由																																	
<p>現在使用しているタブレット（14台）が6年を経過し、今後OSやセキュリティで安全性が確保できないため、更新をしたい。 使用しているタブレットは通信費に含まれており、購入となっているが、次回からはリース（36か月）を考えている。今年度は、2月と3月の2か月分のリースとなる。</p>																																	
事業の概要（積算根拠等）																																	
<p>議会用タブレット更新に伴うリース料 iPad (A16) 11インチ 14台</p> <p>①基本使用料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">5ギガデータbiz</td> <td style="width: 20%;">7,980円×</td> <td style="width: 20%;">13台=</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">103,740円</td> </tr> <tr> <td>法人ギガ特割</td> <td>△5200円×</td> <td>13台=</td> <td style="text-align: right;">△67,600円</td> </tr> <tr> <td>特別割引</td> <td>△800円×</td> <td>13台=</td> <td style="text-align: right;">△10,400円</td> </tr> </table> <p>②その他</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">ユニバーサルサービス料</td> <td style="width: 20%;">3円×</td> <td style="width: 20%;">13台=</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">39円</td> </tr> <tr> <td>電話リレーサービス料</td> <td>1円×</td> <td>13台=</td> <td style="text-align: right;">13円</td> </tr> <tr> <td>端末レンタル料</td> <td>1,000円×</td> <td>13台=</td> <td style="text-align: right;">13,000円</td> </tr> <tr> <td>あんしん補償OP利用料</td> <td>450円×</td> <td>13台=</td> <td style="text-align: right;">5,850円</td> </tr> </table> <p>消費税 4,464円</p> <hr/> <p style="text-align: right;">月額リース料（13台） 49,106円 ×2か月分</p> <p style="text-align: right;">合計 98,212円</p> <p>※債務負担行為 月額 49,106円×36か月=1,767,816円</p>						5ギガデータbiz	7,980円×	13台=	103,740円	法人ギガ特割	△5200円×	13台=	△67,600円	特別割引	△800円×	13台=	△10,400円	ユニバーサルサービス料	3円×	13台=	39円	電話リレーサービス料	1円×	13台=	13円	端末レンタル料	1,000円×	13台=	13,000円	あんしん補償OP利用料	450円×	13台=	5,850円
5ギガデータbiz	7,980円×	13台=	103,740円																														
法人ギガ特割	△5200円×	13台=	△67,600円																														
特別割引	△800円×	13台=	△10,400円																														
ユニバーサルサービス料	3円×	13台=	39円																														
電話リレーサービス料	1円×	13台=	13円																														
端末レンタル料	1,000円×	13台=	13,000円																														
あんしん補償OP利用料	450円×	13台=	5,850円																														

担当課	政策推進室	小事業名	移住・定住対策事業費		予算書
会計	一般会計	事業名	移住・定住促進事業		ページ
予算	款	2 総務費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項	1 総務管理費			
	目	4 企画費			
要求区分	現計予算の増減	375	諸収入	移住支援金返還金	375
事業区分	継続事業		一般財源		0
法令・条例等	宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領 美郷町ひなた暮らし移住支援金交付要綱				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
<p>令和4年度美郷町ひなた暮らし移住支援金事業において、補助金返還が発生した。本補助事業は県事業であったため、県に返還が必要となったため。</p>					
事業の概要（積算根拠等）					
<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付額・・・1,000,000円 ※内訳（県：750,000円 町：250,000円） ・補助金返還額・・・500,000円 ・県に対する返還額・・・375,000円（県：750,000×1/2） ・返還理由・・・美郷町ひなた暮らし移住支援金交付要綱 第9条 「支援金の申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合は、支援金の半額を返還するものとする」 ・支援金申請日：令和4年6月29日 ・転出日：令和7年7月8日 ※申請日から3年経過 <p>○特定財源 美郷町ひなた暮らし移住支援金返還金 500千円</p>					

担当課	企画情報課	小事業名	その他電算管理費	予算書 ページ
会計	一般会計	事業名	地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業	16
予算	款	2 総務費	左の財源内訳	
	項目	1 総務管理費		
	目	5 電算システム管理費		
要求区分	現計予算の増減	△ 29,817		
事業区分	継続事業		一般財源	△ 29,817
法令・ 条例等	標準化法			
事業の目的・意図・効果・補正理由				
<p>当町の住民情報システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行については、当初、令和7年11月を予定していたが、標準化パッケージの品質上の課題及びガバメントクラウドにおける技術的な問題が発生したため、令和8年9月に延伸となった。このことにより、年度内は引き続き現行の住民情報システムを利用するため、4ヵ月分の運用経費を増額補正し、安定運用を継続することで住民サービスに支障がないよう努める。また、併せてガバメントクラウド移行後の運用経費として計上していた予算に関しては減額補正を行う。</p>				
事業の概要（積算根拠等）				
○歳出				
①委託料				
		説 明	金額（千円）	
		・電算システム保守料 →249,700円×4ヵ月分=998,800円	999	
		・ガバメントクラウド運用管理補助委託料 →△499,400円×4ヵ月=△1,997,600円	△ 1,997	
		・基幹業務システム運用支援業務委託料 →△5,445,000円×4ヵ月=△21,780,000円	△ 21,780	
		合 計	△ 22,778	
②使用料及び賃借料				
		説 明	金額（千円）	
		・クラウドサービス利用料（現行自治体クラウド） →2,198,240円×4ヵ月分=8,792,960円	8,793	
		・クラウドサービス利用料（ガバメントクラウド） →△3,958,108円×4ヵ月分=△15,832,432円	△ 15,832	
		合 計	△ 7,039	

担当課	企画情報課	小事業名	その他電算管理費	予算書						
会計	一般会計	事業名	システム改修委託料	ページ						
予算	款	2 総務費	事業費(千円)	左の財源内訳						
	項目	1 総務管理費								
	5 電算システム管理費									
要求区分	現計予算の増減	836								
事業区分	新規事業		一般財源	836						
法令・条例等										
事業の目的・意図・効果・補正理由										
西郷庁舎の1階、2階に設置してあるフロアスイッチのUPSが故障しており、停電等でネットワークが停止し、住民サービスに支障をきたす恐れがあるため、新しい機器に取り換える。										
事業の概要(積算根拠、特定財源の名称等)										
◎歳出										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>金額(千円)</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>システム改修委託料</td> <td>836</td> <td>フロアスイッチ用UPS機器更改(2台分)</td> </tr> </tbody> </table>					費目	金額(千円)	説明	システム改修委託料	836	フロアスイッチ用UPS機器更改(2台分)
費目	金額(千円)	説明								
システム改修委託料	836	フロアスイッチ用UPS機器更改(2台分)								

担当課	企画情報課	小事業名	ケーブルテレビ運営費	予算書
会計	一般会計	事業名	支障木等伐採委託料	ページ
予算	款	2 総務費	事業費(千円)	左の財源内訳
	項目	1 総務管理費		
	6 CATVセンター運営費			
要求区分	現計予算の増減	500		
事業区分	継続事業		一般財源	500
法令・条例等	美郷町ケーブルネットワーク施設条例			
事業の目的・意図・効果・補正理由				
支障木伐採委託料が不足しており、緊急時の伐採対応が出来ないため、補正を行いケーブルの安定保守に努める。				
事業の概要(積算根拠等)				
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業名 支障木伐採委託料 ● 事業費 500千円 ● 事業場所 美郷町全域 ● 事業の効果 光ファイバーケーブルへの樹木等への接触防止による通信、放送のサービス断リスクの低減が図られる。 				
※参考 R7.4~R7.10月実績 10件 770,000円				

担当課	企画情報課	小事業名	ケーブルテレビ運営費	予算書	
会計	一般会計	事業名	CATV備品購入費	ページ	17
予算	款	2 総務費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項目	1 総務管理費 6 CATVセンター運営費			
要求区分	現計予算の増減		429		
事業区分	継続事業			一般財源	429
法令・条例等	美郷町ケーブルネットワーク施設条例				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
ケーブルテレビ加入者宅に設置しているD-ONUについて、現在20台ストックしているがこれまでの実績から3月までに約35台程度の利用が見込まれるため不足分について補正を行い安定運用に努める。					
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）					
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業名 令和7年度 町単独事業 D-ONU購入業務 ● 事業費 429千円 ● 事業場所 町内ケーブルテレビ加入者宅 ● 事業の効果 町内加入者への安定したサービス提供、老朽化や不具合があった場合の交換機器を確保し保守、交換対応の迅速が図られる。 					
※参考 R7.9月 D-ONU30台購入し今年度4月～10月まで月平均7台設置 10月末時点で残台数が20台。					

担当課	健康福祉課	小事業名	高齢者福祉支援費	予算書	
会計	一般会計	事業名	高齢者福祉支援費	ページ	19
予算	款	3 民生費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項目	1 社会福祉費 3 高齢者福祉費			
要求区分	現計予算の増減		3,600		
事業区分	継続事業			一般財源	3,600
法令・条例等	美郷町高齢者等短期宿泊事業実施要綱				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
概ね65歳以上の高齢者であって、介護者の手助けがないと居宅生活が困難な方を対象に短期間の施設利用を提供することで、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。短期宿泊の利用人数の増加及び、令和7年4月の要綱改正による1日あたりの利用料の増加に伴う補正である。					
事業の概要（積算根拠等）					
短期宿泊事業について令和6年度は若宮荘と清翠園で実施していたが、令和7年度より百済の園とうなまの里が追加され、短期宿泊事業を利用しやすい環境を整備した。 1日あたりの利用単価について6,440円から7,560円に令和7年4月、要綱改正を行った。					
現在の利用状況（令和7年4月～9月） 7,560円 × 457日 = 3,454,920円					
年間見込み 7,560円 × 1,185日 = 8,958,600円					
(年間見込み) 8,958,600円 - (R7年度予算) 5,364,000円 = 3,594,600円					

担当課	町民生活課	小事業名	児童福祉施設整備改修費	予算書 ページ																												
会 計	一般会計	事業名	田代保育所 築山・立木撤去処分	20																												
予 算	款 3 民生費	事業費(千円)	左の財源内訳																													
	項 2 児童福祉費																															
目 2 児童福祉施設費																																
要求区分	新規要求	234																														
事業区分	新規事業		一般財源	234																												
法令・ 条例等																																
事業の目的・意図・効果・補正理由																																
<p>田代保育所の園庭にある築山に無数のアリの巣があり、築山に立っている樹木の幹にもアリの巣が広がっている。7月には樹木の大きな枝が腐れて落下してきたこともあった。 また、地面が掘れて木の根があらわになっているところもあり今後も倒木や枝の落下等の危険があるため早急に築山・立木の撤去及び処分が必要である。</p>																																
事業の概要（積算根拠等）																																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>築山・立木撤去処分</td> <td>伐根、整地、タイヤ処分</td> <td>一式</td> <td>132,000円</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物処理</td> <td>廃タイヤ処分料</td> <td>一式</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>重機運搬費</td> <td></td> <td>一式</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>諸経費</td> <td></td> <td>一式</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>小計</td> <td>212,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消費税</td> <td>21,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>233,200円</td> </tr> </table>					築山・立木撤去処分	伐根、整地、タイヤ処分	一式	132,000円	産業廃棄物処理	廃タイヤ処分料	一式	5,000円	重機運搬費		一式	15,000円	諸経費		一式	60,000円			小計	212,000円			消費税	21,200円			合計	233,200円
築山・立木撤去処分	伐根、整地、タイヤ処分	一式	132,000円																													
産業廃棄物処理	廃タイヤ処分料	一式	5,000円																													
重機運搬費		一式	15,000円																													
諸経費		一式	60,000円																													
		小計	212,000円																													
		消費税	21,200円																													
		合計	233,200円																													

担当課	町民生活課	小事業名	水道施設管理費	予算書 ページ		
会 計	一般会計	事業名	水道施設整備事業	21		
予 算	款 4 衛生費	事業費(千円)	左の財源内訳			
	項 1 保健衛生費					
目 4 水道費						
要求区分	現計予算の増減	471				
事業区分	継続事業		一般財源	471		
法令・ 条例等						
事業の目的・意図・効果・補正理由						
<p>○地区に点在する簡易給水施設及び飲料水供給施設の利用者等に対して衛生指導を行うと共に、老朽化した施設の改造・機能増強の助言等を積極的に行い安全な飲料水の確保を図る。</p>						
事業の概要（積算根拠等）						
<p>○施設整備に要する費用について当該補助要綱に基づき、対象費用の9割を助成する。 ※補助対象工事費の基準額は一戸当たり200千円とする。 ※災害等の突発的的事故によるものは、受益者負担は事故1回につき1戸当たり10千円、もしくは補助対象工事費の5%のいずれか安い額とする。</p>						
地区	組合別	戸数	事業費	補助額	地元負担金	概 要
北郷	舟方	9	523,600	471,000	52,600	漏水調査、配水管整備
合 計			-	471,000	-	

担当課	健康福祉課	小事業名	歯科診療所運営管理費	予算書	
会計	一般会計	事業名	歯科診療所運営管理費	ページ	21
予算	款	4 衛生費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項目	1 保健衛生費 5 診療所費			
要求区分	現計予算の増減	199			
事業区分	継続事業		一般財源		199
法令・ 条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
<p>長年使用しているウォシュレットが故障し、便座の暖房、温水機能が動作しない状態となっている。歯科診療所利用者が快適に使用できるよう修繕を行いたい。</p>					
事業の概要（積算根拠等）					
<p>○南郷歯科診療所ウォシュレット修繕 修繕費 198,440円</p>					

担当課	健康福祉課	小事業名	歯科診療所運営管理費	予算書	
会計	一般会計	事業名	歯科診療所運営管理費	ページ	21
予算	款	4 衛生費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項目	1 保健衛生費 5 診療所費			
要求区分	現計予算の増減	4,400			
事業区分	継続事業		一般財源		4,400
法令・ 条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
<p>歯科診療所の患者数が増加しており、診療予約が取りづらい状況が生じていることから、診療体制の強化を図るため歯科ユニットを1台増設するものである。ユニットの増設により、待ち時間の短縮や診療機会の増加につながる。住民が安心して利用できる環境を整備したい。</p>					
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）					
<p>○ユニット購入（備品購入費） 4,124,450円</p> <p>○設置工事（工事請負費） 275,000円</p>					

担当課	農林振興課	小事業名	農業生産組織(担い手)育成強化(県単)	予算書																	
会計	一般会計	事業名	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金	ページ																	
予算	款	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳																	
	項目	1 農業費																			
	目	3 農業振興費																			
要求区分	新規要求	9,796	県支出金	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金	9,796																
事業区分	新規事業		一般財源		0																
法令・条例等	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金交付等要綱(令和7年1月15日付け6農産第3462号)																				
事業の目的・意図・効果・補正理由																					
<p>農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入等により、産地を支えるサポート事業者の育成や活動の促進等の取組等を総合的に支援するもの。</p> <p>なお、今回の補正要求は、国の事業確定(内示)が9月となったことから、それに準じ対応したもの。</p>																					
事業の概要(積算根拠等)																					
<p>①補助対象者 農業者に対して、防除・収穫作業等のサービスを提供し、対価を得る事業者</p> <p>②事業費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施主体</th><th>事業費(税抜)</th><th>補助金</th><th>購入予定機械</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸澤 弘繁</td><td>16,570,000円</td><td>8,285,000円</td><td>ドローン・コンバイン</td></tr> <tr> <td>児玉 直近</td><td>3,022,000円</td><td>1,511,000円</td><td>ドローン・ウイングハロー</td></tr> <tr> <td></td><td>19,592,000円</td><td>9,796,000円</td><td></td></tr> </tbody> </table>						事業実施主体	事業費(税抜)	補助金	購入予定機械	戸澤 弘繁	16,570,000円	8,285,000円	ドローン・コンバイン	児玉 直近	3,022,000円	1,511,000円	ドローン・ウイングハロー		19,592,000円	9,796,000円	
事業実施主体	事業費(税抜)	補助金	購入予定機械																		
戸澤 弘繁	16,570,000円	8,285,000円	ドローン・コンバイン																		
児玉 直近	3,022,000円	1,511,000円	ドローン・ウイングハロー																		
	19,592,000円	9,796,000円																			

担当課	農林振興課	小事業名	中山間地域直接支払	予算書																																																						
会計	一般会計	事業名	中山間地域直接支払交付金	ページ																																																						
予算	款	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳																																																						
	項目	1 農業費																																																								
	目	3 農業振興費																																																								
要求区分	新規要求	6,820	県支出金	中山間地域等直接支払交付金	5,114																																																					
事業区分	新規事業		一般財源		1,706																																																					
法令・条例等	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号) 中山間地域等直接支払交付金交付要綱(平成12年4月1日12構改B第392号) 中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日12構改B第38号) 美郷町農水産振興関係事業補助金交付要綱(平成18年1月4日訓令第116号)																																																									
事業の目的・意図・効果・補正理由																																																										
<p>5期対策(R2~R6)から6期対策(R7~R11)への移行に伴い、各協定の協定書見直しが行われたことによる交付金分の増額分。</p>																																																										
事業の概要(積算根拠等)																																																										
<p>当初予算要求額 令和6年度交付金額 令和7年度交付金額 交付金増額分 87,515千円 94,335千円 6,820千円</p> <p>● 事業費(補助金) - 補助率: 国 1/2、県 1/4、町1/4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th><th rowspan="3">協定数</th><th colspan="3">面積(ha)</th><th colspan="3">事業費(千円)</th></tr> <tr> <th rowspan="2">計</th><th rowspan="2">田</th><th rowspan="2">畑</th><th>国費</th><th>県費</th><th>町費</th></tr> <tr> <th>1/2</th><th>1/4</th><th>1/4</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南郷</td><td>18</td><td>199.7</td><td>193.7</td><td>6.0</td><td>30,952</td><td>15,476</td><td>7,738</td><td>7,738</td></tr> <tr> <td>西郷</td><td>10</td><td>237.0</td><td>161.8</td><td>75.2</td><td>42,787</td><td>21,393</td><td>10,697</td><td>10,697</td></tr> <tr> <td>北郷</td><td>10</td><td>161.9</td><td>161.9</td><td>0.0</td><td>20,596</td><td>10,298</td><td>5,149</td><td>5,149</td></tr> <tr> <td>計</td><td>38</td><td>598.6</td><td>517.4</td><td>81.2</td><td>94,335</td><td>47,167</td><td>23,584</td><td>23,584</td></tr> </tbody> </table>						区分	協定数	面積(ha)			事業費(千円)			計	田	畑	国費	県費	町費	1/2	1/4	1/4	南郷	18	199.7	193.7	6.0	30,952	15,476	7,738	7,738	西郷	10	237.0	161.8	75.2	42,787	21,393	10,697	10,697	北郷	10	161.9	161.9	0.0	20,596	10,298	5,149	5,149	計	38	598.6	517.4	81.2	94,335	47,167	23,584	23,584
区分	協定数	面積(ha)			事業費(千円)																																																					
		計	田	畑	国費			県費	町費																																																	
					1/2	1/4	1/4																																																			
南郷	18	199.7	193.7	6.0	30,952	15,476	7,738	7,738																																																		
西郷	10	237.0	161.8	75.2	42,787	21,393	10,697	10,697																																																		
北郷	10	161.9	161.9	0.0	20,596	10,298	5,149	5,149																																																		
計	38	598.6	517.4	81.2	94,335	47,167	23,584	23,584																																																		

担当課	建設課	小事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業（国庫）		予算書	
会計	一般会計	事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業（国庫）		ページ	
予算	款	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	項目	1 農業費				
	5 農地費					
要求区分	現計予算の増減		△ 9,018	県支出金	農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金	△ 6,210
事業区分	継続事業			諸収入	農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金	△ 450
法令・条例等	土地改良法 美郷町営土地改良事業分担金徴収規則		一般財源			△ 2,358
事業の目的・意図・効果・補正理由						
<p>農業水利施設の長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害の恐れが生じている箇所において、機能回復や被害の発生を未然に防ぐための取組を行い、農業の持続的な発展を図る。</p> <p>・用水路改修</p>						
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）						
<p>14. 工事請負費</p> <p style="padding-left: 20px;">農業水路等長寿命化・防災減災事業工事費 △9,000 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">椿原2期地区 事業費の確定による工事費減額 △9,000 千円</p> <p>18. 負担金補助及び交付金</p> <p style="padding-left: 20px;">農業水路等長寿命化・防災減災事業賦課金 △ 18 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">椿原2期地区 事業費の確定による減額 △ 18 千円</p>						

担当課	農林振興課	小事業名	林業施設管理費		予算書	
会計	一般会計	事業名	平山木工団地(土地)抵当権抹消登記委託		ページ	
予算	款	5 農林業水産費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	項目	2 林業費				
	2 林業振興費					
要求区分	新規要求		50			
事業区分	新規事業			一般財源		50
法令・条例等	不動産登記法第23条(代理人による申請) 地方自治法第234条(外部への委託)					
事業の目的・意図・効果・補正理由						
<p>平山木工団地の敷地として利用されている町有地に係る抵当権を抹消することにより、円滑な財産管理に資するもの。 (譲渡予定地の財産整理)</p>						
事業の概要（積算根拠等）						
<p>対象筆：6筆</p> <p>抹消登記に伴う委託料：50,000円</p>						

担当課	農林振興課	小事業名	林業施設管理費	予算書
会計	一般会計	事業名	平山木工団地(土地)不動産鑑定評価委託	ページ
予算	款	5 農林業水産費		23
	項目	2 林業費	事業費(千円)	左の財源内訳
要求区分	新規要求	323		
事業区分	新規事業			
法令・条例等	地方自治法第234条(外部への委託)		一般財源	323
事業の目的・意図・効果・補正理由				
平山木工団地敷地の譲渡額の参考資料とするため、鑑定評価を依頼するもの。				
事業の概要(積算根拠、特定財源の名称等)				
<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる筆 : 15筆(北郷宇納間字汐901番地2ほか) ・対象となる面積 : 約5.4ha ・現況地目 : 宅地、雑種地及び山林 ・鑑定委託料 : 323,000円 				

担当課	企画情報課	小事業名	農林産物直売施設管理運営費	予算書
会計	一般会計	事業名	修繕費(施設管理)	ページ
予算	款	6 商工費		24
	項目	2 観光費	事業費(千円)	左の財源内訳
要求区分	現計予算の増減	53		
事業区分	継続事業			
法令・条例等			一般財源	53
事業の目的・意図・効果・補正理由				
北郷農林産物処理加工施設「北の郷」に設置している浄化槽は、傾斜がないため、浄化槽の処理水を放流ポンプ(2台)で強制的に汲み上げて排水している状況。現在、その放流ポンプ1台が故障しており残り1台の稼働で負荷をかけ排水しているため、修繕することで浄化槽の正常稼働を図る。				
事業の概要(積算根拠等)				
○修繕費(53,000円)				
		項目	数量	金額
		北郷農林産物処理加工施設浄化槽放流ポンプ修繕	1式	53,000円

担当課	企画情報課	小事業名	農林産物直売施設管理運営費		予算書 ページ
会計	一般会計	事業名	農林産物直売所運営補助金		24
予算	款	6 商工費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項目	2 観光費			
要求区分	現計予算の増減	1 観光振興費	3,580		
				事業区分	継続事業
法令・ 条例等	美郷町直売所運営補助金交付要綱				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
直売所「美郷ノ蔵」は、経営上の問題（経営不振の慢性化）や人員面での問題（経理専従職員の不在）から法人運営上のリスクであり、本来業務（観光推進）の支障となっていたため業務を閉鎖する。なお、業務は㈱ケイメイ（美郷レイクランド指定管理者）へ移管予定であり、令和8年4月から美郷レイクランド売店内での運営再開により施設の活性化を図る。					
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）					
○農林産物直売所「美郷ノ蔵」運営補助金（清算分） 3,580,000円					
	売上	売上原価/販売費/一般管理費	現金収支		
上半期	7,512,279	9,442,391	▲ 1,930,112		
下半期	3,638,662	5,284,482	▲ 1,645,820		
計	11,150,941	14,726,873	▲ 3,575,932		
※上半期：R7年4～9月、下半期：R7年10～12月（推計）					

担当課	建設課	小事業名	公営住宅建設事業費（国庫補助）		予算書 ページ
会計	一般会計	事業名	公営住宅等ストック改善事業		27
予算	款	7 土木費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項	3 住宅費			
目	2 公営住宅建設費	△ 17,952	国庫支出金	住宅向上事業補助金	△ 5,326
要求区分	現計予算の増減		使用料	現年分住宅使用料	△ 16,000
事業区分	継続事業		一般財源		3,374
法令・ 条例等	社会資本総合整備交付金交付要綱 美郷町営住宅の整備基準に関する条例 美郷町営住宅の整備基準に関する条例施行規則				

事業の目的・意図・効果・補正理由

令和7年度 社会資本総合整備交付金事業（公営住宅等ストック改善事業）の各団地改修費の本
年度、事業箇所確定による減額。

事業の概要（積算根拠等）

○公営住宅ストック改善事業

1 2. 委託料

単位：千円

団地名	当初予算額	実施額	差額	備考
愛 宕	2,100	1,683	△ 417	設計・監理委託
甲 田	1,800	1,265	△ 535	設計・監理委託
和 田	3,000	0	△ 3,000	
合 計	6,900	2,948	△ 3,952	

1 4. 工事請負費（交付金対象）

単位：千円

団地名	当初予算額	実施額	差額	備考
愛 宕	11,500	13,500	2,000	
甲 田	13,000	8,500	△ 4,500	2戸改修を1戸改修に変更
和 田	11,500	0	△ 11,500	
合 計	36,000	22,000	△ 14,000	

交付金配分

単位：千円

団地名	当初交付金 事業申請額	当初交付金 予定額	決定交付金 事業申請額	決定交付金 額	備考
愛 宕	10,000	4,500	11,965	5,384	補助率45%
甲 田	12,000	5,400	7,200	3,240	補助率45%
和 田	9,000	4,050	0	0	補助率45%
合 計	31,000	13,950	19,165	8,624	

交付金全体要望額 22,950千円に対して、交付決定額 10,424千円 45.42%の決定額で
あるため、事業量の調整をおこなった。

交付金対象事業： ストック総合改善事業、一般住宅支援事業、サブリース事業

担当課	総務課	小事業名	消防施設維持管理費		予算書 ページ
会計	一般会計	事業名	消防施設維持管理費		28
予算	款	8 消防費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項目	1 消防費 2 消防施設費			
要求区分	現計予算の増減		225		
事業区分	継続事業			一般財源	
法令・ 条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
<p>西郷坂本地区の水道管路老朽化に伴い漏水が発生しており、このままでは、今後の生活に支障が出てくる可能性がある。令和7年度に管路更新が計画されており、その管路上にある消火栓をこの機会に同時に更新を図るもの。消火栓、及び消火栓接続部からの漏水も確認。</p>					
事業の概要（積算根拠等）					
<p>経年劣化している地下式散水栓φ40×2基 修繕費 225,000円</p>					
<p>※坂本地区は地元管理の地区水道。今回の更新は町民生活課の美郷町水道施設整備事業補助金により整備予定。</p>					

担当課	総務課	小事業名	防災無線施設管理費		予算書 ページ
会計	一般会計	事業名	消防救急・防災無線管理事業		28
予算	款	8 消防費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項目	1 消防費 3 防災無線施設費			
要求区分	新規要求		3,300	負担金	防災行政無線等施設運営負担金 2,200
事業区分	継続事業			一般財源	
法令・ 条例等	電波法 第73条				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
<p>電波法第73条の規定に基づく定期検査（五年に一度）を実施し、無線局が法令の規定に適合しているか確認を行い、検査結果報告書を九州総合通信局に報告する。 なお、「美郷町、諸塚村及び椎葉村における消防救急無線と防災行政無線（移動系）の構築及び運営に関する事務委託に関する規約」に基づき、本検査は本町が予算執行する。</p>					
事業の概要（積算根拠等）					
<p>定期検査は、総務大臣の登録を受けた登録検査等事業所に委託し実施する。</p> <p>・検査対象無線局・・・基地局 5局 固定局 4局 計9局</p> <p>検査委託料：3,300千円</p> <p>～内訳～ 労務費等 1,767千円 、 諸経費等 1,233千円</p>					

担当課	教育課	小事業名	義務教育学校管理費	予算書	
会計	一般会計	事業名	義務教育学校管理事業	ページ	30
予算	款	9 教育費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項目	4 義務教育学校費 1 義務教育学校管理費			
要求区分	現計予算の増減		1,760		
事業区分	継続事業			一般財源	1,760
法令・条例等	学校保健安全法				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
西郷義務教育学校1階の教室・廊下及び隣接する校庭に残る切株にあるシロアリの巣及び被害箇所の駆除作業と被害のある床板の張替作業を行い、児童生徒の安全確保や衛生的な環境維持を図る。被害箇所は多数箇所に及んでいることから、被害拡大防止のため早急な対応を行う。					
事業の概要(積算根拠等)					
○西郷義務教育学校1階教室・廊下床板修繕 660,000 円					
・校舎1階教室(5年～7年)及び付近の特別教室、廊下のシロアリ被害箇所の床板張替を行う。生徒が日常歩行する箇所であるため、危険防止のため早急な交換を行う。					
○西郷義務教育学校校舎1階シロアリ駆除委託料 1,100,000 円					
・校舎1階教室(5年～7年)及び付近の特別教室、廊下・廊下天井裏、校庭の切株のシロアリ駆除を行う。特に廊下天井裏には分巢が有るため早急な駆除が必要となっている。					
合計 1,760,000 円					

担当課	教育課	小事業名	公民館整備改修費	予算書	
会計	一般会計	事業名	公民館整備改修費	ページ	31
予算	款	9 教育費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項目	6 社会教育費 2 公民館費			
要求区分	現計予算の増減		2,368		
事業区分	継続事業			一般財源	2,368
法令・条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
西郷ニューホープセンター内、西郷図書館の一般フロアに雨漏りが確認された。蔵書への被害が想定されるため、早急に対応したい。					
事業の概要(積算根拠等)					
西郷ニューホープセンター図書館雨漏り補修工事 2,367,376円					
○下地ケレン清掃、下地処理、下地処理ペースト塗布 123.84㎡					
○ウレタン被膜防水施工(平場) 104.09㎡					
○ウレタン被膜防水施工(立上り) 19.75㎡					
○密着工法					

担当課	教育課	小事業名	文化財一般経費	予算書	
会計	一般会計	事業名	文化財保存整備事業	ページ	
予算	款	9 教育費	事業費(千円)	左の財源内訳	31
	項目	6 社会教育費			
要求区分	新規要求	283			
事業区分	新規事業		一般財源		283
法令・条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
国指定登録有形文化財の候補物件である「旧甲斐酒造酒蔵」のVR(内部360度実測・撮影)を作成し、国指定登録資料とする。本町に残る近代和風建築の貴重な建築資料として、その適正な保存と継承に資する。					
事業の概要(積算根拠等)					
国指定登録有形文化財候補「旧甲斐酒造酒蔵」のVR資料の作成委託料 282,700円					
<ul style="list-style-type: none"> ○360度撮影(20カ所) 90,000円 ○ドローンによる360度撮影(4カ所) 32,400円 ○ウォークスルー(24カ所) 66,720円 ○ウェブサイト用データ作成 9,090円 ○諸経費 58,790円 ○消費税 25,700円 <li style="text-align: right;"><u>合計 282,700円</u> 					

担当課	教育課	小事業名	スポーツ振興	予算書	
会計	一般会計	事業名	スポーツ振興	ページ	
予算	款	9 教育費	事業費(千円)	左の財源内訳	32
	項目	6 社会教育費			
要求区分	新規要求	300			
事業区分	新規事業		一般財源		300
法令・条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
日本のひなた宮崎国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会が2年後の令和9年に北郷総合交流センターで開催される。(バスケットボール競技・少年女子) これに伴い、国・県の補助金の受け入れや全予算を執行するため、実行委員会の通帳口座を開設し、大会へ向け準備を進める。					
事業の概要(積算根拠等)					
令和8年度のリハーサル大会、令和9年度の本大会へ向けた準備金 300,000円					
○国スポ・障スポ大会啓発資材(横断幕・懸垂幕・各種消耗品)購入費					

担当課	教育課	小事業名	社会体育施設管理費		予算書 ページ
会計	一般会計	事業名	社会体育施設管理費		32
予算	款	9 教育費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項目	6 社会教育費 6 体育施設費			
要求区分	新規要求		1,451		
事業区分	新規事業			一般財源	
法令・ 条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
細宇納間運動広場(きりん公園)内遊具の金属部の腐食やコンクリートの劣化が進み、危険性が高まっている。現在、広場の利用はグラウンドゴルフとゲートボールが中心であるため、遊具類を撤去し、安全な広場として有効な活用を図る。					
事業の概要(積算根拠等)					
細宇納間運動広場(きりん公園)遊具撤去業務委託料 1,450,683円					
[撤去作業]					
○BH0.2(ブレーカー付) 5.0日×44,125円=220,625円					
○BH0.2(グラップル付) 5.0日×44,125円=220,625円					
○10tダンプ(コンクリート運搬) 2.0日×63,030円=126,060円					
○4tダンプ(二次製品運搬) 1.0日×41,792円=41,792円					
○普通作業員 5.0日×19,300円=91,500円					
○大工賃金(鉄骨ガス切断) 7.0人×27,700円=193,900円					
[産業廃棄物]					
○コンクリート塊 5.0t×3,500円=17,500円					
○二次製品 4.0t以下×一式=25,000円					
小計 942,002円					
諸経費 376,801円					
税 131,880円					
合計 1,450,683円					

担当課	教育課	小事業名	美郷町給食施設運営管理費		予算書 ページ														
会計	一般会計	事業名	学校給食無償化事業		32														
予算 款 項 目	9 教育費	事業費(千円)	左の財源内訳																
	6 社会教育費																		
	7 学校給食施設費	3,100																	
要求区分	現計予算の増減																		
事業区分	継続事業		一般財源			3,100													
法令・ 条例等																			
事業の目的・意図・効果・補正理由																			
<p>保護者の経済的な負担を軽減するだけでなく、地場産品の購入を促進し地産地消の推進を図ることを目的に給食費の無償化に取り組んでいるが、主食である米やパンをはじめ、給食原材料費の価格高騰により賄材料費が不足するため補正するもの。</p>																			
事業の概要（積算根拠等）																			
<p>○ 賄材料費 当初予算額 24,102,000 円（災害時用非常食分 172,000円含む） 本年度見込額 27,202,000 円 補正額 3,100,000 円</p>																			
<p>【参考】米の価格（公益財団法人 宮崎県学校給食会から納品）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>10kgあたりの 価格（税込み）</th> <th>前年（前月）比</th> <th>＜参考＞令和6年 度納品実績 （4,590kg）に対 する価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>3,639円</td> <td></td> <td>1,699,413円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和7年度</td> <td>4月～8月</td> <td>174%</td> <td rowspan="2">3,561,812円</td> </tr> <tr> <td>9月～3月</td> <td>134%</td> </tr> </tbody> </table>						年度	10kgあたりの 価格（税込み）	前年（前月）比	＜参考＞令和6年 度納品実績 （4,590kg）に対 する価格	令和6年度	3,639円		1,699,413円	令和7年度	4月～8月	174%	3,561,812円	9月～3月	134%
年度	10kgあたりの 価格（税込み）	前年（前月）比	＜参考＞令和6年 度納品実績 （4,590kg）に対 する価格																
令和6年度	3,639円		1,699,413円																
令和7年度	4月～8月	174%	3,561,812円																
	9月～3月	134%																	
米の価格高騰による影響額 約 1,900,000 円																			

担当課	建設課	小事業名	農地・農業用施設災害復旧事業（補助）		予算書	
会計	一般会計	事業名	農地・農業用施設災害復旧事業（補助）		ページ	
予算	款	10 災害復旧費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	項目	1 農林水産業施設災害復旧費		1 農地・農業用施設災害復旧費	6,810	
要求区分	現計予算の増減		6,810	県支出金	現年発生農地・農業用施設災害復旧事業補助金	6,580
事業区分	継続事業			負担金	農地・農業用施設災害復旧費分担金（補助災）	20
法令・条例等	農地・農業用施設災害復旧事業（暫定法） 美郷町耕地災害復旧事業分担金等徴収規則		一般財源		210	
事業の目的・意図・効果・補正理由						
令和6年の台風により、被害を受けた農地や農業施設の農業生産の維持を図るとともに、農業経営の安定に寄与することを目的とする。						
事業の概要（積算根拠等）						
14. 工事請負費 過年発生農地・農業用施設災害復旧費 上川久保地区 他20箇所 工事費増額 6,810千円						

担当課	建設課	小事業名	農地・農業用施設災害復旧事業（単独）		予算書	
会計	一般会計	事業名	農地・農業用施設災害復旧事業（単独）		ページ	
予算	款	10 災害復旧費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	項目	1 農林水産業施設災害復旧費		1 農地・農業用施設災害復旧費	△7,800	
要求区分	現計予算の増減		△7,800	負担金	農地・農業用施設災害復旧費分担金（単独災）	△40
事業区分	継続事業			一般財源		△7,760
法令・条例等	美郷町耕地災害復旧事業分担金等徴収規則					
事業の目的・意図・効果・補正理由						
台風被害により、被害を受けた農地や農業施設の農業生産の維持を図るとともに、農業経営の安定に寄与することを目的とする。						
事業の概要（積算根拠等）						
14. 工事請負費 町単農地・農業用施設災害復旧工事費 △7,800千円 事業箇所確定による						

担当課	建設課	小事業名	林業施設災害復旧費（補助）		予算書
会計	一般会計	事業名	林業施設災害復旧費（補助）		ページ
予算	款	10 災害復旧費			33
	項目	1 農林水産業施設災害復旧費	事業費(千円)	左の財源内訳	
要求区分	現計予算の増減	2 林業施設災害復旧費	352,000	県支出金	352,000
				地方債	△ 165,600
事業区分	継続事業		一般財源		165,600
法令・条例等	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
林道の早期復旧に努め、生活道および森林整備に伴う交通の安全を確保する。					
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）					
14. 工事請負費					
過年発生林道施設災害復旧費			352,000 千円		
単位：千円					
年災	箇所数	事業費		合計	
		当初	12月補正		
5年災	2	141,000	300,000	441,000	
6年災	22	566,500	52,000	618,500	
合計	24	707,500	352,000	1,059,500	

担当課	建設課	小事業名	林業施設災害復旧費（県単）		予算書
会計	一般会計	事業名	林業施設災害復旧費（県単）		ページ
予算	款	10 災害復旧費			33
	項目	1 農林水産業施設災害復旧費	事業費(千円)	左の財源内訳	
要求区分	新規要求	2 林業施設災害復旧費	21,600	県支出金	10,800
				県単林道施設災害復旧費県補助金	
事業区分	新規事業		一般財源		10,800
法令・条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
林道の早期復旧に努め、生活道および森林整備に伴う交通の安全を確保する。					
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）					
14. 工事請負費					
県単災害林道施設災害復旧費			4路線 21,600 千円		
月井谷線（南郷）、鳥の巣線（西郷）、武田の内線（北郷）、玉かつら線（北郷）					

担当課	建設課	小事業名	道路橋梁災害復旧事業（補助）		予算書 ページ	
会計	一般会計	事業名	道路橋梁災害復旧事業（補助）		33	
予算	款	10 災害復旧費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	項目	2 公共土木施設災害復旧費		1 道路橋梁災害復旧費	250,000	
要求区分	現計予算の増減		250,000	負担金	現年発生公共土木施設災害復旧費負担金	146,740
事業区分	継続事業			負担金	過年発生公共土木施設災害復旧費負担金	20,010
			地方債	現年発生公共土木施設災害復旧債	73,200	
			地方債	過年発生公共土木施設災害復旧債	8,900	
			一般財源		1,150	
法令・ 条例等	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法					

事業の目的・意図・効果・補正理由

町道の早期復旧に努め、安全な通行の確保を図りたい。

事業の概要（積算根拠等）

●工事請負費

現年発生公共土木施設災害復旧工事費

7年災（7月豪雨・台風15号） 6路線8箇所 C=220,000千円

地区	路線名	箇所数
南郷	小又・日平線	1
	仁田の越・安蔵線	1
西郷	木浦・丸野線	2
	小八重・清水岳線	2
北郷	飯谷・黒瀬線	1
	椎野・中小屋線	1
計 6路線 8箇所		

過年発生公共土木施設災害復旧工事費

計画変更に伴う増額分 C=30,000千円

6年災 8路線11箇所

地区	路線名	箇所数
南郷	又江の原・小田線	1
西郷	佐礼谷・清水岳線	1
	日平・から谷線	1
	坪谷吐・大斗線	1
	山瀬川	2
	八峽川	1
北郷	論出・椎野線	3
	西野々・汐線	1
計 8路線 11箇所		

担当課	健康福祉課	小事業名	介護保険一般経費		予算書 ページ
会計	介護特会	事業名	介護保険システム改修業務委託料		10
予算	款	1 総務費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項目	1 総務管理費 1 一般管理費		国庫支出金	介護保険事業費補助金(介護報酬改定等に伴うシステム改修事業)
要求区分	新規要求		979		
事業区分	継続事業			一般財源	
法令・ 条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修を行う。					
事業の概要(積算根拠等)					
システム改修1式: 979,000円					
国庫補助金 補助率 1/2 介護保険事業費補助金 介護報酬改定等に伴うシステム改修事業(都道府県実施分及び市町村実施分(一般分))					

担当課	健康福祉課	小事業名	後期高齢者一般経費		予算書 ページ
会計	後高齢特会	事業名	後期高齢者一般経費		10
予算	款	1 総務費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項目	1 総務管理費 1 一般管理費			
要求区分	現計予算の増減		726		
事業区分	継続事業			一般財源	
法令・ 条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
標準化延伸に伴い令和7年11月までの契約を令和8年3月まで延長する。					
事業の概要(積算根拠等)					
・アクロシティ後期高齢者医療クラウドサービス利用料 (R7.12~R8.3分) 追加額 726,000円					

担当課	町民生活課	小事業名	—		予算書																												
会計	簡水事業	事業名	建設改良事業		ページ																												
予算	款	4 資本的支出	9																														
	項目	1 建設改良費	事業費(千円)	左の財源内訳																													
	目	1 建設改良費																															
要求区分	現計予算の増減	5,000																															
事業区分	継続事業		一般財源		5,000																												
法令・条例等																																	
事業の目的・意図・効果・補正理由																																	
<p>○目的：施設の長寿命化を図るとともに、良質な水道水を安定的に供給する。 ○補正理由：埋設物の障害により、当初の施工計画の変更を余儀なくされた。</p>																																	
事業の概要（積算根拠等）																																	
<p>【大規模布設替工事】</p> <p>1. 又江の原配水管布設替工事 設計変更 補正要求額：5,000,000円 595.5mの工事中。電源立地地域対策交付金事業を活用して実施中</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初設計額</th> <th>変更設定額</th> <th>増減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接工事費</td> <td>13,747,140</td> <td>16,688,158</td> <td>2,941,018</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>1,464,000</td> <td>1,756,000</td> <td>292,000</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>4,608,000</td> <td>5,778,000</td> <td>1,170,000</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>4,080,860</td> <td>4,887,842</td> <td>806,982</td> </tr> <tr> <td>消費税相当額</td> <td>2,390,000</td> <td>2,911,000</td> <td>521,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,290,000</td> <td>32,021,000</td> <td>5,731,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※落札率を掛ける</p> <p>当初契約額 変更契約額 変更契約額 予算残額 補正要求額 26,158,000 - 31,860,220 - 5,702,220 - 702,220 = 5,000,000</p>							当初設計額	変更設定額	増減額	直接工事費	13,747,140	16,688,158	2,941,018	共通仮設費	1,464,000	1,756,000	292,000	現場管理費	4,608,000	5,778,000	1,170,000	一般管理費	4,080,860	4,887,842	806,982	消費税相当額	2,390,000	2,911,000	521,000	合計	26,290,000	32,021,000	5,731,000
	当初設計額	変更設定額	増減額																														
直接工事費	13,747,140	16,688,158	2,941,018																														
共通仮設費	1,464,000	1,756,000	292,000																														
現場管理費	4,608,000	5,778,000	1,170,000																														
一般管理費	4,080,860	4,887,842	806,982																														
消費税相当額	2,390,000	2,911,000	521,000																														
合計	26,290,000	32,021,000	5,731,000																														

担当課	地域包括医療局	小事業名	有形固定資産購入		予算書
会計	病院事業会計	事業名	有形固定資産購入		ページ
予算	款	1 資本的支出	11		
	項目	1 建設改良費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	目	1 有形固定資産購入費		繰入金	690
要求区分	現計予算の増減	1,381			
事業区分	新規事業		一般財源		691
法令・条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
<p>内視鏡止血装置は、消化管内視鏡検査においてポリープ切除などの手技に有効に作用する機器である。今般、内視鏡検査の医療ニーズへの対応と診療環境の改善に資するため、止血装置を整備し診療技術の向上を実現する。</p>					
事業の概要（積算根拠等）					
<p>○内視鏡止血装置（高周波焼灼電源装置）機器購入費 1,380,500円</p> <p>資本的収入 : 一般会計出資金 1,381千円×1/2= 690千円</p> <p>資本的支出 : 高周波焼灼電源装置 1,381千円</p> <p>※) 不足分は内部留保資金により充当。</p>					

担当課	地域包括医療局	小事業名	有形固定資産購入		予算書 ページ
会計	病院事業会計	事業名	有形固定資産購入		11
予算	款	1 資本的支出	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項	1 建設改良費		繰入金	
目	1 有形固定資産購入費	935			
要求区分	現計予算の増減		一般財源		
事業区分	新規事業				
法令・ 条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
<p>ポータブルエコー装置は、透析診療における穿刺などにおいて使用される他、救急外来などの迅速な診断が求められる場合に重要な役割を果たす医療機器である。今般、透析診療の拡充に伴い、エコー穿刺を対象とする患者が増員したため、透析診療の環境改善を図る必要があることから機器を整備し早急に対応する。</p>					
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）					
<p>○ポータブルエコー装置（超音波画像診断装置）機器購入費 935,000円</p> <p>資本的収入 : 一般会計出資金 935千円×1/2= 467千円</p> <p>資本的支出 : 超音波画像診断装置 935千円</p> <p>※) 不足分は内部留保資金により充当。</p>					

議案第 8 3 号

美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例

美郷町簡易水道給水条例（平成 1 8 年美郷町条例第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（新設等の設計及び工事） 第 8 条 給水装置の新設等の設計及び工事は、<u>町長が行う。ただし、町長が指定する給水装置工事業者（以下「指定業者」という。）が町長の承認を受けて行うことができる。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>（工事費の負担区分） 第 10 条 <u>工事に要する費用（配水管から量水器又は配水管から当該宅地の区域までを除く。）は、第 7 条の承認を受けた者（以下「申込者」という。）が負担する。</u></p>	<p>（新設等の設計及び工事） 第 8 条 給水装置の新設等の設計及び工事は、<u>前条の承認を受けた者（以下「申込者」という。）が行い、町長が指定する給水装置工事業者（以下「指定業者」という。）が町長の承認を受けて行うことができる。ただし、町長が特に必要があると認められたものについては、この限りではない。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>（工事費の負担区分） 第 10 条 <u>工事に要する費用は、申込者が負担する。ただし、町長が特に必要があると認められたものについては、町においてその費用を負担することができる。</u></p>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

負担の公平性を確保し、簡易水道事業の経営環境が厳しさを増す中、今後も安定的な水道サービスを提供し、水道事業の健全な運営を維持するために、給水管の新設・改良工事に要する費用を申込者の負担とするよう改正を行うもの。

議案第 8 4 号

美郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

美郷町農業集落排水施設条例（平成 1 8 年美郷町条例第 1 1 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>（公共柵設置工事の負担）</u> <u>第 7 条の 2 排水施設の新規共用に伴わない公共柵の設置工事は、使用者が行い、工事完了後は、町に無償譲渡するものとする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。</u></p>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

負担の公平性を確保し、農業集落排水事業の経営環境が厳しさを増す中、今後も農業集落排水事業の健全な運営を維持するために、公共柵の新設・改良工事に要する費用を使用者の負担とするよう改正を行うもの。